

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

決算特別委員会会議録
(民生費・衛生費)

令和 8 年 1 0 月 8 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1 開会年月日 | 令和8年10月8日(木) | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
(17人) | 委員長 中村 謙治郎
委員 拝野 健
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 望月 元美
委員 早川 太郎
委員 中嶋 恵
委員 高森 喜美子
議長 石塚 猛 | 副委員長 寺田 晃
委員 大貫 はなこ
委員 田中 宏篤
委員 村上 浩一郎
委員 松尾 伸子
委員 富永 龍司
委員 秋間 洋
委員 太田 雅久 |
| 4 欠席者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
関井 隆人
(都市づくり部長 兼務)
川田 崇彰
三谷 洋介
(経営改革担当課長 兼務)
高橋 由佳
久我 洋介
軍地 亮典
越智 浩史
反町 英典
伊藤 慶 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務部長	小 川 信 彦
総務部参事	田 渕 俊 樹
区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
広報課長	河 野 友 和
施設課長	五 條 俊 明
区民部長	内 田 円
税務課長	段 塚 克 志
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども家庭部参事	川 口 卓 志
（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
保育課長	村 松 有 希
児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
観光課長	横 倉 亨
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉部長	三 瓶 共 洋
福祉課長	福 田 兼 一
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	江 口 尚 宏
松が谷福祉会館長	平 田 佳 緒
保護課長	行 天 寿 朗
自立支援担当課長	（保護課長 兼務）
健康部長	水 田 涉 子
台東保健所長	（健康部長 兼務）
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	田 畑 俊 典
保健予防課長	（健康部参事 事務取扱）
保健サービス課長	塚 田 正 和

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	古 屋 和 世
清掃リサイクル課長	坂 本 一 成
台東清掃事務所長	廣 瀬 幸 裕
都市計画課長	松 崎 晴 生
地域整備第二課長	門 倉 和 広
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	上 野 守 代
会計課長	落 合 亨
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
監査事務局長	吉 本 由 紀

7 議会事務局

事務局長	鈴 木 慎 也
事務局次長	久木田 太 郎
議事調査係長	吉 田 裕 麻
書 記	岡 崎 一 生
書 記	遠 藤 花 菜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。

○委員長 お願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 それでは、審議に入らせていただきます。

第3款民生費については、項ごとに審議いたします。

第1項社会福祉費について、ご審議願います。

拌野委員。

◆拌野健 委員 おはようございます。146ページ、21番、介護サービス人材確保と162ページ、障害福祉サービス人材確保について伺います。

決算額は介護サービス人材確保は2,865万5,147円、障害福祉サービス人材確保は2,090万4,697円となっております。また、167ページ、主な残額説明の12番では、介護サービス人材確保の助成実績等による残として、1,261万5,853円が記載されています。

まず、令和7年度の事業について、支援を受けた事業所の採用人数、採用後の定着状況、欠員の状況、介護、障害福祉、介護だけでいいかもな、それぞれどこまで把握し、事業の成果をどのように評価しているのか伺います。

また、あわせて、介護サービス人材確保で残額が生じた主な要因と制度の条件や申請方法など、支援の利用につながらなかった理由をどのように検証したのか伺います。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。まず、介護及び障害福祉人材の採用人数や採用後の定着状況などにつきましては、介護・障害両課で実施しています求人広告サイト採用ページ等に係る費用助成事業の採用活動経費助成の実績ということで、介護保険課から一括して答弁させていただきます。

介護保険課では、15事業者からの申請があり、申請事業者の採用予定数は120に対し79名の方が採用に至り、充足率は66%でありました。

また、障害福祉課では、11事業者から申請があり、採用予定数75人に対し51人が採用、充足率は68%であり、介護・障害それぞれで一定の成果があったものと受け止めていますが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実感としてはまだ十分な状況ではないと認識しております。

採用後の定着状況につきましては、現在、把握はしていませんが、来年度以降に定着率、調査の実施を検討してまいります。

なお、欠員につきましては、個々の事業所や時期によって状況が異なるため、把握はできていませんが、介護人材におきましては、令和8年2月に実施しました高齢者実態調査において、質、人数ともに確保できていると答えた事業所は約23%にとどまり、多くの事業所において人材確保が進んでいない状況であると考えております。

次に、ご質問の2つ目、介護サービス人材確保で残額が生じた主な要因と制度の条件、申請方法など、利用につながらなかった理由の検証についてお答えいたします。

まず、残額の主なものにつきましては、介護職員の宿舍借り上げ費用助成の残及び採用活動経費助成の実績が少なかったことによるものです。

まず、介護職員宿舍借り上げ費用助成につきましては、東京都の介護職員借り上げ事業の対象とならない地域密着型サービスを対象としているものとなります。働きやすい環境に寄与するとともに、助成の要件としまして、災害時の協定を締結することを盛り込み、災害時の安否確認等、地域の災害時の福祉拠点としての対応を推進するものとなっております。予算上は、借り上げ宿舍が10戸で計上していたものが、実績としては2戸にとどまっております。

執行残の要因としましては、区からの支給が年度末になることから、一時的に事業者負担が生じること、また、助成要件にある災害時に安否確認、サービス提供を行う協定が支障となっているものと考えております。

次に、採用活動経費助成についてです。区内に主たる事業所を有している事業者が行う求人広告、サイトへの掲載料、就職説明会などの出展費用の採用活動に関わる経費を助成するものとなります。こちらにつきましては、予算が54件であったものに対し、実績は20件にとどまっております。

執行残の要因としましては、採用活動の多様化により、現状の助成対象以外の取組についても助成のニーズがあるのではないかなというふうに分析をしております。

最後に、今後につきましては、まず、宿舍借り上げ費用助成につきましては、一時的に事業者の金銭的な負担が増えるという課題がありますので、今後は半期ごとなど分割での支給や助成要件の緩和などを検討してまいります。

また、採用活動経費助成につきましては、現在、区内事業者、区内に法人がある事業者を対象としているので、対象事業者を区外法人まで広げることや即戦力となる人材の確保、定着に向けた新規事業の検討を進めてまいります。これまでの実績や今後の取組を踏まえまして、予算積算を適切に行うとともに、利用拡大に向けて、事業者連絡会など周知に努め、人材の確保、定着に向けて引き続き取り組んでまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。宿舍借り上げについては予算特別委員会でもこの前

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

お話があって、我が会派の岡田議員からもあって、それが前に進むということですのでごく評価しております。

それで、この点に関連して、区独自の賃金支援についても質疑が3月9日の予算特別委員会であったと記憶しております。当時、そのときの介護保険課長からも、自治体による賃金格差に、直接的な支援には、考え方や課題の整理が必要である。また、国や東京都の動向、他自治体の状況を踏まえて、持続的なサービス提供につながる取組を検討する旨の答弁をされておりました。

令和7年度の人材確保の成果と課題を踏まえ、採用、育成の支援と併せまして、経験を積んだ職員が働き続けられる処遇を支える必要があると考えます。課題等も織り交ぜて整理した上で、総括にて改めて質問させていただきます。

○委員長 総括ですね。続けて、どうぞ。

秋間委員。

（「関連」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 介護人材確保の問題でご質問、関連でちょっとさせていただきます。

共産党が6月の末で行った全国調査では、訪問介護事業所のゼロの自治体というのが116市町村ですね。あと、残り1という自治体が285と、これは総自治体数の大体6分の1というところが、実は在宅介護が危機的な状況になるという。これはもうはっきりしているのは、24年の訪問介護の報酬の3%削減という、とんでもないことを国がやったというのが大きいわけであります。

そういう点では、台東区、都内、これも心配なわけですけども、特に地方が大変なことになっています。この決算年度での新規開業あるいは廃止・休止ですね。事業所数を教えていただきたい。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。令和7年度におきます訪問介護事業所の新規での届けは3事業所、廃止が5事業所、休止が1事業所となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これまでは廃止、休止それなりにあったんですよ、3とか4とか。けれども、新規開業のほうが多かったんですね。今回は逆転していますね、今の数字を見ると。ということは、やはり地方だけではなくて、この都心部でも訪問介護事業所の経営の困難というのがかいま見られるということが言えるんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、先ほど岡田さんや拝野さんから提案されている借り上げの住宅の建て替えの問題ですね。半年だったらもうちょっと縮めてもいいかと思うけれど、でも、踏み出すということはいいことですから、非常に今日、前向きな答弁でよかったなと。あるいは即戦力の人材をどう確保するかというのも新しい事業が展開しそうなので、それを期待したいと。来年度から始まる新しい計画が希望を持てるように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そうであるなら、今、一番事業所が困っているのが、何ととっても物価高騰ですね。そういう点では、今、東京都のスキームで行っている光熱費支援ですけれども、これは極めて不十分です。その部分は区として上乘せもしています。しかし、これもまだ、非常に不十分だと。足りなかったら上乘せするという形なんで、そういう点では、さらに光熱費あるいは経常経費の支援を行うべきだと思うんですが、この辺はいかがですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。物価高騰対策につきましては、効果的な支援となるよう、国や東京都の動向を踏まえながら、区の支援策を決定していく必要があるものと認識をしております。

そのため、来年度の実施につきましては、現在未定であります。関係所管とも協議をしながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 例えば最近事業所から聞くのは、電動式の自転車ですね。特に谷中坂町とか、あと、平地でもやはりヘルパーさんの足を確保するためには、それぞれの事業所がそれなりの台数の電動自転車を備えています。これ、バッテリーの交換が結構頻繁で、1回やはり4万から5万、バッテリー交換にかかるって、これ、負担になっているという話を結構聞くんですね。そういう点では、その辺も検討課題に上げていただきたいというふうに思います。

あと、やはり何ととってもヘルパーの処遇改善が決定的です。やはり廃業の大きな原因というのは、ヘルパー不足というのが、これがもう完全にあるわけで、そういう点ではヘルパーの処遇改善、しかし、なかなかそれが給付の中でできる部分とできない部分とというのはあるので、事業所の裁量ではなかなか難しいと。あと、介護保険としても、率直に言うと介護保険の枠組みの中でやるから、やはり給付を増やせば、これは保険料に跳ね返るという難しさがもちろんあるわけです。そういう点では、何とか横出しも含めて、ヘルパーの処遇改善として、先ほど、賃上げの問題は、これはもう決定的な問題なんですけれど、これ、どうしても給付に跳ね返ってしまうんで、これもいろいろな形でやってほしいと思うんですが、少なくとも移動時間、これが全く労働時間に、全くじゃないんだね、200円ぐらいだったかな、百数十円入っているのかな、僅かなんですね。あと、急なキャンセルですね。これで仕事なくなってしまうという、そういう部分についての激変緩和みたいな、そういう手当みたいなものというのは、何かしらの形でできないかと思うんですが、ここはいかがでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。ヘルパーの処遇改善、大変重要なものかなというふうには感じております。ただ、移動時間や急なキャンセルにつきましては、個々の事業所の中で労働契約や運営管理の中で適切に対応されるべきものなのかなというふうに考えております。

また、ほかの介護サービスとの公平性という観点からも、現在、手当を新しく設けるとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ことは難しいのかなというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 基本的には国がそのような指針をきちんと出して、それを本来であれば、今の介護の25%か、ここの部分をさらに3割にするというような、国の大本のあれがないと、なかなか難しいものなのかなというふうには思いますが、ぜひ工夫していただきたいと思います。

最後ですけれども、介護労働者はもう圧倒的に女性です。これ、そのものがジェンダーバイアスになっているわけなんですね。それが、女性と男性の賃金差、明確にありますから、これ、日本はね。全然解消されていませんよ。そういう点では、ジェンダーギャップの大きな問題になっているわけですね。もちろん介護だけじゃないですけれども、それで、そういう点ではこの間新聞報道によりますと、ケアマネジャーの8割がカスハラの実験があるというふうに答えていると、全国の調査でありました。そういう点では、非常に身の危険も感じながら、仕事を女性が、ケアマネも圧倒的女性が多いですから、そういう点ではやっているという点で、ジェンダー平等の視点なんですね。この取り入れた支援というのが、やはりどうしても必要だと思うんですが、これについて台東区では何かやっているんですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えいたします。台東区のほうで今行っているものとしましては、ジェンダー平等の視点を取り入れましたものとして、今年度、事業者向け研修の中で、職場におけるハラスメント対策をテーマにして研修を行いました。東京労働局の担当者の方が、改正男女雇用機会均等法において、10月1日から事業者へ課せられましたハラスメント対策についてご講義をいただきました。研修後、受講者から、改正の理解が高まりよかった、取り組むべきことが整理できたといった前向きな意見もあった一方で、課題や引き続きハラスメントに関する研修を希望するような声もいただいております。さらに、今後、どのような研修を希望するかというアンケートにお答えいただいた内容としましては、カスハラの事例と対策、また、同様の研修を何度でもお願いしたいといったお声をいただいております。今後も性別を問わず、介護従事者が働きやすい職場となるようなジェンダー平等の視点を取り入れた研修などの実施に努めてまいりたいと思います。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 やられているということ、すごく貴重だなというふうに、今、具体的に聞いたのは初めてなんで、思いました。そういう点では、やはり人材確保という点では、この問題、避けては通れないというふうに思っております。そういう点で、ケアマネだけでなくヘルパーさんあるいは施設で働かれている職員さんもそうですけれども、やはりこの問題は実相をよく、台東区はつかんで、適宜やっていただきたいということと、やはり大本にあるジェンダーギャップを、これ、なくしていくという社会的な合意を広げていく、これが大事だなということだけ申し上げて、確保はそういうところで。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で。

寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 ここ最近、ヘルパーさんや事業者さんから、お困り事の一つとしてよくお話を聞かせていただくのが、いわゆる訪問介護のさなか、自転車で利用者さんのところへ伺ったときに、先ほども話が出ましたけれど、自転車で行かれる方が多くて、移動手段なんでしょうけれども、いわゆるおうちの前に自転車を止めておきますと、ここ最近、取締りが厳しいのか、また、通報される方も多くなってきているのが、ひどいときには撤去されてしまうと。仕事のしづらさというんですか、問合せがここ最近増えてきたんですけれども、それについては、所管のほうではご相談とか対応のほうとかいかがされているのでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 答えいたします。介護保険課のほうにも、複数の介護事業者の方から懸念の声をいただいている状況となっております。具体的には、駐輪禁止除外のような規定、介護従事者に限ってそういった規定が設けられないかといったものが具体的な声としていただいております。現在、庁内、自転車対策を所管する交通対策課と協議をし、警察への確認も行っております。警察のほうからは、道路交通法によって、公道への駐輪自体は禁止されているものであり、そのため現行の法令上、例外の規定はなく、特定の自転車を撤去しないという制度や条例での規制緩和は難しいものと認識をしております。

現在、対応としましては、免除するような規定を設けるのではなく、撤去リスクを下げるための区営の駐輪場や無料時間等の情報を整理し、介護事業者で構成する事業者連絡会で周知を行っております。また、特別区の課長会でも課題として共有をしている状況です。

さらに、集合住宅が多い数区の担当者を集めまして会議を開催しておりまして、情報の共有や対応を検討しております。引き続き事業者への情報提供、撤去事案の集約などを継続しまして、交通対策課と協議するとともに、関係区とも情報共有を図ってまいりたいと思っております。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 まず、警察への働きかけということで、やはり法規上、除外規定というのは難しいのかもしれないんですけれども、そうはいつでも日本の国はやはり在宅で住み続けられるようにという大前提がございますので、粘り強く交渉とともに、あらゆる手段使って、ちょっと諦めずに動いていただきたいなということと、あと、集合住宅についてはどのような、具体的にはやり取りがあるのでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 具体的に申しますと、公道ではなく敷地内に駐輪をしても集合住宅の管理者やその住宅にお住まいの方から、邪魔だというような注意を受けて、道路上に移動させられてしまうとか、苦情という形で事業者のほうにお声が上がってきてしまっている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ようなお声を聞いております。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 そうはいつでも、集合住宅の場合ですと、お住まいになっている方のために来ていただいたり、また、そんな長時間ということもないとは思いますが、その辺はしっかり事業者さんと連携を取りながら、少しでもご理解いただけるように、そちらのほうも粘り強く進めていっていただきたいなというふうには思いますので、なかなか難しいことかもしれないんですけども、また、事業者さんについても介護中とか訪問中とか、明らかにお住まいの方のためにしばらくの間置かせていただいているというのを誰が見ても分かるようにしていただければ、通報とかも少なくなってくるのかなって、道路の真ん中に置く方はいらっしゃると思うんですけども、なかなか難しい部分ではありますが、しっかり引き続き対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 拝野委員に返します。

◆拝野健 委員 続きまして、157ページです。5番、地域生活支援の中の障害者の移動支援について伺います。

移動支援は屋外で移動が困難な障害のある方の社会参加や障害のある児童生徒の登下校を支え、保護者の就労を支えるという大事な事業だと認識しております。延べ利用時間で見ますと、令和5年度2万7,000時間から令和7年度には3万4,000、3万5,000時間ぐらいですかね、に延びておりまして、区の必要な支援を広げていくことは大変高く評価しております。

その上で伺うのですが、予算の減額がございました。希望どおり利用ができていない方の状況についても確認したいと思います。

まず、希望どおり利用できていない方がいらっしゃるということは、以前から予算委員会でも、決算委員会でも話されていると思うんですが、どの時間、どの用途で不足しているのか、区の状況をもしつかんでいたら伺いたいと思います。

利用者は、令和6年度の226人から令和7年220人と若干減っております。この中にヘルパーが見つからず、利用を諦めた方が含まれていると思いますが、それについても確認させてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。ヘルパーの利用につきましては、委員おっしゃるとおり、利用できていない方がいるというふうに区としても把握しているところです。利用者からそういったご意見、伺っているところでございます。時間帯につきましては、やはり登下校の時間が集中したり、あと、社会参加というか、そういった事業により休日の需要が高いことから、ご利用する方も固まっており、そこで希望どおりちょっと使用できないといった声を伺っているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 これ、なかなか大変な課題だと思うんですけども、やはり移動支援、ぜひ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続けていただきたいなど。区としてもガイドヘルパーの養成、本区でも取り組んでいることは承知しております。こういったところとも連携しながら、一人でも多くの方が望む移動ができるように、引き続き取り組んでいただけたらと思います。要望で終わります。

○委員長 ほかに質問ある方、どうぞ。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 ちょっと待ってください。ごめんなさい。私からは、1点だけ、154ページ、認知症高齢者支援の推進について伺います。

令和7年度から開始したもの忘れ検診について、受診者数が260名ということですが、一斉送付している人と、あとは希望者、希望による対象者がいると思うんですが、それぞれ何名に受診券を送付したのか。また、受診者260名のうち何名が一斉送付で何名が希望者だったのか。また、それに対しての受診率がどれくらいだったのかというのをまずちょっと確認させてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 答えいたします。まず、昨年度の受診券の発送数でございます。発送数につきましては、対象年齢65歳、70歳、75歳、80歳に対しましては、6,900名の方にお送りしております。また、50歳以上でご希望される方につきましては、156名にご案内させていただきまして、そのうち受診していただいた方が260名ということになっております。

また、個別発送分156名のうち260人の受診者の中に該当する方は61名おりまして、こちらにつきましては39.1%の受診率となっております。

また、全体の受診率につきましては、大変申し訳ございません。送付数全数で割り替えさせていただいておりますので、3.68%となっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。3.68%、やはり希望者のほうが高いのは自明の理なんですけれども、検診の結果として、認知機能の低下が疑われた方の人数とそのうち医療機関への受診とか支援につながった人数という点も、ちょっと確認させてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 このうち疑いありと判定された方は33名になります。そのうち医療機関につながった方が25名となっております、それ以外の8名に関しましては、受診を希望しないとか、ご自身のかかりつけ医の方への情報提供をご希望されたという形になっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。実施期間が3か月だと思うんですが、の中で一定の成果が得られていて、認知症の早期発見につながっている点について、非常に高く評価しております。

ただ、一方で、令和8年度の予算審議の際に、うちの会派の石原議員から指摘があったんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すけれども、周りが気にしているけれども、本人に自覚がない方とかいうのをどうやって認知機能チェックにつなげて、早期発見につなげるかという部分で、いろいろまだまだ課題があるのかなというふうに思っているんですけれども、認知症高齢者支援の推進の各事業を通じて、そのような課題に対してどのように捉えているかという部分についてお聞かせください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 もの忘れ検診のみならず、認知症に関する気づきの場所を設けていくことにつきましては、非常に重要なことだと私のほうも認識しておりまして、この決算年度ではなかなか着手できなかったこともございますけれども、例えば寿作品展におきまして、認知症高齢者のサポーターの方々いろいろな方に気づきのチェックリストを配っていただくですとか、また、今年度からはいきいきテラスなども活用させていただきまして、認知症に関する事業あるいはその気づきのことにつきまして、少し皆さんに分かりやすくしていくようなことも捉えさせております。

もう一つ、先ほど申し上げました認知症高齢者サポーターの方々と、認知症になっても自分らしく暮らし続けていくためにはどういうことができるんだろうかということを話し合っておりまして、活発な議論が今なされているところです。改めまして、今年度、認知症施策推進計画も策定させていただく予定となっておりますので、そういった中で様々な取組を実施していくように検討させていただいているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。前に石原議員から提案がありましたけれど、各種イベントの機会を活用しての、タブレットを利用したゲーム感覚での認知機能チェックなども大変すばらしいアイデアだなと思っておりますし、東京都でクーポン券の配付とか受診促進の支援なども絡めると、さらにいろいろ効果的なのかなというふうに思っております。

また、そういった認知機能チェックで、認知症の疑いが認められる方に対して、MC Iスクリーニングの費用も、例えばですけれど、補助するとか、簡単なチェックから早期診断、受診支援につなげる一連の流れをつくっていくことというのが、区民の健康寿命を延伸するためにも必要だと思っております。本定例会の保健福祉委員会で報告がありまして、今も答弁ありましたけれども、認知症施策推進計画策定することなので、しっかり取り組んでいただきたいと要望だけして終わります。以上です。

○委員長 松尾委員。関連、どうぞ。

◆松尾伸子 委員 認知症施策、頑張っているんですけれども、中でも7年度で認知症カフェの実施回数とか参加人数が増えて、前年度より増えていらっしゃるんですけれども、新たな何か取組とか、何か特筆すべき活動などを教えていただけるとありがたいんですけれども。

○委員長 介護予防担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田中裕子 介護予防担当課長 この決算年度におきましては、まず認知症カフェの実施場所を増やさせていただいたということが大きくございます。これまで浅草と旧三ノ輪、今の竜泉でございますけれども、そちらのほうが台東病院と一緒に活動させていただいておりましたけれども、浅草のほうがそれ以外も実施したいということで開催させていただいたことにより、開催数の増になったことと、また、人数も増えていたということでございます。

もう一つ、特筆すべきことなんですけれども、幾つか地域包括支援センターで実施している内容をちょっと申し上げさせていただきますと、蔵前の地域包括支援センターにつきましては、認知症当事者の参加者の割合が非常に多くなっております。大体20名程度ご参加いただくうち、当事者が四、五名いらっしゃるということと、当事者と参加者の方の顔なじみがおきまして、結構分け隔てなく、皆さん、一緒に活動されているということ、また、その中でも認知症ボランティアの方が当事者の方の送迎なども担っていただいているということもございます。また、蓬莱では少人数のカフェを実施させていただいておきまして、参加者のできることに合わせた対応を臨機応変に行っていると。例えば切り絵を行うですとか、近隣散歩を行うですとか、そういった方たちでいろいろ対応させていただいているということがございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 すごく各地域包括の皆さんが工夫をされて、頑張っているなというふうに思っておりまして、ご心配をされているご家族と、また、当事者の方も違和感を少し感じていらっしゃるような方が、このカフェで本当にいろいろ情報を共有しながら交流していく中で、やはり安心してこれからも本当に生活していく中で、ご家族で支えていけるような体制になっていくといいというふうに思っているの、当事者の方が参加されているということはとてもよかったなと思っております。

まず、大事なことは、特に当事者のご本人の意思が尊重されるということがとても大事じゃないかなって思っておりまして、分からなくなっているときもあるけれども、できることもあるというような状況の中では、本当に皆さんが支えていただくことはとても大事で、深く理解していただく点では、先日も理解を深めるセミナーも、私、参加させていただきましたけれども、とてもいい内容でしたので、これからも、本年度しっかり進めていくということですので、頑張ってくださいなと思って期待をしております。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に質問ある方どうぞ。

早川委員。

◆早川太郎 委員 幾つかあるんですけど、まず1つ、152ページのかがやき長寿ひろばのところで、これ、この間の保健福祉で報告案件係っていますので、そこは違う形で質問させていただきますが、この事業、老人福祉館の事業から派生してスタートした事業だと思っているんですけど、高齢者って65歳というのが今は一般的な定義なのかな。しかし、今の時代、私たちがイメージする高齢者対策事業の想定利用者は何歳くらいなのかって考えたときに、もっとずっと上の世代の方々をイメージしてしまうのではないかなと思っていて、その実施する事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業によってメインターゲットの年代が違ってくると思っているんですが、では、この事業における取組をいろいろと実施していると思うんですけど、どの年代をターゲットとしているのか教えてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 お答えいたします。かがやき長寿ひろばに関しまして、現在のご利用者様の状況を申し上げますと、大体75歳から84歳の方がボリュームゾーンとなっております、やはり先ほど委員おっしゃられたように、入谷老人福祉館からの派生でございますので、そういった年代が、今ちょっと多くなっているかなというふうに思っております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 私、地元の90歳くらいのご高齢者の方のお話だと、その方は、今、元気に生活を送っていらっしゃる方なんですけれど、85ぐらいを過ぎた頃から、近くのスーパーへの買物とか、かかりつけ医に行くだけでも一苦勞になってきているということでした。外出時の距離というのが、本当に大きな負担になってきているようなんですね。そういう意味では、先日の委員会でも報告ありましたが、区民館でもこの事業を展開していく意味はすごく大きいかなと思っているんですけど、参加することに意欲的で十分参加できる能力を有しているのに、狭い台東区ですけれど、実施している場所までの距離がネックになってしまうという方もいらっしゃるんじゃないかな、一定数と思っていて、せっかくの事業に参加することができず、介護が必要になる時期が早まってしまうなんていうこともあるんじゃないかなって危惧しています。だからといって、全ての人たちのニーズに応えられる実施場所をとというのも、なかなか難しいんじゃないか。であるならば、そういった方々への移動手段についての検討が必要なのではないかなと思っているんですが、その辺どう考えていますか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 委員おっしゃられるとおり、例えば実施場所が限定されるような事業で、上野の増進センターのプールを活用したような事業につきましては、参加したいけれどできないとか、遠いんですといったお声はよく耳にしておりました。このため、今後の検討課題と考えてはおりましたので、関係課と協議させていただきながら、何ができるか考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 そうですね。例えば福祉事業所のデイサービスのよう、ワンボックスカーとかの活用でもいいので、二種の免許が必要なわけではないですし、そういう、普通免許でもいけますからね。その辺も検討を進めてほしいなと、これは要望しておきます。

そのまま流れで行きますけれど、この事業、多くの高齢者の方から様々な声を聞く機会も多いと思うし、状況を把握することができるのではないかなと思っていて、せっかくなんで、ここで聞いちゃいますけれど、自殺につながってしまうような高齢者の鬱ですね。決して少ない数ではないと思っているんですけど、そういった場合への対応、やはり保健師さんとかのサポ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ートも必要なのではないかと思っているんですけど、その辺、保健予防課との連携、現状ではどうなっているのでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 委員おっしゃられるように、高齢者の自殺者の割合が高くなっているということについては認識をしております。また、先日行わせていただきました老人福祉センター館の利用者アンケートによりますと、おひとり暮らしの方の割合が大体4割程度ということになっております。このため、多分かがやき長寿ひろばの参加者も同程度ではないかというふうに推察はしております。現状で介護予防事業において、委員ご懸念のようなケースは把握してはいないんですけども、今後、対象者をもし把握した場合につきましては、保健所なども参画します包摂的な支援の仕組みづくり、あちらの事業の中で共有させていただきながら、アウトリーチや社会参加の支援などに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 以前、私、高齢者の方のご相談の中で、その方を近くで見ている方から、鬱になってしまっていたいな、高齢に相談させていただいたこともあって、そのときは割と保健予防課もしっかりフォローアップしていただいたりしているんですけど、やはりそれって、どちらかというケースケースに合わせて、それもいいのかもしいですけど、そういったことが大分増えてきているんじゃないか。そうなったときに、その辺を組織としてどうフォローアップしていくのかという視点は、すごく重要になってきているんじゃないかなと思っているので、その辺もしっかりやっていただけるとうれしいなと思います。

あわせて、さらにもう1点、核家族化が常態化しているような現状において、高齢者の方が孤独を感じる・・・場所は大変重要で、区も居場所づくりというのは頑張っているって思っているんですけど、できるだけ移動に困らない場所であることが理想だなと。お隣の墨田区では、介護予防健康づくりなどのために通いの場という制度をつくっていて、活動のための空きスペースを提供していただける法人などを募集し、高齢者のサロンなどの活動を行う団体に紹介する事業を展開しているんですね。本当に台東区でも、包括連携、昨日もちょっと話しましたが、する企業があって、この間、たしか郵政は涼みどころ提供みたいな話もありましたけれど、そういう意味では民間の空きスペースを活用可能な時間帯だけでも、高齢者の居場所などという取組、検討してみてもいいんじゃないかというか、ぜひ検討していただきたいなと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 高齢者の居場所づくりにつきましては、大変重要な課題だと思ひまして、こちらもいろいろやっていっているところでございます。特に自主的に活動されています通いの場の方の活動につきましては、どんどん増やしていく必要があるなというふうに思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員ご提案の件につきましては、墨田区の例なども参考にさせていただきながら、関係部署と実現可能性については検討していきたいというふうに考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 そうですね、本当に空いている場所、空いている時間というのがあって、地域の方が来ていただける。それは別に高齢者だけじゃなくてもいいと思うんですけど、という場所を提供してもいいよというところって案外あるのかもしれない。それが、いろいろなところでできくると、本当に歩くのにちょっと距離が問題なんだよねという人たちでも、気軽に通いやすくなるし、かえって区が、がががって整理するよりも、当たり前ですけど、民間の手挙げをうまく活用していったほうが、それはもう地域、いろいろな編み目のところで広がっていく可能性もあるんで、ほかでもやっているところもあるかもしれませんが、その辺の制度とかもしっかり勉強していただいて、なるべくいい制度の中で、台東区でそういう場が増えていけたらいいなというのでよろしくお願いします。いいですよ。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 居場所づくり関連ですけども、それであれば、三筋の老人福祉館を廃止するとか、橋場や東上野老人福祉センターを廃止の方向に更新をするとかいうのは、これ、逆行しているんじゃないですか。もちろん民間を活用するのはいいことで、既に民間にはあるんですよ。例えば喫茶店でも、もう本当にそういう人たちが、谷中にもある、寿にもあるんですよ。そういう点では、もちろんそういうのを募集するのもいいし、これから寒くなってくれば、涼みどころどころか、今の光熱費のことを考えたら暖房を取るところだって必要な、そういう今時期ですよ。今、高齢者の年金暮らしなんてもう大変な生活ですから、だから、そういう点では、やはり私は意見だけ、質問じゃないですけども、三筋、橋場、東上野老人福祉センター、これを廃止すべきではないと、意見です。

○委員長 早川委員に戻します。

◆早川太郎 委員 いいですよ、続いてなんですけれど……

○委員長 次の質問行きますか。

◆早川太郎 委員 次の質問に行きます。どうぞ。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 かがやき長寿ひろば、ごめんなさいね、事業名として本当にいいネーミングというか、すてきな事業の一つだなというふうに、以前から感心させていただいて、当初モデル事業として入谷でスタートしていただいて、この年度、谷中と台東と広がっていただきまして、本当に高く評価しております。もっともっと今お話あったように、広がっていただきたいんですけども、この年度、谷中と台東広げるに当たりまして、内容的には、何ていうの、ステップアップというんですかね、入谷で始めた内容とそれらを含めた上で工夫しながら、谷中と台東を広げていただいたと思うんですけども、工夫した点とかありましたら、ち

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

よっと改めて聞かせていただければと思います。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 入谷がまず週6日、実施させていただいている年度が複数年ございまして、そういった中でこういった事業が人気があるのかなというところは分析はさせていただきました。谷中、台東を始めるに当たりましては、それぞれ週1日ずつの開催でございましたので、なるべく多くの方に参加していただくための事業を、わざわざセレクトさせていただいて実施させていただいているというところがございます。

このことに当たりまして、入谷区民館で実施していましたが、かがやき長寿入谷につきましては、週6日から4日に減少になったわけなんですけれども、こちらのほうも同様に、内容のほうを絞らせていただいて、皆さんが多く参加されるものについて残したということの工夫はさせていただきました。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 そのような中で確認したいんですけれども、連続性というんですかね、単発じゃなくて、また行ってみたい気持ちになるような趣旨の内容のものとかはあるんでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 かがやき長寿ひろば入谷におきましては、入谷老人福祉館の流れを継いでおりましたので、ことぶき教室という連続教室を実施させていただいておりました。例えばカラオケですとかストレッチ、ダンスやウクレレなども実施させていただいておりました。こちらのほうは、現在は老人福祉センター、館のみで実施しておりますけれども、従前は、昨年度までは入谷の、かがやき長寿入谷でも実施させていただいておりました。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 もっともっと広げていただきたいという要望もありますので、これからもよろしくお願いいたします。

私の思いもあるので、こちらは総括でやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 先ほど秋間委員言われましたけれど、私は本当に高齢者の方々にとっては、近くで行ける場所の居場所ってすごく重要だと思うので、その辺はしっかりやっていただきたいという意見と、あと、本当は私、障害福祉サービス人材確保をやろうと思っていたんですが、先ほど拝野委員からいろいろお話があったので、ただ1点だけ、これは意見だけ言わせていただきますが、やはり介護の人材不足もすごく重要なところですが、障害は本当にそれぞれの対応が違ってくるので、どちらが大変もないんですけれど、なかなか障害サービスの人材確保ってすごく問題、課題というか、大変なものがあるんだと思っていますね。これからも、北上野もありますし、障害の人材ってもっともっと台東区に必要になってくる。そこをどう確保していくかというのはすごく重要なところなので、先ほども拝野委員からあった、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

宿舍の借り上げも台東区ではやっていただいて、ただ、課長の答弁ありましたけれど、都の制度の横並びなんですけれど、制度の目的が若干違う形での横並びになっているので、そういうところも踏まえて、しっかりその辺対応取りながら頑張っていただきたいと、これは要望だけして、次の質問で、160ページ行きます。

計画相談支援事業所のところなんですけれど、（６）ですね。ここ、相談支援専門員の不足が課題であった中、専門員を増やすため、この事業が令和５年度からスタートして４年が経過しているんですけれど、現況はどうなっているのか教えてもらえますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。助成金の活用により増員となりました人数ですが、決算年度、令和７年度末は５事業所に補助しまして12名、令和８年９月末現在で９事業所で18名増員しているところになります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 相談支援事業所の報酬単価というのは国が決めていて、１件幾らという形で報酬が算出される仕組みとなっていて、この報酬だけでは相談支援専門員を配置する事業所が少なかったんですね、当時。現在のように増員できているのは、この事業を実施したからだと思っていて、大変意味のある事業だと思っています。スタート時の資料を見てみると、この事業の実施期間５年という形で始めていて、来年度は終了予定となっているのかな。しかし、相談支援専門員のニーズというのは今後も当然ながら高くなっていくと思っていて、事業が終了してしまえば不足状態に戻ってしまうんじゃないかという、すごく懸念を持っています。少なくともこの事業の維持、さらに言えば充実すべき事業だと思っているので、その事業者を安心させるためにも、なるべく早く続けていくことを決めるように、これは強く要望して、次行きます。

156ページ、障害福祉サービスです。これ、あわせて、163ページの松が谷のところもちょっとかんじゃうんで、そのまま行かせていただきたいと思っているんですけれど、このところを書いてある児童発達支援とか放課後デイ、どちらも対前年で増加しているんですけれど、それぞれの施設の利用者数、過去５年でいいので教えていただけますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。児童発達支援の実利用人数ですが、令和３年度が236人、令和４年度が260人、令和５年度が303人、令和６年度が335人、令和７年度が389人となっております。放課後等デイサービスの実利用人数ですが、こちらも令和３年度からお答えしますと258人、令和４年度が266人、令和５年度が296人、令和６年度が357人、令和７年度が407人となっております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 やはり年々、年々、どちらの実利用人数も増えているということですね。当然ながら、区内事業者も増加しているんじゃないかと思っているんですけれど、事業者もこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こ5年間でどれぐらい増えていて、結果、今、幾つぐらいあるのか教えてもらえますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。児童発達支援、放課後等デイサービス等も毎年事業所が増えておりまして、令和3年度が1事業所、令和4年度が5事業所、令和5年度が2事業所、令和6年度が4事業所、令和7年度が2事業所となっております。現在、児童発達支援が14事業所、放課後等デイサービスが21事業所となっております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 たしか私、前、そんな前でもないんですけど、聞いたとき、それこそ児童は4とか5とかの数字だったので、かなり増えているんですね。分かりました。ありがとうございます。

そのまま流れで163ページの松が谷のほうに行かせていただきますが、北上野の開設が遅れてしまうことになってしまったんですけど、児童発達支援センターへの準備はやはり進めていかななくてはならないと思っていて、さらに今聞いたとおり、新規の民間事業所がかなり急ピッチで増えていると。そういう意味でも、それ、民間事業所との連携強化、すごく重要だと思っているんですけど、たしか連携強化とか情報共有を目的に、事務所連絡会って行っているんだと思うんですけど、その辺の現状を教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 お答えいたします。令和4年度より、療育環境のさらなる向上を図るため、区内の障害児通所支援事業所の皆様と連携し、情報共有できる場として、障害児通所支援事業所連絡会を実施しております。令和7年度の現状としましては、年3回実施しており、令和8年度も年3回実施する予定です。区内の障害児通所支援事業所は増加傾向にありますが、開催の都度、全ての事業所に声がけをし、毎年、第1回目では各事業所との意見交換や情報交換を行う場として実施し、ほかの2回につきましては、事業所へ向けた研修を実施しております。引き続き、区内の事業所と連携を図り、地域の児童発達支援の質の向上に努めてまいります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 しっかり続いていて、新しいところにもちゃんと声をかけて、ずっと続けて頑張っているということですね。ここ、本当に大事なことだと思うんですね。ですので、その辺はしっかり、今後も続けていって頑張りたいと思いますが、そこでもう1問なんですけれども、療育の事業所とその子供たちが通っている学校園との連携って、すごく重要なんだと思っているんですけど、その辺はどのようなことを行っているのか教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 松が谷福祉会館こども療育室におきましては、所属している保育園、幼稚園、こどもクラブ等からの依頼に基づき、心理等の専門職が訪問し、発達に心配のある子供の特性や対処方法について、園の職員へ助言等を行う巡回訪問を実施しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、昨年度からは、保育所等訪問支援を実施しており、所属の保育園等を訪問し、子供への直接支援も実施しております。

そのほか、こども療育室から所属園へ、お子さんの様子を見学に行ったり、逆に所属園の先生がこども療育室へお子さんの様子を見学しに来たりすることや就学支援シートを活用して、学校と情報共有を行うこともございます。巡回訪問や保育所等訪問支援をはじめ、お子さんの在籍する学校園と協力・連携を図りながら、引き続きお子さんに寄り添った丁寧な支援の提供に努めてまいります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 松が谷がすごく頑張っているということが分かりました。本当に大変評価しているので、その辺しっかり続けていって、通っている園とか学校とかの連携増やしてほしいと思っているんですけど、今答弁に出た保育所等訪問支援というのは、松が谷だけじゃないんだと思うんですね。行っているところって、区内に幾つあるんでしょうか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 現在、台東区内には松が谷福祉会館こども療育室を含めて、4つの保育所等訪問支援事業所がございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ということは、民間で3つということですよ。この辺、もっと今の学校園と療育機関の連携というのは本当に重要なことだと思っているし、それ、民間の新しいところも入ってきていて、まだ学校とか園側がその辺を理解していないということも多分にあるという話も聞いているので、その辺に関しては、また後日の審議の場で質問させていただきますので、以上で結構です。ありがとうございました。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 資料27ですけれども、区内の障害児の放課後等デイサービスと児童発達支援の延べ利用数の推移というのを出示いただきました。私、全く早川委員とほぼ同感なんです。今、区内で確かに放課後等デイサービスなどの事業所が増えていきます。しかし、私、幾つか視察をさせていただくと、やはり子供たち、これで大丈夫かなという事業所が残念ながらあります。先日私が自転車で、あまり具体的なことを言うと個別事業者分かってしまうから、あれですけれども、歩いていたら、非常階段から女の子が飛び降りようとしているところを一生懸命職員の方がなだめているところで、非常に危ないなと思ったんですけれども、1人の指導員さんがその女子を、私も自分が手出すわけにもいかないんで、見ていて、でも、落ち着いたんでよかったなと思ったんですけれども、私、そこの事業所は実は前に視察したことがあって、これで大丈夫なのかなって。つまりもう完全にマンションの個室の中に、相当な人数が閉じ込め、ちょっと言葉が悪いな、過ごしているというところでした。

そういう点では、ただ、事業所は子供が増えれば障害給付が入ってくるわけですね。ですから、子供が増えることを望むと。もちろん一定の基準ありますから、それについてはクリアし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ているんだろうと思うんですけれども、恐らくあの一等地ですから、相当な家賃がかかっていますね。私、前から言っているんですけれども、やはり放課後等デイサービスとか児童発達支援の民間の事業者が本当に利益度外視とは言わないけれども、子供たち優先で開業しようとしたら、やはり最低でも固定費補助、特に家賃の補助というのは必要だと思うんですね。これについてというのは、前から言っているんですけれども、このちょっと関連質問ですけれども、検討されているんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。放課後等デイサービスに対する家賃助成のご意見ですけれども、先ほどご報告したとおり、民間事業所、着実に増えているという状況がございますので、現時点では区としての補助は考えておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは、ぜひ見直していただきたいというのは、片一方で、こどもクラブ、学童はあれだけの家賃補助やっているじゃないですか、開業費用も含めて。これは南部地域に、もう苦肉の策で、足りないのでもうどうということになりや、すさまじい額ですよ、あれ。ただ、私はあれ、賛成ですよ、賛成。

じゃあ、何で放課後等デイサービスは同じ子供たちの放課後、障害があるかないかは違うかもしれないけれど、でも、今は通常発達の子もみんなフラットにやっという中で、この放課後等デイサービスの中にも障害の子で受けている子もいます。そういう点では、あれだけこどもクラブの増設に関して、財政投入しているんだから、この放課後等デイサービス、障害児の問題もやはり家賃補助やれば、悪いけれども、いろいろな事業所を私見ちゃったんで言うんだけれども、利益主義的な事業所というのはだんだん少なくなってくるのかなというふうな感じはしておりますので、ぜひ検討していただきたい。これは要望で終わります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 私も児童支援と放課後等デイサービスで合わせて約6億円で、生活介護に次ぐ規模だと思っております。先ほど早川委員からの回答で、利用者数とか区内の事業者数というのは分かったんですけれども、私からは医療的ケア児、重症心身障害児に実際に信じる事業者が何か所で、空き状況についても教えていただけますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

医ケア児や重症心身障害者を受け入れている事業所でございますが、児童発達支援事業所で1事業所、放課後等デイサービスで1事業所となっております。

空き状況ですが、その時々によりますが、なかなか厳しいという状況を伺っている状況です。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 長期休暇中に開始が遅くて、朝の居場所がないという声もあるんですけれども、区内で朝から受け入れている事業者というのはありますでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

朝というのがちょっと何時というか、比較的早い時間から開けている事業所、区で把握しているところは、一番早く朝9時から開設している事業所でお答えさせていただきますと、先ほどお答えしたとおり、放課後等デイサービス21事業所ありまして、6事業所が9時から開けているという状況でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 6事業所が9時台ということで、そうですね、朝早くというのがちょっと何時というのがよく分からないですけれども、何となくイメージが8時台かなというところなんですけれども、放課後等デイや児童発達支援の事業所指定の権限は東京都ということなので、また引き続き私も注視してまいります。ありがとうございます。

○委員長 次に質問ある方、どうぞ。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 私は2つお願いいたします。

1つは、147ページの33番、包摂的な支援の仕組みづくりについて伺います。

新しい取組として始まったわけで、各セクションが横の連携を図って支援に必要な方のところに手を差し伸べるという仕組みでございまして、先ほど来から出ております鬱であったり、あるいはひきこもりであったり、またヤングケアラーだったり、家庭の中で困っている人たち、でも、なかなか自分からは声を上げられないということも多々ございまして、それを家族がちょっと相談したら、その相談の内容に応じて所管につなげるという横串を刺したような、言わば取組が進むと、これは非常に重要だなというふうに思っております。この年度、実際にやった内容、それからやった感想も含めて、数字も含めて、ちょっと報告していただけないでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。

こちらの取組につきましては、いろいろな対策を行っておりまして、まず、8年度の実績としまして、地域福祉コーディネーター、こちらの福祉課に1名、社会福祉協議会のほうに5名を配置しております。関係機関からの相談を受け、助言等を行っておりまして、相談件数としましては、7月末までで、福祉課で13件、社会福祉協議会のほうで33件、相談がございました。

続きまして、職員等に向けた研修というところで、6月に区職員や支援関係機関向けに研修を2回実施しております。また、12月にも研修を実施する予定でございます。

続きまして、支援が必要ですが、適切な関係機関につながっていない人の発掘というところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、誰もが気軽に相談できる、交流ができる居場所として拠点を整備するために、社会福祉協議会におきまして7月までに拠点の候補地となる場所においてイベントを3回実施しております。

また、多様な機関との連携による地域におけるネットワークの構築を進めるため、地域活動に興味のある医療機関ですとか大学、商店街、店舗等と今後の連携について話し合うなどの活動も実施しているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 実際にそうした困っていらっしゃる方々にアウトリーチのような形でつながった実績というのはいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 実績としては、7月までに28件把握をしたというところがございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 これなかなか、職員一人一人のある程度認識が高まっていくと、もっとももっといろいろな形で困っている方の身内だったり友人だったり、いろいろな方からの情報も含めて、どうしたらいいかということが進めていけるんだろと思うんですね。そういう意味では、職員の方々一人一人、いろいろなセクションあるんですから、そこがこうした取組に対する認識をより深めてってもらいたいなというふうに思いますし、またその実績をただの単なる実績とせず、ご本人が、あっ、相談してよかったなと、それから改善したなという結果によりつながっていけばいいなと思っているんですが、そのこの点のさらなる深掘りした部分についてはこれからどうするのか、教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 委員おっしゃるように、本事業の一番の課題としては、やはり幅広い関係機関と一緒に取り組んでいく必要があるということと、あとは目的意識の共有、支援者の資質の向上が課題であると考えておりますので、そのためにも今後も引き続き研修や各種会議等を通じまして、制度への理解を深めるよう、また連携を深めるように取組を進めていきたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 始まったばかりなんで、これからが正念場だと思いますので、ぜひ頑張ってください。

もう一ついいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

◆高森喜美子 委員 続いて、155ページのゲートボール促進ということで、長年ゲートボールは墨田区との交流試合などで活動をされてきたんですが、私が新人で議員になった頃には各チームが非常に各連合町会ごとに、それこそ何チームもたくさんあって、それぞれのチームも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

10人以上のメンバーがいて、大変楽しそうにそれぞれやっというって、地元の公園でも練習をしている姿なんてよく見たんですね。ところが、最近は、ここに書いてあるとおり、チームの数も非常に減ってきてしまったということで、またチームに残っていらっしゃる方の、チーム数も少ないけれど、残っているそれぞれのメンバーの数も少ないと。しかも、かなり高齢化していらっしゃるんじゃないかなと思われるような節もありまして、ちょっと心配なんです、このゲートボールの取組、今後どのような見通しになっているのか、教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

ゲートボールの競技人口は全国的に減少しており、区においても同様の状況であることから、今後、競技場の増加は見込みにくい状況でございます。このため、区が主催する大会については、今後の競技人口の推移を踏まえ、規模や運営方法の見直しについて、現在、関係者と協議を進めているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 関係者の方々のご意見も聞きながら対応していただきたいなというふうに思います。

一方で、グラウンドゴルフという、ちょっとゲートボールと似ているんだけど、やり方が違う種類のがあって、これは単に高齢者だけの話じゃなくて、家族そろって今日はグラウンドゴルフに行こうというんで、子供から、孫から、それから、働き盛りのお父さんや主婦の方々、いろいろな方が一緒になって地域で楽しめるスポーツとして、今、各地で活用されているというふうに聞いております。そういう中で、せっかくゲートボールの歴史があるんで、これグラウンドゴルフみたいな形で健康増進につなげていけばいいじゃないかなと、健康課として頑張りどころじゃないかなというふうに私は勝手に思っておりますが、ぜひそういう物事の転換というんですかね、それも今の時代に合った形にしていくと、それによって地域での活性化、それから、今言った人と人とのつながり、それがまた居場所になったり、また活力になったりしていくんじゃないかなと、それは単なるスポーツという切り口じゃなくて、健康を増進するんだよという切り口で進めることも必要じゃないかなと思っておりますので、笑っていらっしゃるんで、何か考えてくれているんだろうなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 次に質問どうぞ、質問ある方、どうぞ。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私からは、154ページ、高森委員の延長みたいなんですが、シニアクラブ活動支援についてですけれども、今、先ほども高森委員からあったように、大体高齢化してきて、割にはだんだんシニアクラブに加入をしている人が少なくなってきてというふうにはお聞きしているんですが、現状はどういう状況でございましょうか、教えてください。

○委員長 健康課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎大網紀恵 健康課長 年齢の条件ということでよろしいでしょうか。

◆村上浩一郎 委員 ええ、はい。

◎大網紀恵 健康課長 区のシニアクラブ会員の年齢要件でございますが、区や都が定める要綱に準じておりまして、会員の年齢はおおむね60歳以上とするとしております。ただ、60歳未満の会員の加入も妨げてはおりませんので、50歳代の方でも加入はされている例がございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 だんだん、何ていうんですか、一つの組織に入ると何か役員を押しつけられてしまうんじゃないだろうかとかいって、なかなか今入って、加入してくださる、少ないということも、十分、私も認識しておりますけれども、やはり地域のための、皆さんが活動しているシニアクラブですので、区としてもますます、今後ご支援いただくようお願いしたいと思えます。以上です。

○委員長 関連で、寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 こちらのシニアクラブ、地域のお年寄りの方が活躍する場の一つにもなっていると思いますし、引き続いてもっともっと活動する方も増やしながら進めていっていただきたいなというふうには常々思っているんですが、私の地域のほうでは、リーダーの方、会長さんが大変苦勞されていたり、ご相談をいただいたり、またご高齢過ぎちゃって、本当はどなたかに引き継いだほうがよろしい方もいらっしゃる中で大変苦勞されているんですね。目標、目的があるにもかかわらず、なかなか苦慮している事業の一つだとは思いますが、何がしか手助けというんですかね、していただきたいと思いますとは思いますが、一応7年度決算ということなので、取りあえずこの決算書では助成金を頂いている団体が85クラブというふうに出ているんですが、いただいていないクラブさんもあるとは思いますが、それも含めて、令和5年あたりからちょっとクラブ数を教えていただければと思います、取りあえず。

○委員長 健康課長。

◆寺田晃 副委員長 ごめんなさい、あわせて、クラブ員というんですか、会員さんの人数も含めて。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

令和5年度のクラブ数でございますが、97クラブ、そして人数が4,650人となっております。令和6年度につきましては93クラブ、4,349人、7年度が88クラブ、3,948人となっております。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 台東区は健康寿命が大変厳しいというのありまして、コロナ前はシニアクラブ参加されていた方もいらっしゃったり、高齢になる中で、あわせて、シニアクラブの課題としましては、入られる方が少ない、先ほど村上委員さんもおっしゃったように、所属する

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と何かやらされるとかいう、また、東京都が母体となっているんでしたっけ、申請書類もなかなか複雑で、そうはいっても、先ほど申し上げたとおり、本当に参加していただいて、通える場があって、地域の方と仲よくして、参加すればもっともっと楽しく、極端な言い方をすれば、自殺とかそういうことも考えずにやっていけるのになというふうに、ですので、シニアクラブも、繰り返しになりますけれども、支えていていただきたいなと思うんですが、現状ではどのような支援の仕方というんですかね、していただいているか、ちょっと教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 区のほうでは、年間を通じて相談等々を受け付けているところでございます。相談内容といったしましては、助成金の使い方や助成金を有効に活用できる事業についてのご相談が多く、個別クラブの状況に応じて、現地のほうに赴いて対応させていただいているところでございます。

また、助成金の申請が煩雑というご意見を多数いただいているというところから、申請書類の書き方についてお困りのクラブを対象に、申請書類記入のお手伝い等も実施させていただいているところでございます。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 会長さんがやはり先頭になってやっていらっしゃると思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、年齢によってはもうそれぞれ引き継いだほうがいい方もいらっしゃるったり、そうはいっても、会長のお仕事が多くて複雑なので、そういった意味でもうまく引継ぎができるように、また新しい会長さんがうまく、負担も少なくやっていけるように、マニュアルみたいなもの、会長さんのテキストみたいなものがあればいいなと思うんですけれども、いかがですかね、それについては。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 現在、区では助成金の手引ですとか年間スケジュール等々を作成させていただきまして、シニアクラブの活動内容や手続についてご案内のほうはさせていただいているところでございます。

また、東京都の老人クラブ連合会において、新任会長の方を対象とした研修会が実施をされております。今後はこうした資料を整理、充実をさせていただきまして、会長もしくは役員の方が交代した際にも必要な手続や活動内容が分かりやすく確認できるよう、内容の改定のほうを進めてまいりたいと考えております。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 まとめます。しっかり分かりやすいものをつくっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

あわせて、これも要望なんですけれども、町会の役員会等で配れるようなチラシというんですか、何がしかあるようには伺ったんですけれども、それを配りながら、節目のときには、今年入会するとこんな特典がありますよとか、シール1つでもいいと思いますし、きっかけがあ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れば一緒に入ってもいいよという方もいらっしゃるかもしれませんが、そのようなことを考えながらシニアクラブを支えていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長 よろしいですか。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私は、148ページの高齢者自立支援用具給付についてお尋ね申し上げます。

区としては、本当に年間もこれ2,973件というご支援をなさっていらっしゃいますが、初めてこの給付をお願いしますと現物が届くまで約2週間、おおむね2週間かかっているということで、ヘルパーさんたちはなぜこんな時間がかかるんだということで、利用者さんからいろいろとご意見をいただくそうなんです、この現状についてというか、区民の皆様のその辺のご意見というのがあったら教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。

この本事業につきましては、申請受付時に配送の日時等のご希望を伺った上で、速やかに給付決定を行い、業者に発注しているところでございます。

用具の発送につきましては、受注業者が直接日程調整をすることで、到着までの時間短縮を図っているところでございます。

区民からのお声ということでございますが、現在、窓口においては特に遅いというような声を伺ったことはございません。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。そうでしたらいいんですが、ただ、年間これだけの品数が出ているということですから、ある程度動向というか、分かるんじゃないか、動向というか、分かると思うんですが、例えばもっと短縮のために在庫などは、例えば事業者さんはもっと、発注したら持っていらないか、そういうこともご協議はなさっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 業者との打合せというか、協議でございますけれども、一応発送まで、こちらの事業については2週間かかることもございますが、1週間で配送できることもございます。また、早急に用具が必要な際には、そういった事情のある方については、より柔軟な対応を行っているところでございます。ですので、今後も自立支援用具が速やかにお手元に届き、ご利用いただけるように、迅速な給付に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。これ、今後ますます短縮でき、一日も早く、切実なんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すよね、やはりいただきたいという人からすると。ですから、その点、できたら少しでも改善していただければと、要望だけさせていただきます。以上です。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 144ページ、7番、社会福祉協議会助成、(1)社会福祉協議会運営のところでお伺いいたします。

令和7年度に社会福祉協議会のほうで終活支援に関わる講座を行ったのかどうか、その辺教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。

令和7年度につきましては、社会福祉協議会のほうで例年1月下旬に実施しております成年後見連続講座、こちら3回の講座になっておりまして、そのうちの1回が終活に関するテーマで実施したところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 令和7年度の第3回定例会の一般質問で、高齢者の終活支援としての常設の相談窓口を要望しておりまして、早速、令和8年度から終活総合相談窓口が設置されたことは高く評価しております。

そこでお聞きしますけれども、相談件数と相談内容を教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 相談につきましては2種類ございまして、一般相談というものがございまして、こちらが令和8年5月から実施しております。こちらが職員が対応する一般の相談となっております、実績としましては、令和8年の8月末現在で65件、主な内容としては、将来への不安ですとか、ご自身が亡くなった後の事務手続等についてといったものが多かったというところです。

あともう一つ、専門職による個別相談も行っておりまして、こちらは令和8年6月から事業を開始しております。弁護士や司法書士が対応する専門相談になっておりまして、月に2回、1回について2名までというところで実施しております。実績としましては、令和8年8月末現在で12件ございました。主な相談内容といたしましては、相続の手続、遺産分割について、財産管理について等が多かったというところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 この短期間で65件という数字は結構多かったのかなと思っております。個別相談のほうも、枠を全部使ったの12件ということで、やはり皆さんが興味を持たれているのかと思います。やはり多くの方たちの将来の不安が解消されるように、相談に関しては引き続き丁寧に対応していただきたいと思っております。

あと、終活情報登録事業の実施につきましては、既に一般質問で要望しておりますので、ぜひ進めてほしいと要望して、終わります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それと、あと2点あります。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連で。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 生活支援につきましては、先ほど望月委員のご質問に対して、事業の概要をご説明いただきました。私も区民が将来への不安を抱えることなく、安心して暮らしていくために大切な取組だと考えておりますので、今後の支援の充実について、総括で伺いたいと思います。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 155ページ、32番、高齢者緊急一時宿泊についてお伺いいたします。

令和7年度利用件数5件の16泊とありますけれども、その内訳と利用理由について教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えさせていただきます。

利用件数5件のうち、実際に利用された実人数は4名でございます。このうち、この4名のうち、3名の方はそれぞれ1泊利用されており、残る1名は初めに5泊利用し、途中で施設を変更し、8泊利用されて、通しで13泊利用されました。

利用の主な理由でございますが、介護者の方が体調が悪化し、支援が必要になって、すみません、本人が体調が悪化し、支援が必要になりましたが、家族の方が遠方に行って支援を受けられなかった、そのため、これを利用された。また、介護者の方が遠方に行って、さらに、別の案件なんですけれども、介護者の方が遠方に行って、それで、その介護者の夫の方がちょっと病気になってしまい、ちょっと介護に行かれなかった、そのため利用されたということがございました。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ありがとうございます。特に1名の方は5泊、8泊、多分特別養護老人ホーム、2か所がたまたま空いていて、そういう意味ではとても13泊できたのかなと思っています。利用するに当たって、予約状況はどうだったんでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。

いずれも利用があった当日または翌日に利用することができておりまして、スムーズに手続を進めることができております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 これを立ち上げる当初は、利用がどのようになるのかというのか、まだなかなか定まっていなかったところだったんですけど、こういう形ですぐに利用できるのはよかったと思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

昨年からはまった事業なんですけれども、実際実施してみてもいいかだったでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 この事業は7年度から実施しておりますが、実績から分かったことにつきましては、利用者のほとんどが要介護、要支援の状態であるにもかかわらず、認定を受けていなかったこと、また、この事業の利用をきっかけに介護認定の申請を行いまして、現在では全ての利用者が要介護、要支援を認定されまして、必要なサービスを受けられております。

また、家族介護者の手術を理由に利用されたケースもありまして、介護者の人的な負担軽減とともに、在宅介護の支援にもつながったと言えると思います。

7年度の実績は少なかったけれども、少なくとも認定を受ける前の在宅介護者に対するレスパイト支援として介護者の負担軽減をするとともに、介護サービス利用開始までの支援の空白期間を補完いたしまして、必要なサービスへの円滑な移行を促す効果があったと考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 令和6年度の決算特別委員会の総括質問で、家族介護者支援の充実を要望しておりました。この高齢者緊急一時宿泊事業も非常にいい事業だと高く評価しておりますので、引き続きしっかりと進めてほしいと思います。

あと、家族介護者の方にもっとこの事業を広く知っていただきたいと思いますので、周知のほうはしっかりとお願いいたします。

3点目、165ページ、7番、若者育成支援推進についてお伺いいたします。

相談件数延べ210件とございますが、現在、継続的に相談支援を行っている方たちの人数を年代別に教えていただけますでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 令和年度の実績で申し上げます。継続的に相談支援を行っている対象者は26人です。年齢層別に内訳といたしましては、10代が3人、20代が11人、30代が12人となっております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 それでは、その合計26人の方たちの相談期間はそれぞれどれぐらいの期間、皆さんされているのか、教えてください。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 こちらも令和7年度実績で申し上げます。継続的に相談支援を行っている26人の相談期間の分布状況ですが、3年未満が13人、3年から5年が7人、5年から10年が4人、10年以上が2人となっております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 今後、現在相談されている方々も近いうちに40歳を迎える方が一定数生

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じてくると考えられますけれども、これまで支援が途切れる、40歳の年齢を理由に相談を終了された方はいるのでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 常設の相談業務につきましては、平成28年度から実施しております。これまでに6人の方が40歳到達を理由に相談を終了しております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 6名いらっしゃるということで、基本的に39歳までということで、近年、ひきこもりの長期化が深刻化しております。その中で、相談対象者の年齢制限については、課題があると思っておりますので、これについては後で総括をさせていただきます。

○委員長 ほかに質問ある方はどうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 少しあります。まず、144ページの社会福祉事業団運営、これは資料24も合わせて見ていただきたいというふうに思います。

今年は事業団の創立、設立で40周年なんですね。事業団は基本財産を区が出資して、86年に設立されて、それ以降、本当に民間事業者ではできないサービスの提供、政策、福祉政策、政策的福祉というか、そういうようなの、何ていうのか、本当に柱として貴重な役割を果たしてきた団体であります。そういう点では、今年の40周年なんだけれども、どうもなかなか30周年がやったときみたいに記念事業が聞こえてこないんですけれども、その辺はやらないですか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。

今回、40周年につきましては、大規模な式典等は実施せず、法人の実績と事業内容への理解を深めていただけるようなPR動画を作成し、ホームページ等での公開を予定しているとのこと。

また、創立40周年であることを地域住民の皆様、利用者やそのご家族、そして職員に認識いただくとともに、事業団への思いをメッセージボードに記載していただいて、施設に掲示することで、機運を醸成し、事業団への愛着を深めていただく取組を実施していると聞いております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひそのPR動画は議員には最低でも配ってほしいなというふうに思います。

それで、私、今日、事業団の40周年に当たって、今年はそうだなというふうに思って、4月に少し遡ってずっと事業団の歴史を調べてきたんですね。そして、やはり非常に貴重な役割を果たしてきたなということをあります。それが、これから区が事業団の位置づけをどういうふうにしていくのかというのは、これ本当に今、何ていうんですね、重大な時期に来ているなという認識を持っています。例えばこの資料24ですけれども、この裏面、2ページ目見てい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただきたいんですが、これは昇任選考受験率、合格率の推移というのがあります。これ、6級、7級が管理職、いわゆる役所で言えば管理職に倣っているわけですが、今回、管理職の試験の申込者がゼロなんですね。これ、歴史的に初めてのことなんですね。もともとそんなにたくさんいたわけじゃないですが、少なくともその前の年度は4人いたわけですね。そういう点では、これは私、ゆゆしき事態だと思うんですが、どういうふうに分析しているのかということと併せて、令和6年度以降、昇任試験に国家資格等の取得を追加したんだけど、これはなぜなのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 まず、令和6年度以降の国家資格等の取得についてお答えさせていただきたいんですが、事業団におきましては、福祉ニーズの複雑化、多様化に対応するために、令和6年度から各階級、職級への昇任選考受験資格につきまして、国家資格等の取得や研修受講実績を加えているところです。一方で、委員おっしゃっていただいたように、令和7年度に管理職級の試験の受験者がいなかったということは、法人におきましても、深く受け止めているというところでございます。

昇任選考の受験者が少ないのは、幾つかの要因が複合的に影響していると考えており、令和8年度には資格取得の支援、モチベーションの向上を図るため、資格取得支援制度の対象資格の拡充や資格保有者に向けた処遇改善手当の改正を行ったとのことでした。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の今年度からやられているということが、効果は、私は上がらないと思っています。というのは、やはり根本的な問題が解決されない限り、これ駄目だと。このことは、私は亡くなった石川元議長が相当気にしていたことで、実は共産党は、その点では石川さんと全く、その点であれで、私は、この問題は、石川さん本当によく見ているなというふうに思っていて、石川さんが残念ながら亡くなっただけに、今日はある程度言いたいというふうに思っております。

この間、区は今のような、例えば国家取得を昇任試験の要件にして、要件というだけじゃないらしいけれど、でも、していくだとか、非常にやはり管理の強化を強めてきたんですよ。これは全くやるなということではないです。もちろん区が基本財産を出資している団体ですし、区民の福祉の大本ですから、政策福祉を担ってもらわなければいけないところですからね。そういう点では、本当に大事な組織なんだけれども、管理強化の歴史、あるいはお金の問題もそうですが、やって、片一方では民間の社会福祉法人と競争させる、一方では民間の福祉にはできないことは事業団やってくださいというふうにやって、この2つの矛盾というか、しかねない、2つを統一しようと区はしているわけですね。これは別に否定するものじゃない。だけれども、この間、2007年、2015年、2022年にわたって、3回にわたって在り方検討会を開いてきていたわけですね。政策面では、本当になかなかこの在り方検討会はいいいことやってきたんですね。例えば介護予防、通所介護では、ガングケア、口腔ケアの実施、充実ですね。あ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と、こどもクラブへの障害児の受入れ、こんなものを2002年の在り検では、2007年度の在り検ではやりました。そして、2015年度では特養ホームでの多床室の確保、あと認知症デイの提供、こういうふうに積極的な政策福祉をやってきたわけですね。2022年、一番直近でいうと、これでは特養ホームでの共生型、今、竜泉でやられている特養型のサービスの実施とか、児童館でいうとランドセル来館、これに踏み込んでもらったんですね。これは、あとかがやき長寿ひろばへの貢献ですね。これらを本当に区民の福祉ニーズに対応した、今までも議論してきたけれども、重要な担い手として、在り方検討会で提起されて、これは本当にいいことなんですよね。

ただ、その一方で、逆に、社会福祉法人と競らせていくという面では、これは、台東、蔵前、そして浅草という3つの特養、これを他法人に切り替わり、あと今回の竜泉では、当初、手挙げたところが撤退しちゃったもんだから、それを事業団に担ってもらう、そういう形になりましたけれども、当初は違うところが優先交渉権者となったと。こどもクラブは2015年の在り方検討以降、これは児童館に併設していないものについては、いいですか。

○委員長 どうぞ。

◆秋間洋 委員 運営を引き継がないと、新たな担い手に運営を引き継ぐというふうにして、こどもクラブからは全面、大きな撤退をしてきた。そういうものが、私は職員のモチベーションの低下になっているんじゃないかというふうに思うことが一つですが、昇任試験の資格取得の要件とかを緩和したり、あるいは、してもですね、これこういう根本的な問題というのはやはりメス入れない限り、私は駄目だというふうに思います。

この在り方で示すような事業団の役割、現状、組織の在り方、総支援の在り方、現状のままでもいいと考えているのかということでもあります。ここについては在り検では、例えば2007年度の在り方検討では、事業団に対して、財政面では自主財源による運営、補助金依存体質からの脱却と、あと2022年は効果的・効率的な介護保険事業の運営ということで、経営の合理化、緊縮財政を打ち出しているわけですね。それと、あと今年度、この決算年度でいうと、監査法人との会計監査契約の締結、内部統制体制の構築の推進と、つまり、片一方ではこういうことやれ、片一方では撤退する、そして、全体としては金の管理、組織の管理をやるというね、区が非常に管理的になってきているという、このところを何とか解決しないと、私は管理職試験ゼロという状況というのは変わらないというふうに思っています。

そういう点では、今後の事業団の活性化の方向性についてというのはどういうふうに検討しているんですか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 委員おっしゃるように、事業団につきましては、区の政策的な事業の推進というところで大変大きな役割を担っていただいている団体だと思っております。具体的な話でいきますと、令和6年竜泉福祉センターの開設、特別養護老人ホーム竜泉の開設に伴う施設の再編等を実施していただきまして、運営に関わる多くの方々のご協力の下、これらの施

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

設は順調に稼働しているものと認識しております。

一方で、物価の高騰ですとか人材不足など、取り巻く環境は年々厳しさを増しているところでございます。事業団ではこのような困難な経営環境を乗り越えるために、業務フローの見直し、デジタル技術の活用による効率化等を着実に進めていくというところで、職員が誇りを持って輝ける職場となるような人材確保、定着策を図っていると伺っております。

今後も引き続き区と事業団で密に情報を共有して、しっかりと連携を図りながら、事業団の運営を適切に支援してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひいい方向に行ってほしいというのは、それ共通していると思うんですよ。ただ、やはりもっともっと事業団の自主性というのを、何ていうんですかね、引っ張り出すような、例えば悪いけれども、上のおもしに区のOBがなくなっていったり、あるいは退職した管理職が、あるいは現在だって今、管理職で執行されている方もいる。別にそれが悪いと言っているわけじゃない。だけれど、どうしても自主的な運営におもしろになっていく面があるんですよ。そこに1本、区とのパイプみたいな形ってすると、どうしても自主的なものを阻害しかねないという、これは例えば昇任試験だってそうじゃないですか。最後、部長級になるというの、多分あれでしょう、自主的な雇用職員でそのクラスになれるという道というのはまずない、ほばないわけで、だから、そういうのというのは、モチベーション下がりますよね、これ、当然。だから、そういう点では、やはり抜本的な区との関わりというのをやらないと、これだけ大変なときに、竜泉が大変だと、某社会福祉法人が撤退したといったときにお問い合わせしているだけじゃ駄目だということというのを私は、だから、自主的な事業団の運営を本当にこの40周年に当たって、貴重な役割はもう共通しているわけですから、やっていただきたいというのが、これが、まず、この質問であります。

あと、次に、本来であれば、ここに来るはずだった低所得世帯のエアコン購入費助成、これは今年度の予算で初めてついたので、決算はまだありませんけれども、このエアコンの購入費助成は住民税非課税、生活保護別にこれ給付されています。この実績、これについて示していただきたいと。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えします。

4月から実施しております低所得世帯及び保護世帯へのエアコン購入費助成について、実績でございますが、10月7日現在の実績でございます。まず、低所得世帯につきましては、交付決定が39件、生活保護世帯については、交付決定が73件、合計で112件の交付決定でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、いろいろな方からご相談を受けました。所得と保護を受けている方は、ケースワーカーさん、本当によくこの制度を活用していただいているなというふうに思ってい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

ただ、一般の年金だけで暮らされているような非課税の、住民税非課税の方たちの相談は結構ハードルが高い。というのは、まず一回、契約するのに当たって、電気店等とお金の発生があるということ、それで、率直言うと、今、高齢者で預金ゼロの世帯というの物すごいわけですから、そういう中で、やはり生活保護受けていないで年金暮らしの方にとっては、なかなかのハードルになって、そういう点では、私、エアコン設置する事業者への支払いというのは、一時、当事者が立替払いするという、こういうところというのは、これが原則なっちゃっているんですか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えをいたします。

今回のエアコン購入費助成の制度につきましては、協力してくれている区内販売代理店に直接、私どもから助成金を支払うことができる代理受領も採用しております。したがって、その方法をご利用いただければ、10万円までは申請者がご負担なく、支出することなく購入することが可能でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の問題というのは、何かホームページには書かれているようなんですけれども、率直言うと、あまり知られていないんですよ、実は。残念ながら、職員さんは知っているんだろうけれども、なかなかそのところに、申し訳ないけれど、頭が回っていないというか。ある事例で、別にこのことなんていうわけじゃないですけれども、実は母子家庭で、母親がもう高齢になってきて、娘さんもその辺の年です。しかし、この夏、7月の下旬にあまりにも暑いんで、エアコンがない家ですから、大変なことになって、娘さんの稼ぎだけで暮らしている、ですから、家賃が物すごい高い家で、その家で結局、熱中症になって、救急搬送されたわけですね、母親が。それでもうやむなく、本当は我慢してこの夏過ごそうと思っていたんですね、娘さんは。だけれども、役所に問い合わせ、コールセンターはつながないことでやったけれども、この代理受領に近いアドバイスが欲しかったんですね。ところが、コールセンター、それ答えられないですから、じゃあ、役所にということで、役所の担当に回したわけなんです、しかし、この代理受領というのが分かれば、もうちょっとこの人、助けられたんじゃないかという、私は、ケースが1件ありました。ですから、今日の、今年はまだ終わりだよ、ね、ほぼ、まだ10月いっぱいあるのかな、申請はね、10月いっぱいあるんだけど、今後、この辺は職員にも、あるいは区民にも、これは、来年やるかどうかまだ決まっていねえのか、決まっているんだね。だけれども、来年もやっていただいて、代理受領は、これは電気店との契約の問題も含めて、やはり周知していただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えいたしますと、今回、本助成制度で代理受領制度を採用してい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ること自体は、ホームページではしっかり記載をしているとともに、コールセンターにお問い合わせいただいた場合には、原則そのご案内はしているはずでございます。ただ、今、例示に上がったケースで具体でどうということまでは、ちょっとこちらでは承知は、委細は承知はしておりませんが、今後引き続き適切な案内、必要なこと、重要なことについて、必要な方に情報が届くような周知の方法、ご案内の方法というのは、よりよい方法を考えていきたいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今年はやかったかどうか、あれ涼しかったから、8月、このお母さんどうなってしまうかと思つたんだけど、でも、何とかエアコン入れずに越えました。でも、来年はそういうことのないように長生きしていただきたいというふうに思っているわけです。

それと、また違う質問に行きます。148ページ、これは高齢福祉施策全般ですけれども、特にこの年度は、2年目になったのかな、ふれあい入浴券がほぼ倍になって、物すごく喜ばれているんですね。先ほど高齢者が外に出ることの大切さも各委員からありましたけれども、そういう点では本当に今、住み慣れた地域で暮らし続けられるような医療や介護や生きがいづくり、こういうところって物すごく大事だというふうなのは、もう誰も共通していると思うんですね。ただ、それだけに、切れ目のない多角的な支援が必要だというふうに思います。

特に高齢者が外に出て人と交流することで、健康の維持に大きな役割を果たすと考えられますけれども、今後、区はこの面での支援というのはどういうふうにしていこうとしているのか、これについてお伺ひしたいと思います。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。

区では、長期総合計画の基本目標でありますいつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現のため、高齢者の社会参加や地域交流を促進する取組を進めており、これまで地域住民によるサークルの育成、活動の支援、高齢者ふれあい入浴券等の給付などにより、外出の機会の創出に取り組んでまいりました。高齢者の社会参加は、地域社会から孤立や孤独を防ぐとともに、人と人が関わることで、健康寿命の延伸や介護予防、フレイル予防にもつながると認識しております。そのためにも、健康、医療、福祉など、組織横断的に連携することで、高齢者の外出の機会の創出に取り組んでまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 非常に大事なことで再確認かもしれないですけれども、先ほどあった、例えば寺田副委員長からあった自転車の問題、介護のところの自転車の問題、あと早川さんからあった、何でしたか、移動のときの問題でしたか、移動支援でしたかね、のときの中でも、やはり移動してするということというのは高齢者との健康の関係というの物すごく大事、交流とかいうの大事だと思うんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、今の物価の高騰というの、それを遮るわけですよ、どうしても。まず家賃、あと交通費、あと様々そういう移動手段の問題もそうですけれども、そういう点では、私、一番切実なのは、一番身近なバスだと思うんですね、都バス、めぐりん、都バス、めぐりん。特に今日言いたいのは、都バスです。これはシルバーパスの購入費の助成というのが幾つかの区で行われ始めていて、隣の荒川区も始めました。そういう点では、住民税が課税、課税だって所得は大したことですよ、だけれど、ちょっと、1円でも課税になりゃ、これはシルバーパスが1万、今、2,000円、4,000円だったっけ、1万2,000円になってしまうんだよね。前、2万5,100円だったから、これに比べれば、これは東京都が去年からか、始めてよかったわけですが、しかし、これ1万2,000円というのは、なかなかの出費ですよ、今の物価高騰の中で。そういう点では、シルバーパスの購入費助成は幾つかの区でも始めていますし、ぜひやっていただきたいと思うんですが、これについてはいかがですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 シルバーパス事業、こちらを実施している東京都のほうが令和7年10月から課税者の負担額をこれまでの2万510円から1万2,000円と、約4割引き下げたところでございます。このほか、他区において独自の支援策として助成を開始したところがあるということは認識しております。こちらのシルバーパスの仕組みといたしまして、利用可能期間の途中で払戻しが可能なこと、また都は令和7年度引き下げ時に制度見直しまでの措置としておりまして、見直しの時期や内容が示されていないことなど、課題もございますので、現在は動向を注視しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 様々な技術的なところはクリアするという立場に立てば、これできないことないと、台東区、荒川区より財政事情悪いわけじゃないですからと思います。

あと、もう一つは、先ほどあった自転車の移動なんですよ。私も実感しているのは、歩くのは大変だけれど、自転車では移動できるって高齢者すごく多いんですね。私も、これは改めて実感をしました。そういう点では、この自転車での移動と駐輪については幾つか課題があって、例えば例に挙げると東上野老人福祉センター、先ほどリストラ対象になっていますけれども。しかし、あそこはぼこんと、あそこの会館に行くと、ぼんと貼り紙があって、所長の名前で貼り紙があって、駐輪は職員専用ですと、利用者の方は新御徒町の駐輪場か稲荷町の駐輪場を使ってくださいってぼこんと貼り紙あるんです。これはあんまりじゃないですか。率直言って、もちろん職員の駐輪場は大事ですよ。だけれども、高齢者ね、あそこにそれこそ移動して、あそこで交流したり、あるいは様々な健康だとか、自分の趣味だとか、そのようなものを楽しみに行っている人たちの駐輪場がおざなりにされていると。だけれども、あの近くに止めたら、今、ちょうど工事ずっと2年間以上やっているからあれなんですけれども、もともと止められないところあるんですけれども、それであれば、やはりそういう、この問題、特に質問はしませんよ、だけれども、そういう問題。あるいはこの間、対応になった三筋だとか、老人福祉

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

館にも駐輪場ありません。つまり、自転車で移動する高齢者に対する配慮がやはり欠けているというふうに言わざるを得ないんですよ。例えば民間の幾つかのスポーツジムがあります。こういうところに高齢者もいます。今度、トレーニングセンターが廃止になれば、これは自転車で、区民館のトレーニングセンターが廃止になれば、そういうところに自転車でいきますよ。しかし、そこに止めるところがなければ、持っていかれてしまうわけで、そういう点ではこの問題、重大な問題だということは、土木費で言おうかどうかというところですけども、というふうに考えているところです。

高齢福祉で質問したいのは、バリアフリーという点では聞こえの問題です。聞こえの改善機器の助成、費用助成ですね、これは2年度がたったわけですけども、決算年度の助成件数が424件というふうになりますけれども、申請の件数というのは何件で、決定に至らなかった理由というのは何なのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

令和7年度の申請件数は570件でございます。

決定に至らなかったといいますか、購入前の補聴器を試す期間を十分に取れるよう、請求期限を申請日の翌年度末までとしておりますので、申請件数と助成件数の差については、年度をまたいで手続をされている途中の方もいらっしゃいます。

主な申請を取り下げた主な理由といたしましては、身体障害者手帳の補装具費支給のほうを受給することにした、また、補聴器を試したが合わなかった、医師に補聴器が不要と診断されたといったものがございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 一旦これも、私ども共産党区議団は、地域でこの補聴器相談会、補聴器じゃない、聞こえ相談会やっています。今度の日曜日、うちの地域もやるんですね。必ず参加者がいます。つながるものもあれば、つながんない、先ほどの障害福祉との関係で、そちらのほうがあなただけの場合いいですよという場合もちろんあるわけで、その辺はそういうふうに通じているわけですけども、一番多いのが購入費一旦立て替えなければいけないということでありまして。先ほどエアコンの助成のところでもありましたけれども、代理受領ですね、これは、やはりこの補聴器はどうしても高い買物になりますので、代理受領制度を講じるべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

一時的な購入費用のご用意が難しい方が申請しやすい制度となるよう、現在、代理受領による助成方法も可能とする方向で進めているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひこれはお願いしたいと、これで広がりますよ、広がります。本当に貯金

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ないんだから、そういう点ではお願いします。

あともう一つ、介護の問題で、高齢者問題でいいますと、資料の25ですけれども、住所地特例の問題であります。住所地特例の数を久しぶりに私も出させていただいて、増えているという感覚がしています。これでいうと、住所地特例というのは、介護を実際に受けている今の住まいあるいは施設、そういうところに対して、施設ですね、ほとんど、に対して、台東区、住民票は向こうにありながらも、台東区の介護保険制度を、給付を使っているというところですから、887人、7年度末でいると。この5年間で70人増えているわけですね。108%になっています。

それで、特に顕著なのが、上野介護保険施設というのが合計で90人、これが全体の10%であります。ところが、これはどんどん減っているわけですよ。というのは、特別養護老人ホームの入居者が減っているから、そして、逆に特定施設というね、介護保険法上は全く施設の様々な要件、定めというのがない、いわゆる特定施設、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等が、これがぐっと増えて、この数になっているわけです。特にこの有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅は30%増しですよ。この人たちが、私は今、どうなっているかということというのは非常に重大だと。まず、住み続けられる台東区って言っている割には、これだけの方が住み続けられずに外に出ていってしまっているという大問題があります。

特定施設がこれだけ増え、介護保険施設が減っているわけですから、この理由というのは何なのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 答えいたします。

断定的なものではないんですけれども、想定される理由としましては、在宅ではなく、施設の入所を希望するご本人やご家族が増加傾向であること、また介護度に限らず入所が可能な施設であることから、特別養護老人ホームなどよりも比較的入りやすいこと、またさらに、特定施設自体の施設数が増加していることが要因ではないかと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この特定施設の増加というのは、利益が上がるからやるんですよ、これは。福祉とはもちろん別に、二律背反とは言いません。しかし、利益が上がるからによこよこできるんです、サービス付高齢者住宅、特にね。これは基準がありません、ありませんというか、率直言うと、国土交通省の基準なんですよ、これ。介護保険法、厚生労働省じゃないわけで、そういう点では高齢者の居住の安定確保に関する法律ということによって導入された規制緩和の施設で、これが今、制度が発足してから15年たって、今、うなぎ登りで全国30万戸達していると。これは国が特養だとか老健だとかをきちんと整備する方向に金使わないから、そちらの方向にがんがん行って、とにかくちょっと大変になった高齢者をどんどんそちらに送り込むという。そこは利益が上がるというふうになっている構造が、今、大変な問題になっています。これは、今、訴訟にもなっていますけれども、埼玉のサービス付高齢者住宅というのは、この

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

方亡くなっちゃったからもう本当に遺族の方はあれですけども、本当に39度の熱があるということが施設長さんから入って、サ高住ですよ、サービス付高齢者住宅、あって、あったから、すぐその家族は救急車を呼んでくれと、これ区民じゃないですよ、台東区じゃないですよ、でも、呼んでくれと頼んだけど、できませんと施設長が言って、これで翌朝、家族が血相変えて病院に連れていくと、大腿骨の骨折というふうに診断され、即、すぐ入院、そして手術したけども、回復しないで、転院もかなわず、8か月後に息を引き取ったと、肺炎だったってわけですね。これはね、まず、今、訴訟になっていますから、しかし、サ高住の典型的な、私は、全部のサ高住が悪いってわけじゃないですよ、台東区内にあるサ高住は30万以上取るんだから、すぐそこにある、ありますよね。そういう点では、本当に水1杯150円とか取るんです。私も入居者の人からびっくりしましたけれどね、何、サーバーの水取るんだ、お金って。そこまで徹底していますよ。つまり、そういう点では、私、この今の特に台東区に住めなくなって、サ高住だけじゃないです、それ以外の有料老人ホームもいろいろな形、これは大体お金持っている人しか行けないからあれですけども、しかし、こういう増え方しているというのは、国が介護保険施設をきちんとそちらからお金をしっかり出さないからというのが大本の原因であります。

○委員長 そろそろまとめてください。

◆秋間洋 委員 それで、75施設では不適切介護になっているところあるんで、そういう点では区はこの住所地特例の方たちの状態というのを調査、把握しているんですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 不適切な介護があった場合には、原則として、その住所地特例施設がある自治体が施設に対し、管理・監督を行うものと認識しております。そのため、生活保護を受給している方につきましては、保護課が定期的に施設を訪れて、生活状況の確認を行っているものと認識していますが、個々の契約に基づいて入所している方につきましては、現在、調査や把握などはしておりません。ただ、今後、国は中重度の要介護者や医療的ケアを要する方が入所するサービス付高齢者住宅などに対しまして、登録制とし、5年ごとの更新が必要になるようなこと、また運営、人員基準、利用者保護に関する規制が設けるものと聞いております。そのため、引き続き国の動向を注視しながら、区としては適切な運営に努めてまいりたいと思っております。

○委員長 秋間委員、・・・・お願いします。

◆秋間洋 委員 ごめんなさい、12時過ぎていましたね。でも、障害福祉がまだ幾つかあるんで、これで質問終わりますけれども、やはり介護保険給付している相手ですから、これ実態つかむというの当然じゃないですか。やはり今、もう台東区にいないから、先ほど包摂的な支援の問題あったけれども、後で障害福祉のところにもこれ300人以上います。ということは、1,100人、1,200人近くの方が台東区のそれぞれの介護、福祉サービスのお金を使って、お金を使ってと言っちゃいけない、当然なことなんですけれども、それが出ている方たちの状態と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いうのをやはりそれは当然つかむべきだと、———ですから、そういう点では、やはりこれは改善すべきだということだけ申し上げておいて、すみません、あと、障害福祉が。

○委員長 それは、また後で、はい。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時10分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時09分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 初めに、本日の審議における発言について、秋間委員から発言取消しの申出があります。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど資料25の住所地特例についての質問の中で、私が区外のサービス付高齢者住宅に入居している人への訪問、ケースワーカーの訪問ですけれども、これについて、———というふうに言ったこと、部分は、訂正をいたします。以上です。

○委員長 おはかりいたします。

本件については、申出のとおり許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、秋間委員の発言を取り消すことに決定いたしました。

○委員長 それでは、続いて、続きですね。

秋間委員、よろしくお願いいたします。

◆秋間洋 委員 障害福祉関係は4点、3点から4点といいますか、質問したいと思います。

まず、156ページ、あとこれは、児童福祉にもまたがる問題なんですが、児童福祉でいうと168ページです。先にこちらが出てくるので、ここで質問したいと思います。障害児福祉手当、障害福祉手当の問題です。あと、児童福祉のほうは特別児童扶養手当の問題です。これは重度になると特別児童扶養手当がつくという形で、2つの制度は非常に似ている、似ているというか、申請する方たちがかぶる問題なんでここで質問したいと思います。

この2つの手続の申請に添付する診断書、あと検査の結果書ですけれども、検査報告書ですけれども、これは、特に診断書、まず、診断書ですが、医師でさえ間違ってしまうほど、同じ内容、様式も非常に似ていますと聞くけれども、これについて本当なのかと。

あともう一つは、診断書や検査費用、これにかかっている費用についてつかんでいるか、この問題についてお伺いしたいと思います。

○委員長 障害福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

診断書につきましては、どちらも類似している、似ているということは、区としても承知しております。

また、診断書料につきましては、都内の医療機関につきましては、おおむね5,000円から1万円、医療機関によっては2万円程度かかるというふうに伺っております。

検査料についても同程度かかるというふうに伺っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ホームページ等を見ますと、うちはこれだけの診断書の費用がかかりますというのはよく分かんなかったんですけども、一番低いところで6,000円から高いところでいうとやはり1万円取られているところがあります、実態調査では。

あともう一つ、検査のほうの費用ですけども、これは予約のお金と、あと検査、診断の結果、これを別々に請求が来たり、別々じゃないんですけども、内訳であると、今おっしゃった金額よりも高いところが多いなって感じがしました。率直言うと、ピンからキリまでなんですけれど、1万7,000円から5万円というふうになっています。私、3人の方に伺うと、大体平均で両方合わせると大体3万5,000円ぐらい、費用がかかっているということになっています。そういう点では、この医療機関とか検査機関の証明書にかかる費用というのは、これは補助すべきじゃないのかと、これについてはいかがですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

一部の自治体でそういった助成を行っているということは、区としても認識しております。

一方で、本区としましては、診断書につきましては、国が手当の支給に当たって必要な手続として定めているものと考えておりまして、現時点では助成制度の導入は考えてございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、まず、それが特別児童扶養手当ならまだ言って分かるんですね、これは保護者への支給ですから。しかし、児童のほうの障害児福祉手当、これについては本人への給付なんですから、経済的な負担が基本的に不可能な、特に重度の方たちなどは、これは本人への給付にこれだけの費用がかかるものは、やはりこれは無償にすべきだというふうに思いますけれども、全くその辺は検討されていないんです。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、その当事者の方々に経済的な負担がかかっているということは、当然、区としても、把握というか、負担がかかっているだろうなということは認識してございます。ですが、先ほど答弁したとおり、現状はまだ考えていないということでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 就学前の子供だと、松が谷福祉会館で発達検査できるんですよね。それで、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういう点では、この検査については、松が谷福祉会館や保健所などの区の公的な機関で検査機関としての役割というのを就学後も果たすということとはできないんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

障害認定に関わる検査につきましては、専門的な医学的判定を要するものでありまして、制度上、指定された医療機関等において実施されることとされております。こうした制度上の制約があることから、保健所や松が谷福祉会館といった区の検査機関において、障害認定検査を実施するには専門医の配置や専門機材の配備等が必要になることから、難しいというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 まだ、距離があるようですけども、実はこれ予約して、例えば予約して、待ちしていく、ところが、あの部屋に閉じ込められるのが嫌で、発達障害のお子さんなどは特に、これはやはりそこで検査できないということであると、また行かなければいけない、予約取って行かなければいけないと、こういう訴えが来ているんですね。ですから、そういう点では、やはり区の保健所だとか松が谷福祉会館、本当に身近なところで、もちろん予約だとか、あるいはある母親は1万円払っても区でやってほしいというふうに訴えています。そういう点では、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと、この診断書とか検査機関証明書を取得するまでの当該者の負担が重過ぎることについて、やはりこれは都や国に改善を求めるべきだと思いますが、その辺についてはどうですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

今回、お話しいただいた手当につきましては、診断書が似ているということは区としても把握しておりまして、こういった改善していただきたいということは、都を通じて国等にも要望していただくように働きかけは、今、機会は捉えてやっているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは国制度なんですよ、両方ともね。なんで、やはり東京都から意見上げてもらうというのが、現場のリアルな声を上げてもらうというのが非常に大事なので、そのところはぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、次の質問ですけども、162ページ、身体障害児（者）の医療的ケア支援というところであります。

来年4月施行の改正医療的ケア児支援法、これは対象が大幅に拡大になります。区内ではおよそ何人が対象になると見ているのか、そしてまた、法改正による課題の認識、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現在、障害サービスを利用している18歳以上の医療的ケア者は、区が把握している範囲で36名いらっしゃいます。また、重症心身障害者は、こちらは機械的なちょっと推計となりますが、身体障害者手帳肢体不自由の1、2級の手帳をお持ちの方と知的障害手帳1と2度を両方をお持ちの方が、区内には49名いらっしゃるという状況でございます。

2つ目ののは、法改正に伴います課題認識でございますが、区では医療的ケア者及び重症心身障害者が自立した生活を営むことができるよう、適切な支援を実施するため、人材の確保をはじめ、重度訪問介護や短期入所、グループホーム等の日常生活を支援するためのサービスの充実が必要であると、区としては考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうすると大体85人ということ、合計すると85人となると、新法によって、想定していたのよりも倍以上に増えるということになります。そうすると、やはりこれはそれを支えるだけの福祉の体制とかいうことが必要になるのと、あといわゆる18歳の壁ですよね。障害児から大人に、大人になるに当たって、やはり今回は引き続きこのきちんとした福祉をということの法改正のわけなんだけれども、実態的にはなかなか悩ましい問題というのは幾つもあると思うんですね。そういう点では、区として来年度以降の施策、18歳の壁について、何か考えていることあるんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、18歳の壁ということで、特別支援学校卒業後の居場所の確保や成人の入院時の受入先がないなどの課題があるとともに、ご家族のレスパイト等の諸課題が重要であるというふうに認識してございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 現に医療的なケアが必要な方で、特別支援学校を今年、来年の春卒業すると、その後のやはり日中と、時々ショートとかの利用について非常に悩んでいる方も具体的にいるんで、そういう点では、ぜひ、障害福祉計画、また改定になりますので、ぜひその方向で、新法の趣旨も生かすような方向で、ぜひお願いしたいというふうに思います。

あともう一つは、この間の一般質問で石原議員が取り上げてもしました強度行動障害者の支援というところなんですね。

資料の26を見ていただきたいんですけども、これは、先ほどの、先ほど私が訂正発言したところの住所地特例にちょっと似ていますが、あれは介護の問題なんで、これは障害福祉サービスでの、実態的にも台東区から区外に、施設との関係、台東区内に、率直に言ったら存在しないとか、あるいはなかなか受け入れられなくて、行ってしまった人の数なんですけれども、私はこれを見てびっくりした、317人いるんですね。先ほどの高齢の方と合わせると1,200人、200人まではいかないですけども、それだけの方が台東区で住めないという状況に、この状態ではなっているということでもあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういう点で、強度行動障害など、また、これは特になかなか施設がないと難しいという子供たち、大人たちもいるわけでありまして、そういう点では、日中支援、ショートステイの整備、こんなというのは本当に必要になってくると思うんですけど、この点についてはいかがですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。現在、強度行動障害者・児も含めてですけど、日中支援、ショートステイは、浅草ほうらいやたいとう寮などの施設で受け入れてはいるところです。昨年度実施した強度行動障害者に対するニーズ調査では、特にショートステイに対するニーズが高かったと認識してございます。現在策定中の障害福祉計画において、強度行動障害のある方をはじめとする重度障害のある方への支援の方策につきましては、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひそのところは強く要望したいというふうに思います。どうしても受け入れる先がないと、台東区から出ていかなければいけなくなると。そうすると、例えば、子供であれば親御さんから離れなければいけなくなるようなケースも、これ出てきてしまうわけですね。私も青森に行かれています方で、本当に母親の苦しみというのを目の前で見てきましたけれども、青森は遠いですよ、あの雪の降った中に行くというのは本当に。ただ、やはり大事なことだなというふうに思いますので、そのところをよろしくお願いしたいというふうに思います。

あと、そうですね、ショートステイ。あと、資料の26は今言ったんですね。今回、資料の26で、共同生活援助が今年度、大幅に増えている要因というのは何なんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。令和6年度から7年度を比較しまして40人増加しておりますが、こちらは、主に精神障害者でアルコールや薬物依存症の方の利用が増えたものというふうに考えております。依存症の方の利用されるグループホームが区外に多く所在しているため増加したというふうに認識してございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それで何となく、なるほどなというふうに思いました。一気に増えたんでね。ただ、精神のグループホームというのは台東区内にもあるわけで、あと、最近は民間でも幾つか、数は多くないですけども、精神のグループホームはできていて、なかなか地域ともうまくやっているところはあるんです。そういう点では、ぜひこれも区内での整備。これは民間の手挙げがないとなかなか厳しいというのは分かりますけれども、その辺はぜひ進めていく角度でお願いしたいというふうに思います。

あと、この区外施設等の存在するという地域なんですけれども、これ都内と都外でどのぐらいの割合になるんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。令和7年度でお答えさせていただきますと、まず、施設入所支援につきましては、都内の方が53名、都外が61名、療養介護につきましては、都内が22名、都外が1名、共同生活援助につきましては、都内が97名、都外が83名となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 なるほどね。都外というのは、先ほどの青森というのは、本当にそこに行かざるを得なかったんですね。私もそれ入っていく経過知っているんですけども、本当にもう受入先がなくて、一緒に探しました、私も、だけれども青森しかなかったというのが、これはもう10年ぐらい前ですけど、ありました。

今回これ見ると、やはり都外が、これが幾つだ、83か、ということは、317のうちの何%になるんですかね、46%ぐらいか、その約半分が都外で、親だとかは、先ほどの青森の例もそうですけど、1年に1回行けるか行けないかと、親も高齢化してくるとねというようなところもあるわけで、そういう点では、やはり区内、もう地価の高騰している区内でというのは本当に大変なことだけれども、だからこそ区がやる必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はお願いしたいというふうに思います。

あと、162ページの25、障害者相談支援・虐待防止です。

これは、障害者虐待防止法に基づいて、台東区はそれの相談機関、これになっているわけです。それで、この年度の相談件数、あと3年分ぐらい遡って教えてほしいんですが。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。虐待通報件数ですが、令和5年度が12件、令和6年度が20件、令和7年度が22件という状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この件数増えています。私のところにも虐待として言えるかどうか、この含めるとね、率直に言うと、ご家族の皆さんに、例えば強度行動障害のお子さんとかは、なかなか物が、意思表示ができない。あと、あまり、それは暴れれば、親だって一生懸命ぐっと羽交い締めします、そういうときもありますよ、それは当然ね。ある家などは、うちは大体1年に2台ぐらいテレビを買い換えると、壊されてしまうんでね、そういう点ではということはある。そういう点では、この問題というのは、本当にこの虐待防止というのは、またなかなか深い問題であるなというふうには思っています。そういう22件ぐらいあると。この虐待防止は、それだけじゃなくて、いろいろなところで起こっているわけですね。

台東区にも窓口で来たときの対応ですけども、基本的にどういう角度で台東区としては相談に乗っているんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。虐待に限りませんが、どのようなご相談

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのを、まず、窓口にいっちゃった区民の方に対しては、丁寧にお話を聞いて、よく聞いて、もし障害福祉課で対応できなければ、ほかの機関に適切につなぐといった姿勢で今やっているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 実は私、この年度じゃないんです、今年度なんですけれども、2件、実は障害者雇用の問題での相談があって、1件は、私が直接会社に電話して、何だと言って、改善をさせました。それは雇い止めなんですけれどもね、やりました。だけれど、もう1件は、区に相談に来ていたケースなんです。これは、あまり詳しくは話しませんが、しかし、窓口での相談はそれでよかったのかなというのを疑問が残るものでありました。

確かに話は聞いて、この場合の会社のやり方は、ハラスメントの枠を超えていると、暴言を吐いているとその窓口の担当者も言ってくれたんですね。だから、明らかに障害者虐待の疑いがあるケースで、まだ認定はできるかどうかは別にしても、あると。

そのときに、もちろん適切な、そのときの指導だと思うんですが、東京都、あとハローワーク、あと労基、こんなところに、労働基準監督署に、こういうふうに言ったほうがいいですよということで、それは本人もありがとうございますという形で行ったわけなんですけれども、しかし、結局どこもたらい回しにその辺でされて、最後、やはり台東区が最後まで、そういう訴えがあったときに、どうなったのかなって後追するわけでもないし、やはり本人が来なければということになるのかもしれないんだけど、しかし、最後、もちろんこの労基とかハローワークもそれなりの対応をして、実は、昨日もその問題であったんですよ、私もあったんですけど、何ていうんですか、区の一歩の入り口のところで、何かまた来なさいよみたいな、あるいは、こういうときに、何ていうんですか、苦しんでいる状況というのを見たならば、やはり、また区に相談に乗りますからぐらいのスタンスが欲しかったなと。

というのは、このような、実はこれ障害福祉課宛ての文書なんです。ごめんなさい、これかざしちゃいけないのか。文書なんですけれども、非常に衝撃的な発言をされた、職場の上司からされて、精神科の受診をしたと。それで、ただ、その直後に自殺まで考えるほど精神的に追い詰められたというふうな文書を区に出しているんですよ。だから、これはゆゆしき事態だなとやはり思って、やはり虐待相談窓口は対応していただきたいということであります。

私、今後、子供の権利条例での権利救済、第三者機関をつくってほしいと、あと苦情申立ての制度をきちんとつくってほしいということを言って、これについては、駄目だとは言っていないけれど、だけれども、まだ検討ともまだ言っていないんだね。少なくとも、なかなかそのところは具体的になっていません。

そういう点では、障害者の場合にはさらに、そういう権利救済の相談窓口は、丁寧な対応をやっていただいていると思うんですけども、やはりそういう、ここまで追い詰められた障害者の気持ちに寄り添って対応していただきたいということであります。

○委員長 要望でよろしいですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 はい、要望でいいです。以上です。

○委員長 続いてどうぞ、質問のある方。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 156ページの障害福祉サービス、在宅の居宅関連で在宅サービスが設定どおり使えているかどうかについて伺います。

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護の扶助費が約10億2,153万円で、障害福祉サービスの最大の項目です。一方、心身障害福祉費全体の執行率が93.0%、差引き額が約5億1,433万円。そこで、重度訪問介護については、一人一人の給付が大きくなり、区の見込みと実績に差が生じた場合、不用額も大きくなると思いますが、その辺りの状況はいかがでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。今、委員おっしゃられたとおり、重度訪問介護につきましては、1人の使用された場合の給付費では比較的大きな金額になります。ですので、区としましては、予算の積算としましては、個別の状況を把握しまして積算しているところでございます。

一方で、決算、7年度でお答えさせていただきますと、実績としましては、年度途中でその方々が亡くなられたといったことや、施設に入所された、また利用を計画していたのに利用をしなかったというようなことで不用額が生じた、大きく生じている、1億円程度生じているといった状況がございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。個別積算で亡くなられた方というところのマイナスですね。

差引き額の約5億1,433万円のうち、障害福祉サービス扶助費の不用額というのは幾らだったかというのと、あと、需要がないのではなくて、受皿不足で消化ができなかった分がどれだけあるのかというのを区分して、この要因についてご説明のほう伺いたいんですけれども。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。障害福祉サービス扶助費の不用額につきましては2億9,334万302円となってございます。その不用額が生じたところ、利用できなかったか、利用できないで生じているんじゃないのではないかという委員のご指摘ですが、まず、予算のこちらの全体の見込みとしましては、区として支給決定した人の利用分については予算を確保する必要があると、区としては考えてございます。一方で、明確にちょっと把握しているわけではないんですけれども、委員ご指摘のとおり、少なからず不用額の要因の一つとして、受皿不足で使用できなかったという部分があるとは、区としても考えているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。確認でした。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあ、次の質問させていただきます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 143ページ、民生委員・児童委員のところなんですけれども、令和7年度の執行と定数充足の部分伺います。

民生委員と児童委員の決算額が3,237万3,980円、うち活動費が2,959万6,600円で、事務費が277万7,384円、令和8年3月末の現在185人となっているんですけれども、台東区の定数と欠員数、充足率を教えてくださいませんか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。令和8年3月31日時点で定数が213名、欠員は28名、充足率は87%となっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 現在の年齢構成の割合はいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 こちらも令和8年3月31日時点の回答をさせていただきますが、年齢構成といたしましては、40代が5%、50代が15%、60代が49%、70代が31%となっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 60代多いですね。

厚労省の検討会は、居住の要件の法改正は行わず、任期途中の転居に限って在任を認めるような見直しを整理してきました。区においても、現在この運用で進めている方、または退任された方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 現在、継続している方は1名いらっしゃいまして、退任された方はおりません。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 令和7年度の相談見守り件数を高齢者、障害、子育てについて教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 令和7年度における高齢者に関する相談につきましては1,394件、障害者に関する相談は6件、子育てに関する相談は439件となっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

最後なんですけれども、東京都でも通信費の引上げというものもあるんですけれども、高齢者向けのタブレットやオンライン会議の導入の状況など、委員の皆様の負担を軽減するために、DX化というのを進めたいと、要望で終わらせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 要望でいいですね。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で。

寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 私の地域でも欠員が目立っておりまして、なかなか引継ぎもうまくいかなくて、そうはいっても大切な、ボランティアですけれども、しっかり民生委員を立てていただいて、見守っていただきたいというのがやまやまなんですけれども。

例えば、地域偏在というんですか、区内には11区とかあるんですけれども、そういったものの認識はいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 全体的にやはり欠員が出てしまっているという状況はあるんですが、やはり、その地区の中にそもそも住んでいる方が少ないとか、そういったところで欠員が多くなってしまっている地域は確かにございます。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 そういった欠員があるところで、どのようにその補充というんですか、補充ができないからこそ欠員になっちゃっていると思うんですけれども。結局、欠員になってしまいますと、地域包括という見守りという形もありますけれども、でも、たくさんの目があれば、おひとり暮らしの方も助けられるという部分もありますし、その引継ぎについてはどのように認識されていて、所管の方はご支援していただいているのかなと、その辺をちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 まず、欠員が生じている地域につきましては、当該地区の会長さんのほうに相談をさせていただいて、その地区内で役割分担を行うなどして、活動に支障がないように対応していただいているところでございます。

引継ぎというところなんですけど、新しい方なるべく入れるようにということかなとは思いますが、同じ地域の中でふさわしい方がいる場合には、現任の委員の方が、まずは口頭で活動内容等についてご説明をしていただいているというところなんです。その後、その方が受けていただいて委員の委嘱が決定した場合には、区の中でつくっております引継ぎのポイント等を記載しております引継ぎマニュアルというものを使用して、適切に引継ぎを行っていただいているというところでございます。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 なかなかうまくいっていないからこそ、その28名、充足していただければ理想的なんですけれども。

また、会長さん自身もやはりその民生委員の活動がよくお分かりにならなかったり、また、本来ならばこういう方が、町会の役員さんの中でもやっていただきたい適切な方もいらっしゃる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る中で、なかなかスムーズにいかない部分については、やはり民生委員、そもそもの活動を皆さん知られていないというか、もっともっと知っていただきながら充足していただきたいなという思いも強いので、その辺も含めて、引き続きお願いしたい部分でもありますので、それにつきましては総括でもやらせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 149ページの寝たきり高齢者対策、それから、併せて157ページの地域生活支援につきまして、紙おむつの支給と助成について伺います。

149ページの高齢福祉課の紙おむつ支給では、前年度の4,926件、約1億8,867万円から決算年度は5,219件、約1億9,740万円と、件数、金額共に増加しています。一方で、157ページの障害福祉課の紙おむつ購入補助券は、前年度の7,505件から決算年度は7,938件へと件数が増えているにもかかわらず、金額は757万7,500円で変わっていません。

おむつは日常生活に欠かせず、使用量を簡単に減らせるものではありません。物価高騰が続く中、助成額が据え置かれれば、本人や家族の負担が増すことが懸念されます。制度の違いはあるとしても、必要な支援が物価上昇によって目減りしないよう、購入価格や使用量、自己負担を把握し、高齢福祉、障害福祉共に紙おむつ助成額上限額を引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 初めに、高齢者の紙おむつ支給についてお答えさせていただきます。

近年、紙おむつの価格が上昇していることは、課題であると認識しております。そのため、支給量の増額については、現在検討をしているところでございます。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。障害福祉課としましても、紙おむつの物価高騰についての認識は高齢福祉課と同様でございます。窓口におきましても、障害当事者や障害者団体からもご要望いただいている状況ですので、紙おむつの助成額の見直しについては検討している状況でございます。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。物価高騰による負担を本人や家族にしわ寄せすることのないよう、引上げを具体的に検討していただけることを要望いたします。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 あれ、私最後かな。そうですね。じゃあ、1問だけさらっといきます。

145ページの中国残留邦人等生活支援について伺います。何か名称間違えていましたっけ。

○委員長 大丈夫ですよ。

◆松村智成 委員 あと生活支援ですね。

元は日本に住んでいた日本人を対象にした国の制度であることは認識しておりますが、決算

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

書見ますと、生活支援という割には対象人数に比較して、金額がそこそこ大きいように感じられ、見えました。対象者の高齢化も進んでいるとは思いますが、実際のところ、受け取っている方々との連絡や現状確認、更新手続など、どのように行っているのか教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 お答えさせていただきます。区の職員による年1回の家庭訪問ですとか、あとは支援員による適宜電話連絡や家庭訪問を行い、現状確認を行っております。また、日常的に支援対象者の方からも医療機関への通院と連絡が入っておりまして、居住の把握はできております。

なお、更新手続につきましては、特にございません。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 なぜこの確認に対して聞くかと思いますと、ほかの自治体において、この中国残留邦人の支援給付をめぐる課題や不正が表面化したことがありまして、例えば、受給者が一時期国と称して、長期間中国に滞在したまま日本の支援給付を不適切に受け取っていた事案や、言葉の壁による社会からの孤立に乗じて、居住実態がないのに親族等が寄附を受け取っていたという事例が過去に報告されています。

台東区において、こうした長期の海外渡航や居住実態の不明瞭なケースに対するチェックは十分に機能しているのでしょうか。ほかの自治体の事例も踏まえ、不正受給を防ぐための区の認識と対策を伺います。

○委員長 福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 2か月を超える長期の海外渡航につきましては、必ず渡航前と、あとは帰国後に区に連絡をいただいて、出国日及び帰国日の確認を行うこととなっております。近年、本区におきましては、2か月を超える海外渡航の事例はございません。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 2か月というのが長いのか短いのか、ちょっと分かりませんが、ちょっと私には長く感じてしまうのですが、そこは聞かないでおきますが。

要は、これって国からの給付金だと思うんですけども、原資は大切な税金でございます。対象者の高齢化や言葉の壁といった課題があるからこそ、制度の隙間を突いた不正な請求等がないよう、本人確認と居住実態の厳格な運用を改めて求めて、今日はこれで終わります。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項児童福祉費について、ご審議願います。

望月委員。

◆望月元美 委員 173ページ、6番、養育費受け取り支援についてお伺いいたします。

令和7年度の助成件数は10件とございます。遡ると、令和5年度は13件、令和6年は13件

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

となっておりますので、今回のその令和7年10件となって、横ばいかなというふうに感じております。

この10件の内訳と、実際にかかった費用を教えてください。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 お答えをいたします。令和7年度の助成件数の内訳と経費ですが、公正証書の作成に対する補助が9件で、平均経費は2万3,400円、うち最高額が3万5,900円、それから、家事調停・審判に対する補助が1件で2,240円、合計で10件の助成を行ったところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 数字を見ますと、おおむね上限3万円の補助なので、3万円以内に収まっているのかなと思います。1件については3万5,900円ということなんですけれども。

それと、令和8年4月から民法改正によって調停養育費制度が新設されましたけれども、これに関しては、区のほうは何か影響はあるのでしょうか。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 お答えします。法定養育費につきましては、あくまでも養育費を取り決めるまでの暫定的なものであることから、区では、民法改正後も養育費を取り決める必要性について、引き続き周知啓発に取り組んでいるところです。

法定養育費の新設に関して、区の事務に特別な影響はございませんが、今後も養育費の取決めや履行確保のため、周知啓発に努めるとともに、相談支援や助成制度により支援を行ってまいりたいと思っております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そうですね、今回その養育費の取決めがなくても、その暫定的な、子供を1人当たり月額2万円が請求できるようになったことは、とてもよかったと思っております。令和7年の予算特別委員会の総括質問で、養育費受け取り支援の拡充を要望しておりました。令和8年4月から弁護士相談費用補助を始めたことは、高く評価しております。

引き続き、必要な方に着実に支援が届くように、周知のほうをよろしくお願いします。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 171ページ、子育て短期支援について伺います。

協力家庭ショートステイのところで、資料では、延べ利用日数が0になっています。事業が始まったばかりで、利用につながるまでに時間がかかることは理解していますが、一応の確認で、令和7年度に利用がなかった理由と、その後の状況を教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 お答え申し上げます。協力家庭ショートステイについては、令和7年度の新規事業で、協力家庭のご自宅でお子さんをお預かりする事業でございます。事業の開始に当たりましては、令和7年9月から協力家庭の募集を開始しまして、その

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

後、申込みがあった方のご自宅の養育環境等の確認ですとか救命救急等の講習の受講を経て、12月から2家庭で利用できる状況となっております。

7年度利用がなかった理由としましては、ショートステイ利用希望者と協力家庭のご自宅が離れていることで、送迎のしやすさから施設の利用を選ばれる方がいたりですとか、子ども家庭支援センターの判断で、お子さんの特性上、施設のほうが望ましいケースが多かったことなどが上げられます。

今年度、現時点の利用状況につきましては、5回利用につながっている状況でございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。事業開始から間もないというところとマッチングとかの理由があるということですが、5回の利用があったということで、利用につながり始めているというのはすごくいいことかなと思います。保護者が困ったときに安心して子供さんを預けられる選択肢があるということは大切なことですので、必要なお家庭に制度が届き、利用につながるよう、引き続き周知と相談時の丁寧な案内をお願いして、質問は終わります。

○委員長 要望で。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 168ページの児童扶養手当、あと資料32、これで質問します。

独り親の生活実態をつかむ上で、いわゆる夏やっている現況届出の提出というのは、非常に貴重な場だというふうに思っています。聞き取りが、2年前からでしたっけ、アンケートでいいという形に変わって、今回資料を出してもらいました。これが32であります。これは、対象世帯数と回答数、回収率というのが出ていますけれども、率直に言うと、この2年間は1桁台なんですよ、6.6%、6.6%と。これでは、率直に言うと、実態がつかめるのか。これは実態つかめないとは言えません、これリアルな実態というのは、これだけの数字のはあるんですけども、やはり、面接して、実際に暮らしや子供の状況を丁寧に聞き取る、こういうふうに戻すべきじゃないですか、その辺のところについて、いかがか。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 答えをいたします。区では、児童扶養手当の現況届提出の時期に合わせまして、委員ご指摘の独り親の状況等を把握するためのアンケート調査、これを行っておりまして、回答は任意としております。制度を所管する国の制度見直しにより、現在は、手当受給者の面談を希望制としておりますが、このアンケートのほかにも独り親家庭相談員による日々の相談事業において実態等の把握に努めておりまして、引き続き丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この結果を見ますと、年収でいうと300万円未満というのが61%、家計の状況で赤字で借金がある、赤字で貯蓄を取り崩している、赤字でも黒字でもないがぎりぎりというのを合わせると81%。やはり、独り親家庭の実態というのは非常に深刻であります。そう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いう点では、今の物価上昇の中でこういう状況にあるというのは、やはりこれから独り親世帯での支援をどういうふうにしていくのかということ。あるご家庭は、3万円家賃上げてくれって大家さんから来たと。だけれども、それはとてもということで、今回はなくなりましたけれど、今、一斉に家賃の値上げが来ているような中でありますので、そういう点では、やはり丁寧に聞き取る機会を増やしていくということが大事だと思います。

あと、170ページの13、奨学金の給付です。

これは125件の給付というふうになっておりますけれども、うち児童扶養手当受給の件数というのは何件なのでしょう。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 答えをいたします。令和7年度の児童扶養手当を受給している独り親世帯への給付は78件となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは6割ぐらいなんですかね、そのぐらいの感じですよ。

ということは、先ほどの独り親家庭の家計の状況を見ても、やはり、この奨学給付金は非常に大きな役割を果たしていて、もう今ずっと安定していますよね、ほとんど使われているという点では、その層に対する大きな支援になっていることはもう、これは、昔は貸付金だったんですよ、これを、たしか今の福祉部長が課長のときに奨学金にしたんですよ、給付制の。あのときは、本当に私もよく踏み切ったなと、あのとき言ったんですよ。これってすごく大事で。

それで、せっかくですが、ここまで使われて、しかも独り親家庭がこういう状況だということになれば、6割が使っているということになれば、大学や短大や専門学校に、やはりこれは対象を広げていく、こういうべきじゃないですか。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 答えいたします。大学等への進学支援につきましては、国の制度として、国公立を問わず大学、短期大学、専門学校等に進学する、一定の所得以下の世帯を対象とした授業料や入学金の減免制度がございまして、昨年度からは多子世帯に関して所得制限が撤廃されるなど、制度の拡充が行われているところでございます。

現在、区においては、経済的な理由で子供が進学を諦めることがないように、独り親世帯に対する資金の無利子貸付けを行っておりまして、今後も国の動向や他自治体の状況等を注視してまいりたいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 国の奨学金は、圧倒的に借金になるわけですよ、給付制じゃなくて。先ほどあった区の貸付けも、これも借金なわけですよ。だから、やはりこれは、給付という点で学びたい子供を応援する権利をきちんとやはり区としても保障していくということというのは大事なんで、これは引き続き要求していきたいというふうに思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項生活保護費について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 生活保護費についてでございます。先日、保健福祉委員会での報告以外の部分で確認させていただきます。

176ページです。現在、台東区における外国人生活保護受給者の世帯数と人数を教えてください。また、日本人と外国籍の方の保護率の推移を過去3年分教えてください。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えいたします。まず、令和8年4月1日現在の台東区における外国籍の生活保護受給者につきましては、142世帯183人でございます。

○委員長 松村委員。あれ、まだあった。

◎行天寿朗 保護課長 続きまして、保護率の推移でございます。保護率の推移、過去3年分を申し上げます。日本人につきましては、第3回定例会保健福祉委員会においてお示した数値より、令和6年が3.02%、令和7年が2.83%、令和8年が2.65%でございます。続いて、外国籍の生活保護受給者の保護率につきましては、隔年4月1日現在の数値より、令和6年1.06%、令和7年0.90%、令和8年0.81%です。以上になります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 全体として保護率が低下していることは、本当に評価したいと思います。

その上で、外国人生活保護について、過去の私の質疑も踏まえ、さらに踏み込んで、ちょっと実務上の重大な部分についてお話しさせていただければと思いますが、過去の質疑で私は、生活保護を受給している外国人の情報を対象者の母国の領事館等に提供しているかとお聞きしましたが、区の答弁としては行っていないというものでした。

日本人が海外で生活に困窮した場合は、当然ながら日本の領事館が適切に保護や帰国の対応を行います。それなのに、日本にいる外国人が困窮した場合、母国に情報すら提供せず、なぜ日本の地方自治体が税金で生活保護を出し続けなければならないのか、これは甚だ疑問に思っています。相手国も自国民の困窮を知らなければ、助けようがないんじゃないかと思えますね。加えて、区の現在の権限では、彼らの母国にある銀行口座や不動産などの海外資産、あるいは本国にいる親族の扶養能力を調査することは、事実上不可能です。裏づけ調査ができないまま自己申告に頼って支給しているのが実態だということが分かっています。台東区単独で各国の領事館へ情報提供や照会を行うことが難しいのであれば、東京都を通じて情報を提示し、本国からの保護や資産状況の確認を求める仕組みを構築すべきだと私は以前から申し上げておりました。

その後、区として東京都や国に対し、領事館への情報提供のルートの構築や外国人受給者の海外資産調査の在り方について、どのような働きかけや改善の検討を行ったのか伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えします。まず、外国人受給者が日本国外に保有する資産に関する調査、それから領事館への情報提供について、本区では実施をしておりません。その理由として、まず、生活保護法は国内法であって、当福祉事務所が外国人受給者の国外資産に関して、調査権限を有することへの見解が厚生労働省より示されていないということがあります。また、領事館への情報提供についても、本人同意を得ずに第三者へ情報提供することの難しさもございまして、現在は実施していない状況です。

今お話しした制度上や実務上の難しさがあるため、踏み込んだ検討や働きかけなどは行っておりません。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 個人情報だとか国の枠組みを盾にして施行停止にすべきじゃないと、ちょっとあえて申し上げておきますが、自国民の保護は、本来その国の責任で、日本人は丸裸になるようなところまで資産を調査される一方で、外国人は海外の資産調査もされず、母国の領事館も通報されないまま日本の税金から手厚く保護されている。この著しい不公平を区民は到底納得しておりません。

調査権限も及ばない自治体に財政負担を押しつける現状の制度は、破綻していると言っちゃあおかしいかもしれませんが、やはりどうかしているんじゃないかと、本当強く思います。区民の大切な税金を守るためにも、国や都を巻き込んだ抜本的なルールの再構築と領事館との連携体制の確立を、総括質問しますが、強く要望して終わりたいと思います。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 日本人と外国籍の居住者で法の決定を何か差をつけるというようなことは、もちろんやっていない。その辺のところは、私は、もう今の台東区の保護行政は、その辺はきちんとやっているということは思っております。外国の方の税金の、区民税の納税額は16億円を超えているというのは昨日も、おとといか、昨日か、も出ていましたし、そういう点では、納税者の6%か7%だったかな、そのぐらいが特別区税の課税対象者になっているわけで、徴収者になっているわけですから、そういう点では同じまちを構成して、同じこのまちで生きている人間としては、当然こういう権利というのを保障されるべきだというふうに思っております。

それで、私は聞きたいのは、住宅扶助なんですね。住宅確保推進支援員というのが保護課にはいらっしゃいます。この支援員の住宅支援の実績について、ぜひ示していただきたいと。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 保護課では、居住生活支援や不動産に対する知識を有する居住確保推進支援員、この支援員を1名配置しております。主に簡易宿所等に入所している方を対象に、民間のアパートへの転居支援であったり、転居後の居住安定化支援、こちらを実施しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和5年から3年間の実績を申し上げます。延べの支援件数です、令和5年が43件、令和6年が42件、令和7年が38件。続いて、アパートの確保者になります、令和5年が22人、令和6年が22人、令和7年が13人でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 大体半分ぐらいは確保できているということですね、これは非常に大事なことであります。率直に言うと、今の住宅扶助費の水準で、区内で住めるところというのを探するのは至難の業なんですね。そういう点では、居宅確保推進支援員の皆さんの頑張りは評価したいと、ケースワーカーも含めてそういうふうに思います。

ただ、やはり今の地価の高騰の中で、家賃の上昇は、もう本当に毎月私聞くような状況です。それで、都心の3区、いわゆる千代田、港、中央は、これは住宅扶助費を特例の水準にしているんですね。これを台東区でできないのかということについてはいかがですか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えいたします。生活保護費の住宅扶助の基準額についてです。本区は、原則として、都内の一般基準を適用しております。単身者であると5万3,700円でございます。ただ、常時車椅子を使用するために広いスペースを必要とする方とか、身体障害者以外でも重い障害をお持ちの方ですとか、特別なご事情のある方には、福祉事務所内で協議の上、都内の一般基準の1.3倍、単身者の場合で6万9,800円、この特別基準額を適用するといった柔軟な対応を取らせていただいております。

今、委員からご指摘あった都心の3区においては、一律で特別基準額を適用しております。ただ、本区に関しましては、都内の一般基準額以内のアパートが区内に一定数存在しております。また、東京都心部に隣接して不動産価格等が本区に近い水準にあるほかの区、ほかの各区においても本区と同じ考え方で、特別基準を一律には適用しておりません。

また、先ほど申し上げたとおり、特別なご事情のある方には、本区は柔軟な対応を取らせていただいていることなどを勘案しまして、現在は、一律の特別基準額を適用はしておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今のすごくね、この5万3,700円という住宅扶助の基準というのは、これは、確かに探して探せば、絶対ないということはないと思うんです。ただ、やはりもうこれは、はなから、例えばもうこれに住んでいれば、不動産屋さんに、特に高齢者などは相手にされませんよ。高齢者だということもあるのかもしれないけれど。だから、そういう点では、やはり都心3区と同じように、一般基準に台東区も引き上げていくというふうにすべきだというふうには思います。

あと、もう一つの問題が、この間幾つか私どもの団で扱った相談の中で目立つのが、入院した後の退院後の居宅生活、これについて、ちょっと本人の意思とのそごがあったりするというケースが幾つかあります。そういう点では、退院後の居宅保護についての考え方、これについてはどうなんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 生活保護の受給者が退院した後、お住まいをどのようになさるかという考え方につきましてですが、原則として、生活保護を受給していない方と同様の、そのまず前提がございます。つまり、基本的には主治医や病院のソーシャルワーカーないしはケアマネジャーとご本人、ご家族、その方々が協議の上で決定をなさっていくというものでございます。

ただ、病院のほうからやはり施設でとか、そのような方針になった後、ご自宅での生活が困難と見込まれた方に対して、本区のほうで、保護課のほうで高齢支援員と相談の上、生活保護の基準内の入居可能な、いわゆるサービス付高齢者住宅などを保護課でご案内するということとはございます。こうした施設のほとんどは、やはり台東区外に立地しているため、台東区を離れざるを得ないという場合は間々ある状況でございます。

ただ、以上のような理由で、退院後のお住まいについて、各種状況からご希望どおりにならない場合というのがありますが、担当のケースワーカーが関与することが可能な案件につきましては、なるべくご本人やご家族のご希望に沿えるような形で対応できるように、引き続き努めていこうと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、保護を利用されている方の中で、そのケースワーカーさんとの関係で、例えばケアマネジャーさんだとか、あるいは訪問看護ステーション、訪問看護師さんだとかヘルパーさんだとか、こういういろいろなその、先ほどの他機関連携ですか、他機関連携というのは包摂的な支援では言われているんですけど、率直に言うと、そういう中で支えて、地域生活をなかなか大変だなど思いながらも、している人いるんですね。

先ほどちょっと私は間違いがあったんで訂正しましたけれども、やはり、地方に行く手前のところで、やはりこの踏みとどまれないのかと、サービス付高齢者住宅、全部が悪いつつっているわけじゃないです。しかし、介護が必要な方たち、何でじゃあ居宅でできて、サービス付高齢者住宅というのは、別に看護師の配置基準もない、あとその何人夜にいないといけないかという基準もない、国土交通省の決まりですよ。だから、そういう点では、むしろ自宅にいて、むしろ訪問系や様々な医療や介護の機関の人たちとケースワーカーさんが連携すれば、十分台東区内で暮らせると。あと住宅扶助の基準はありますけれど、やはりそういうところなんですね、ぜひ、これは要望ですけれども、退院後の居宅保護というのは、本人の意思、あとケアマネジャーさんの意思というのがしっかりあれば、これはぜひ追求していただきたい。これは今、台東区はやっていないとは言いませんから、そういう点ではぜひ追求していただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項国民年金費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項災害救助費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第3款民生費について、審議を終了いたしましたので、本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

理事者が席を交代いたしますので、少々お待ちください。

(理事者、席を交代)

○委員長 第4款衛生費については、項ごとに審査いたします。

第1項衛生管理費について、ご審議願います。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 181ページ、口腔ケア連携推進事業について伺います。

通院の難しい要介護高齢者を中心に、歯と口腔の相談、かかりつけ歯科医、訪問歯科のつながり、口腔機能の維持を図るものと理解しています。誤嚥性肺炎の予防、オーラルフレイル対策、在宅療養の継続という観点で、地域包括ケアの重要になる事業だと思います。令和7年3月には三ノ輪の口腔ケアセンターをたいとう歯科健康センターとして再スタートをしたということを知っています。

移転に伴って拡充した事業がありましたら、実績も兼ねて教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。移転に伴い拡充したものとしてしまして、まず、センターを災害歯科医療の拠点として位置づけるとともに、在宅高齢者の歯科訪問診療等に対応するため、歯科ポータブルユニットを導入し、地域の歯科診療所への貸出しや災害時の避難所巡回に活用できる体制を整備しております。

また、併設する特養竜泉の認知症対応型通所施設の利用者を対象に口腔ケア支援を開始し、令和7年度は75回、延べ116名に実施をいたしました。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。その辺り、前石川議長がおっしゃられていたと記憶があるんですけれども、先ほどセンターを災害拠点にするという提案されていたと思うんですけれども、災害拠点の活用とかいうのはどうしていく予定ですか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 センターでは、発災時、速やかに歯科医療を提供できるよう、両歯科

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

医師会と協議し、必要な医薬品や衛生品、医療器材をランニングストックにより備蓄するとともに、区内の歯科診療所の情報を集約するよう体制整備を進めております。

また、応急的な歯科治療が必要な被災者には、センターの歯科ユニットを活用して対応するとともに、ポータブルユニットを避難所医療救護所等へ持ち込み、被災者の口腔衛生管理を行うこととしております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

在宅の方がメインだと思うので、普及啓発とかいうのをもっと増やしたほうがよいと思うんですけども、今後の啓発に関して、啓発の事業とかについても教えていただけますか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 センターの普及啓発につきましては、開設時に町会回覧を実施したところ、反響が大きかったというところもございまして、今年度11月に町会回覧を実施する予定でございます。

また、要介護高齢者など必要な方に支援が行き届くよう、要介護認定結果通知に普及啓発チラシを同封するなど、周知を強化していこうと考えているところでございます。

さらに、来週の14、15日なんですけれども、寿作品展示会が開催されますが、そこでセンターのブースを設け、簡易的な口腔相談等を実施する予定でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 地域包括ケアとの接続の部分も伺いたいんですけれども、センターの患者さんについて、専門の歯科医、かかりつけ歯科医にどんなふうにつなげていくかというのも教えていただけますでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 相談を受けた際なんですけど、両歯科医師会の担当理事の先生と相談の上、相談者の居住地域に近い歯科訪問診療医につなげているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。口腔ケアについては、以前より前議長が提案されておりましたので、石川先生をしのいで質問させていただきました。

災害拠点の事業とか提案とかいうのは今後も続けていきたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 181ページの覚醒剤等乱用防止啓発活動について伺います。

令和7年度に実施した啓発活動の回数と場所、対象者、参加人数などの実績と、学校での薬物乱用防止教育について、実施した学校数と回数、対象学年、参加人数と、あわせて、学校に対し、こうした取組をどのように案内しているのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 生活衛生課長 それでは、まず1点目、啓発の実績についてお答えさせていただきます。7年度は青少年フェスティバルと下町こどもまつりに参加しまして、若年層を対象とした周知啓発を実施したほか、消費生活展に参加しまして、若年層だけではなく、多くの方に薬物乱用の危険性を周知しました。また、区役所のロビーや保健所1階におきまして、担当が作成しました各種パネルを合計3回展示したほか、薬物乱用防止講演会及び薬物乱用防止教室を実施しております。

続きまして、2点目のご質問をいただきました。薬物乱用防止教室、こちらの実績になりますけれども、こちらにつきましては、区立の小・中学生に薬物の危険性や医薬品の正しい知識を普及する教室となっております、昨年度は松葉小学校の6年生26名を対象に実施をしたところになります。

最後に、3点目、周知方法についてですけれども、こちらは松葉小にて教室を実施した後、校園長会、こちらにおきまして、区内全6年生へのリーフレット配布を依頼するとともに、本教室のご案内及び松葉小で実施した旨をご説明したところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 分かりました。

啓発活動については、いろいろなフェスティバルとかイベントでやっていただけたり、パネルも展示していただけているということで、いいかなと思うんですが、学校での開催が松葉小学校だけということなので、いろいろ行っているというのは分かるんですが、ちょっと1校だけというのは、もう少し広げていただければなと思いました。

リーフレットを配布しているということですが、取組をその松葉小学校でやったときの生徒の反応だったりとか、写真とか、より分かりやすく、こういった活動をしていますというのが分かるような資料とかを作った上でほかの学校の校長先生とか先生方にもお知らせして、もっと回数を増やしていただければなと思うので、そちらの働きかけを引き続き積極的をお願いいたします。

続いて、もう1件質問があります。エトミデートなどの新しい薬物……

○委員長 どどこ。

◆高橋えりか 委員 あれ、ここでじゃない。

○委員長 今、衛生管理費ですか。

◆高橋えりか 委員 はい、覚醒剤のところ。

○委員長 覚醒剤ね、はい、一緒ですね。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ごめんなさい、同じページで覚醒剤のところ、エトミデートなどの新しい薬物について伺います。

区では、ホームページへ掲載していただいていることは承知しているのですが、それ以外に何か注意喚起等を行っていれば教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ただいまご質問いただきましたエトミデートやフェンタニルといった、そういった新たな薬物につきまして、ホームページ以外では、イベント等におきまして、そういった薬物を含めた全体の危険性と抑止について普及啓発を行っております。これらの危険性についての周知は重要であるというふうに考えておりますので、来月開催する消費生活展で、そちらの展示におきまして、大麻やオーバードーズとともに薬物乱用全体の防止に向けた周知を行う予定となっております。

また、あと今後なんですけれども、エトミデートやフェンタニルなど、報道で取り上げられるような新たな薬物を強調したリーフレット、ポスターなどを作成した上で、引き続き周知のほうに努めていきたいと考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。

エトミデートを含むりキッド型のものに加えて、最近ではマリオやピカチュウ、ドラえもんなどの人気キャラクターを模した覚醒剤入りの錠剤というのが押収されたという報道もあったりします。こうした見た目では、子供がお菓子のようになっていて、危険なものだとは気づきにくいという懸念もありますので、今おっしゃってくださったこともあると思うんですが、引き続き、新しい情報もどんどん更新して、アップデートしながら、危険なことだよ、こういうのもあるよというので啓発していただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 181ページの10番、医療救護体制の整備について伺います。

この医療救護体制というのは、多分医療ニーズ、災害時の医療ニーズのフェーズでいくと、超急性期や72時間以内のことを対象にしてこれ今、書いてあるんだろうと思うんですが、まず、それについて、認識は合っているかどうか教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。医療救護体制につきましては、発災後72時間以内の超急性期における体制整備が重要でございまして、区では、医師会等の関係機関の協力の下、緊急医療救護所の整備や緊急医療救護所訓練を重点的に実施をしております。

令和7年度決算につきましても、発災後72時間以内の医療救護所体制に関するものとなっております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 最近、大規模災害時、災害関連死の話がよく出てきております。また、今年度からの行政計画においても、その後のことについても計画を進めていくとあります。関係の健康課だけにとどまらず、各所管課が一緒になって対応していくことだと思いますので、重要なことだと思いますので、あとは総括でやらせていただこうと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいですね。

以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項保健所費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項公衆衛生費について、ご審議願います。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 私のほうからは、191ページ、がん検診についてお伺いをいたします。

特にこの年度は、総合健診の中で肺のレントゲン写真を撮りますと、それががん検診に回すということで、肺がん検診の受診者がかなり増えました。前年度と比べますと3倍以上になっているという状況になったことは、この検診の効果がその受診者においてはあったなというふうに思っております。

実際にこのように受診者が増えた中で、早期発見のようながんというのは見つかったのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。検診の受診者が大幅に増加しましたので、それに伴って検診結果が要精密検査になる方も増加しています。精密検査を受診した結果、肺がんの疑いや肺がんであった方は、令和6年度と比較して、約2.6倍となっております。精密検査の結果、肺がん以外の病気で治療につながる方もいらっしゃいますので、検診を拡大したことにより一定の効果があったと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり肺がんというのは、早期発見が何より重要だと、ほかのがんでもそうなんですけれども、やはり早期というのが、なかなかその発見しにくいという特徴があるというふうに思っておりますので、特に腺がんというたちの悪いほうのがんだと、こうしたレントゲンでも見つかりやすいと言われておりまして、そのほかに扁平上皮がんというものもあるんですが、そういうところでは2倍ぐらいの方が早期発見につながったと。がん以外の肺の病気であったとしても、その病気の治療に早めにつながったということは、いいことだなというふうに感じております。

そこで、この年度、やはり検診の費用全体が膨らんだんですけれども、この肺がん検診に関わる費用というのはどのぐらい増えたんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 肺がん検診に係る委託料でございますが、令和7年度と令和6年度と比較して、約8,000万円増加しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 8,000万円増加した、それだけ受診者が多くなったんで、そういう意味ではさもありなんというふうに思っております。区民の健康管理というのは大変重要なところでもありますので、これからも引き続き、がん検診などをしっかりと行っていただきたいと思います。お願いしておきます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。がんのところでいいですよ、関連。

富永委員。

◆富永龍司 委員 提出しているのが13、14、両方ともがん検診系なんで、一緒に出したの
で。

先にちょっと聞きます。女性のがん検診のチケット郵送等々で、がん検診、女性のがん検診受診率、僅かには上がっているのかなと、件数は上がっているのかなと思って。

あと、チケットの配送料、送料に関しては、令和3年とかが350万で令和5年が680万で、今年度が、この年度が890万と。これは、対象者が増えているという認識でよろしいんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 郵便料金の改定の影響も入っております。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 特に、ごめんなさい、対象者はそんなに増えていないということですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 対象者については、大きく変動はありません。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 分かりました。

特に乳がん検診について、私、令和5年に質問させていただいて、MRI検診ということで、受診の多くを増やしてくださいというところで、そのときの回答が、たしか土日とかに受けられるようにしながら増やしていきますと言っていて、700人ぐらい増えたのかなと思いはあるんですけども。やはり、先ほど高森委員からありました、肺がん検診に関しては、新たな方式を取られて増えたということなんで、ほかのがんについてでも、やはり検診方法とか、新たに参加していく形をつくっていかねばいけないと思います。

ちょっと調べたら、東京都の発表だったんですけど、75歳以下のがんによるお亡くなりになっている率かな、というのが出ていまして、東京都で。それ見たら23区で、男性がワースト4で、女性はワースト1位だったんですね、台東区、亡くなる率というのかな、というのが出ていました。

やはり、胃がんや大腸がんに関しても、新たな受診を増やす方法があると思うんで、その辺は総括で質問させていただきます。お願いします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 次に、198ページのところなんですけれど、精神保健業務のところなんですけど、令和7年の12月に高次脳機能障害者支援法というのが施行されまして、それでこの高次脳機能障害、それこそ病気だったり事故だったりで脳の機能が損傷して、いろいろその人その人によってかなり違う状況が生まれてしまうということで、そういう意味では、事故などいつあるか分からないというのが現状ですから、誰の身に起こってもおかしくはないということでもあります。

そういう意味で、この年度、そうした法律が施行された中で、本区の取組というのはどのように進められたのか、お披露ください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 高次脳機能障害に対する本区の取組についてお答えいたします。

まず、周知啓発といたしましては、区のホームページで障害の説明と相談窓口の案内をしているほか、高次脳機能障害の原因の一つであるMTBI、軽度外傷性脳損傷の啓発リーフレットを作成し、配布しております。また、高次脳機能障害についてをテーマに、支援者向け研修を実施する。また、一般区民の方を対象といたしましては、心のサポーター養成研修の中で高次脳機能障害を取り上げるなど、周知啓発に努めているところでございます。

また、相談を受けた際には、先ほど委員ご指摘のとおり、相談内容が多岐にわたりますので、その方の状態に応じた相談窓口につなぐということをしてしております。以上でございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 その方その方一人一人が、本当に状態が違うというところが難しいところでございます。そうした相談を受けたときに、やはり適切なところにつないでいくというの、結構専門性のある判断力が必要なんじゃないかなというふうに感じております。そういう意味では、適切な相談がしっかりと区でできるよう、これからも進めていっていただければありがたいというふうに思っております。

そしてまた、高次脳機能障害という言葉自体もまだまだ分からない、自分がそうなのかどうかも分からないというのが現状だと思いますので、そうしたその障害のことについても分かりやすく情報発信をしていただきたいということもお願いして、終わります。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 199ページ、自殺予防対策について、2件伺います。

まず、台東区、東京都、全国の自殺死亡率について、比較できる最新の数値とその推移を教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 自殺死亡率、区と全国の比較について申し上げます。

令和7年度の人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、台東区が19.44、東京都が15.2、全国が15.3でございました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

自殺死亡率やその推移を把握することは大切ですが、その数字の背景には一人一人の苦しさや様々な生活上の困難があると思います。そうした方の変化に周囲が気づき、必要な支援につなげることが重要だと考えます。

ここで、同じ項目でもう1点、ゲートキーパー養成講座について教えてください。

事業開始からの累計受講者数を伺います。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 3,760人でございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

講座を受講した方が身近な人の変化に気づき、声をかけ、必要な支援につなげられるよう、受講後も相談先や対応のポイントについて、継続した情報提供に取り組んでいただきたいと思います。

私自身も不登校だった時期やコロナ禍で仕事を失ったときに、自殺を考えたことがあります。だからこそ、つらい思いを抱える方が一人で抱え込まずに必要な支援につなげられること、そして、支援につながった後も継続して支えていくことが大切だと感じていますので、今後も丁寧な対応をお願いいたします。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 189ページの健康総合相談について、その中でも思春期や若年期の方が安心して相談できる環境について伺います。

体の変化や月経、性に関する疑問、心の不調などについて、家族や学校の先生には話にくい、医療機関に行くほどのことなのかが分からないと相談をためらう若者もいると思います。性別を問わず、自分の身体や心について正しい情報を得て、必要なときに専門職につながることが大切だと考えます。

まず、健康総合相談において、思春期、若年期の方からどのような相談が寄せられているのでしょうか。年齢層や主な相談内容について、把握している範囲で教えてください。

また、若い世代が相談につながる上での課題を区はどのように捉えていますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。思春期、若年期の方からの相談ですが、ほとんどが精神面の相談になります。具体的には、発達障害、ひきこもり、自殺未遂、オーバードーズなどになります。相談の経路としては、庁内関係部署からがほとんどで、母親や父親などの家族からの相談、医療機関、児童相談所、教育関連の関係機関からの相談もあります。件数としては、令和7年度で40件程度、そのうち約半分程度が16歳から18歳の高校生年齢になります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、妊娠に関する相談についてですが、直接保健所に入ったものは、令和7年度は5件ありました。年齢内訳は、19から25歳2件、年齢不詳が3件でした。相談者は、妊婦本人からが多く、妊娠の診断を受けた後、受診しておらず、どうしたらよいかという内容などでした。

課題についてですが、保健所のほうには思春期や若年層の本人から直接相談が入ることが非常に少ないことから、若い世代が区の相談窓口で直接相談することの敷居が高いのではないかと捉えております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。

こうした若者の相談先として、東京都では今年8月下旬から、医療機関で専門職に体や心の悩みを相談できるユースクリニックの取組が始まっています。都内在住・在学・在勤の25歳未満を対象に、無料、匿名で相談できて、必要に応じて診療につながる仕組みです。台東区内でも池之端の医院が実施しています。区も女性の健康に関するホームページで、東京都の若サポを案内しています。

こうした情報提供をさらに進めて、身近に利用できる相談先を届けていくことが必要だと考えますが、区内のユースクリニックの取組をどのように把握し、周知や相談者の紹介などで連携しているのでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 東京都がユースクリニック補助事業として、個別相談、受診費用助成、オープンユースの取組を行う医療機関等に対して、補助金を交付することは承知しております。台東区内でも1か所の医療機関が補助金の交付決定を受けて、10月からオープンユースを開始するため、保健所、保健センターのほか、区内の関係機関でその周知や対象と思われる方への紹介を行う方向で調整しており、今後も連携していきたいと考えております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。

私は、先日川越で開催されているユースクリニックを視察いたしました。会場には身体や性について学べる本や展示、ワークショップなども用意されていて、相談したいことがはっきりしていなくても、まずは立ち寄り、見たり学んだりすることから参加できます。私が特に印象に残ったのは、その入りやすい雰囲気でした。相談窓口を設けることに加えて、若者がちょっと行ってみようだったり、こんなことも聞いていいんだと思えるような工夫が大切だと感じました。

先ほどご答弁にありましたように、区内のユースクリニックでも予約なしで立ち寄り、本を読んだり、飲物を囲んで専門職と話したりできるオープンユースが計画されています。区としても周知や紹介を行う方向で調整しているとのことで、着実に進めていただきたいと思います。

その際に、若者が気軽に立ち寄って、安心して相談できる環境だと伝わるのが大事だと思いますが、その点はどうお考えになっていますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 思春期や若年期の方にとって、区の相談機関への相談は敷居が高く、つながりにくいという課題を認識しており、ユースクリニックの取組等との連携を通じて、若者が心身の傾向や性に関することについて、正しい知識を得て、必要な支援につながるができるよう、環境を整えていきたいと考えております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 ありがとうございます。

悩みをうまく言葉にできない段階でも、安心して足を運べる場所があることは、若者が自分の体や心を大切にするための支えになると思います。東京都の事業や区内の医療機関、学校などとの連携を進め、若者が必要なときに相談できる環境を充実していただくよう要望して、終わります。

○委員長 終わりですね。

早川委員。

◆早川太郎 委員 私、ここ1件だけで、190ページです。健康増進センターのところで伺わせていただきますけれど、この年度から利用料金が区の歳入に入らなくなっているので、歳入部分で記載されていた利用者数とか収入が分からなくなりました。

なので、ちょっと教えていただきたいんですが、この年度のトレーニング室の利用人数と収入、どのくらいあったのか教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 トレーニング室と運動教室を含めた数でございますが、利用人数は、千束健康増進センターが延べ1万209人、上野健康増進センターが延べ3万3,870人、合計で4万4,079人です。利用料金収入は約1,200万円となっております。このうちトレーニング室の利用人数ですが、通年開館している上野健康増進センターの集計で約9,800人です。その分の利用料金収入は、概算で計算しますと約270万円となります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ありがとうございます。

できれば、来年から歳出のところに利用者数ぐらいは入れといていただけるといいなと思うんですけど、これはちょっとお願いで。

今お話が出ていた上野の利用者の年齢別構成もちょっと知りたいんですけど、例えば、50代、60代、あとは70代以上でいいので、構成比はそれぞれどれぐらいなのか教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 上野健康増進センターのトレーニング室の利用人数の年齢構成ですが、50歳代が23%、60歳代が23%、70歳代以上が24%になっています。

○委員長 早川委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆早川太郎 委員 割とその上の方も使っていらっしゃるというのが今分かったんですけど、健康増進センターのトレーニング室というか、健康増進センターは、リバーサイドとか生涯学習センターにあるトレーニング室とは、やはり設置目的が違うんだと思うんですね。であるならば、高齢者の健康維持のために、より多くの高齢者の方に活用しやすくする仕組みを進めてもいいのではないかって思っていて、例えば、区内在住の、道交法でいうところの高齢者、70歳以上なんですけれど、の方は減額するとか、もういっそのこと無料でもいいんじゃないかって思っているんですね。それで、それこそ70歳以上の方がしっかり運動して、要は元気になっていただけるなら、その分の効果というのはでかいんじゃないかなって思っているんですけど。

例えば、平日のビジネスタイムってどのぐらい、どういう年代の人が使っているのかも教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 上野健康増進センターのトレーニング室の実績で、大まかな傾向でございますが、平日の日中は比較的60歳代、70歳代の利用が多くなっています。高齢者層は、曜日にかかわらず日中に利用、その下の若年層は、平日夕方・夜間及び土日の利用が比較的多いという傾向がございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 この施設、別に高齢者の施設ではないので、他の年代の方々にもご不便をおかけしないように、例えば、先ほど言っていた、割と若い方々が土日だったりとか平日の夕方というのであれば、その辺も考慮して、曜日や時間を区切ってでもいいので、先ほど言っていた、例えば減額とか、あとは、もういっそのこと無償、無料化とかいうのもぜひ検討してほしいと思います。

さらに、現状で言えば、運動ということでいうと、午前中、かがやき長寿ひろばのところで私、質問させていただきましたけれど、例えば、ころばぬ体操に参加する方と、あとはやはり自力でこのセンター、それか上野、千束でもいいんですけど、近い方はいいですけど、そうじゃない方はそこまで自力で行って、トレーニング室をしっかりと活用できる方の間の取組というのがぽっかりと空いてしまっているんじゃないかなって思っていて、例えば、移動手段の検討とかがなされれば、その隙間を埋めることも可能なんでもないかなと。その辺、介護予防とか保健サービス課との連携でしっかり対応してほしいと、これは要望で結構です。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 健康センターの問題ですけれども、今、早川委員から利用料の減額免除等の補助ですね、そういうものが出されて、全く同感です。

区民館のトレーニング室が11月からなくなる、なくなるじゃないや、2つだけになってし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まうということになりまして、この間も我が党で出した、委員会で否決されましたけれども、やはり、筋肉トレーニングというのは、私もよく知らなかった、これ非常に大事なんですね、機能回復や有酸素運動と、あと筋肉、これは本当に組み合わせるとというのは物すごく大事ななのを、あの問題を通じて感じたんですね。

実は、ある方から、その署名を取っていた方ですけども、今度どうしますって言うと、上野に行きたいと。ただ、300円でしただけ、かかると。実は、そろばんはじいたってわけですよ、年金生活者だから。じゃあ上野に行くために大体幾らぐらい節約したらいいのかということではじくと、大体月に2万数千円から、あの人の通う、今まで3回ぐらい通っているわけですね、週にね、そういうところはじくとそのぐらい出てくると。そんなにかからないね、5,000円ぐらいか、5,000円ぐらいですね、ごめんなさい、5,000円ぐらいかかると。何節約するつつたら、その方は、庭の木の剪定、庭木の木の剪定が年間6万円かけて業者にやってもらう。これをやめれば、自分でやれば、上野に行けるというふうなことを言っていました。

庭があるおうちの方が、私は、そうか、300円単位の節約なのかっていったら、やはり今の物価上昇というのはそんなもんじゃないんですね、高齢者の。先ほど、だって早川さんも寺田さんも、先ほど高齢者が外でどうやって出ていくかというのを考えたときには、ハードルをできるだけ下げないと、これ健康は増進できないと。

ならば、この健康増進センター、千束も含めて、高齢者が健康のために、あるいは機能回復のために使うようなところの料金というのは、思い切って、やはりそういう補助をしてほしいんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長 同じご意見ですね。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 利用料金の見直しに関しては、ほかの同種の施設であるとか、様々なことを検討しなければならないので、また機会に応じて検討はしていきたいと思っています。

◆秋間洋 委員 よろしくをお願いします。

○委員長 秋間委員、よろしいですか。

◆秋間洋 委員 はい。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 私も早川委員と一緒に、できれば年齢で区切って、値段が変わるといい、やりましたからね、代替案の話もありましたから、検討していただけたらと思います。

192ページの21番、ICTを使った健康づくりの活動支援の健康アプリの導入実績について伺います。

令和7年10月にたいとうヘルシーチャレンジ、いわゆるたいチャレの運用が始まりました。それで、利用実績について伺うんですが、8年の今年の4月24日、保健福祉委員会では令和7年末の登録者数は2,466人と報告がありました。これについて、実際に継続して利用してい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る方はどの程度いるのでしょうか。

また、あわせて、これまで健康に取り組む機会が少なかった方にも利用が広がっているのかお聞かせください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 初めに、アプリを継続して利用している方についてです。

令和8年の6月30日にポイント期間の上半期の末ということで集計をしております、その際の登録者数の取得ポイントの状況で見ますと、全体の50%が200ポイント未満、また全体の24%が0ポイントという状況です。こうしたところから、逆に見ますと、登録者の約半数が継続的に使われているというふうに推測しています。

今後の課題にはなりますが、登録しても使われていない方を呼び起こすような取組も必要になってくるのかなと感じているところです。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 私は1,000ポイント以上保有してまして、でも抽せんには申し込みませんでした、誰かが当たりますようにと祈りました。

今、台東区内、様々なアプリ今始まっております、やはりアプリって、我々先進事例、自治体調べたときに、必ずアプリいろいろ導入しましたとか、これで解決しましたというのはよく出てきます。ただ、アプリがタケノコみたいにぽこぽこ出てくると、やっている感というのは出てくるんですけど、果たしてそこがどこまでかというところは、やはりなかなか難しいんだろうなと思います。これから先も多分、決特でいろいろなアプリの整合性の議論が出てくると思いますので、様々なアプリについて、ちょっとどうやって、これからどう進めていくのかというところを、総括しようかなと思ながら。

ぜひ、健康アプリ始まったばかりですから、いろいろまだまだ可能性あると思います。連携して進めていっていただきたいと要望で終わります。以上です。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私、189ページの総合健康診査についてお伺い。今先ほど拝野委員から言いました、健康アプリたいとうヘルシーチャレンジですか、ということで、区としてはいろいろと健康増進の下で施策を打っていることは承知いたしておりますが、昨年度の健康診査の受診率を教えてくださいなんですが、いかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 総合健康診査の受診率ですが、令和7年度は41.9%でございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 本当になかなかこれは数字が上がっていかないというのが正直な感想でありますけれども。

その中で、やはり何かもっと受診をすること、上げるということ、工夫とか何かありました

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ら教えていただきたいんですが。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 今お話がありました健康管理アプリのたいチャレを活用して、健診を受けてもらうきっかけづくりも行っております。健診の受診に関して、ポイントを付与するなどのこととか、あと健診のホームページにたいチャレのバナーを表示して、健診を受診するとポイントがもらえるよとか、あるいは、アプリのお知らせ機能で受診期限が迫っていることの配信、また、総合健康診査の受診票を送付する封筒にたいチャレのリンクを掲載するとか、その健康アプリとの相乗効果も考えながら、ちょっと受診率の向上にもつなげていきたいと考えております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。そういう大変なご努力だと思いますけれども、このまま一層頑張っていたきたいということだけして、終わります。

もう1点、すみません。187ページの感染症じゃなくて、どこだ、ごめんなさい。定期予防接種の中の、すみません、带状疱疹について、ここだけちょっとピックアップしてお聞きさせていただきます。

ご存じのとおり、今、テレビコマーシャルで厚生労働省が带状疱疹のワクチン接種の奨励を進めております。それはやはり、全国的に带状疱疹を発症する方がやはり急増というか、増加しているということだと思いますが、それを踏まえると、本区でも带状疱疹の接種を定期的に行っていますが、今、この接種率を教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 お答えいたします。昨年3月末に令和7年度に定期接種の対象となった方約9,500人に予診票を発送しましたうち、年度末時点で接種された方、生ワクチンと不活化ワクチン1回目ですけれども、は2,687人おられまして、接種率は28.2%という状況でございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 この数字が高いのか低いのか、低いのかなと思います。

実は、私もこの带状疱疹、右側頭部に2度やりまして、7年前と去年。それで、まだ後遺症が残ってまして、やはり痛い、それとか、何ていうんですか、もやもやする、それがずっと残ってまして、ですから、带状疱疹ワクチンを放っておくと、やはりそういった後遺症が残りますので、また、その带状疱疹というのは体だけじゃなくて、違う部位にもできるということもやはり承知していただきたいと、区民の皆様にもお知らせしていただきたいなということと、ぜひまた接種率を上げていただくよう、何か努力というか工夫をなさっていたら、それも教えていただきたいんですが。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 未接種の方に対しては、はがきによる個別勧奨のほか、広報誌

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

へも掲載して周知をしておりますが、今後はSNSや健康管理アプリなども活用しまして、できるだけ多くの方に接種していただけるように努めてまいります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ありがとうございます。私のように、一度で、私もずっとね、1回なればならないって思っていましたけれど、2度、3度となるそうですので。2度なった人は言われました、3度なる可能性高いよ、絶対接種しなさいと皮膚科の先生が言いました。その辺のやはり誤解もあろうかと思いますので、周知のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(「ちょっと関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連ですね。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 この予防接種の表を見ていると、高齢者肺炎球菌のこのワクチン、非常に接種者が少ないような気がいたします。区でも接種に関しては勧奨していることなどは承知していますが、予防接種表を個別に送る際に、対象者の方にこの接種の特徴のようなことはお知らせしているのでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 個別通知の内容についてお答えいたします。個別通知は、誕生日の前の月に予診票とお知らせを同封してお送りしておりますが、お知らせの中には接種場所と費用、定期接種として受けられる機会は今回1回限りであることなどの接種に係る注意事項などのほか、ワクチンの重症化を防ぐ効果についても記載しております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 65歳という年齢でこのワクチンを接種すると。その必要性だとか、その背景を区民に分かりやすくお知らせすることが接種を考える上で大変重要ではないかなと思っています。65歳ってまだ若いですから、自分が肺炎になるんだという自分事としてなかなか捉えられない面があるのではないかなというふうに思っておりますので、なぜ接種をするのか、将来の肺炎のリスクが避けられるんだというようなことをしっかりとお知らせをすることが重要なんじゃないかなと思っておりますが、65歳の区民に接種の必要性を十分に理解して、そして判断していただけるように、その現在のお知らせの内容をもう少ししっかりと明確にさせていただくわけにはいかないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 ご指摘よく分かりましたので、努めてまいりたいと思ひます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 しっかりとやっていただいて、結構でございます。

○委員長 じゃあ、ここで休憩いたしたいと思ひます。午後……。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

何ですか。

(「手挙げていなかった」と呼ぶ者あり)

○委員長 挙げていないです。

午後3時15分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時00分休憩

午後 3時14分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 新たな質問をどうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 186ページの3番、結核患者の登録・指導について伺います。

新規31名について、年齢構成、日本出生と外国出生別、発見のきっかけ、有症状受診、接触者健診、職場・学校の定期健診、重点対象者健診を教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 令和7年の新規登録患者31名につきまして、まず、最初のご質問、年齢構成についてでございますが、20から30代が4名、40から50代が10名、60代以上が17名でございました。

2点目、日本出生と外国出生の別につきましては、日本出生が25名、外国出生が6名でございました。

最後のご質問、発見のきっかけでございますが、医療機関からの報告が23件、職場等での健康診断が3件、接触者健診が1件、日本語学校健診が1件、救急搬送で判明した等のその他のきっかけが3件でございました。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 健診等委託料が約685万円と、この科目の8割を占めています。接触者健診、管理健診、そのほかの内訳とそれぞれの受診者数、要精密検査数、患者発見数と委託費に対する発見が何人だったのか教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 接触者健診と管理健診、2つございます。まず、接触者健診につきましては、これは感染性のある結核患者が接触した方全員を疫学調査で特定し、ご案内している健診でございまして、総件数が1,202件、要精密件数が78件、そのうち結核患者が2名、潜在性結核感染症患者が9名の合わせて11名が治療を開始しております。

次に、管理健診につきましては、これは治療が終了した後、2年間にわたり結核の再発がないか検査を行うものでございまして、総件数が72件、全て異常なしでございました。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 登録後の服薬支援DOTSの実施人数、訪問面接の頻度、治療の完遂率、中

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

断・停止の人数はどうか教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 服薬支援DOTSでございますが、これは結核の内服治療が6か月以上と長期であるため、その間、治療を中断することがないように、保健師が服薬支援をするものでございまして、令和7年の新規登録患者31名全員に行っております。

訪問面接の頻度につきましては、対象者に応じて服薬中断がないように、個別丁寧を実施しているところでございます。

最後、治療完了率は、31名のうち、治療中3名と死亡3名の計6名を除いた25名について、100%でございます。中断・停止はございませんでした。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 治療完了率が100%というのは、もうすごいことだなって。昔は不治の病というふうに言われていたと思うんですけれども、完遂してもらうことがやはり大切で、内服を忘れてしまったり、大変な事例もあるかもしれませんが、中断してしまう方もいると思うので、登録して終わりではなくて、治り切るまでが保健所の仕事だと思いますので、粘り強く今後も対応していただけるよう、よろしくお願いいたします。

続いて、同じページの4番、結核重点対象者対策なんですけれども、こちらについては、2,714人のうち、要精密検査、結核患者として登録され、治療につながった人数を教えてください。受診者の数だけでは事業の成果にならないので、お願いします。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 2,714名のうち、要精密となった方が37名。このうち結核患者として治療につながった方は3名でございました。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 重点対象者対策における路上と早朝健診については、令和6年度から127名で、要精密者が18名、令和7年度が141名で要精密者が14名でした。それぞれの実施場所、周知方法、当日結果の返却の有無、要精密者の受診確認までを教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 まず、路上生活者結核検診に関して申し上げます。実施場所は上野恩賜公園内で、周知の方法は、区内施設や実施場所周辺におけるチラシ配布により行っております。当日は、医師による読影を行い、その場で結果を返却するとともに、要精密者に対しては、医療機関への紹介状発行を行い、積極的な受診勧奨を行っております。

続きまして、早朝結核検診に関して申し上げます。実施場所は、城北労働・福祉センター前の路上でございまして、周知の方法は、同センターでのチラシ掲示に加え、城北旅館組合に協力をいただき、加盟する簡易宿泊所へ配布を行っております。当日は、医師による読影を行い、その場で結果を返却するとともに、要精密者に対しましては、城北労働・福祉センター内の健康相談室へご案内し、すぐに受診できるようにしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。

かつて、この事業には教職員とか保育士、医療・福祉職向けの講演会がありました。7年度の実施の回数と参加人数、こちらの決算には含まれていますでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 はい、含まれておりまして、令和7年度は、教育施設従事者向けと医療機関従事者向けの2回を実施しております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 区は、罹患率の低下を健康たいとう21推進計画の重点指標の一つに上げています。また、東京都結核予防推進プランの下で、区が他自治体と連携して結核対策を進めていること等もされています。今後も検診の実施だけではなく、患者の発見から治療の完了までの一連の施策を都と連携して推進をするようにお願いいたします。以上です。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 193ページの母子健康診査です。

様々な妊婦さんとか子供たちへの健康診断をしていただいて、本当に感謝しております。私の孫たちもお世話になっていますし、先週1人増えまして、来週もう一人、来週もまた増える予定でございますので、本当にしっかりやっていただきたいと思っているんですが、台東区のこの出生数が増えているということで、ここですね、決算として、やはり予算より2,200万ぐらい増えていますね。これは、合わせてちょっと出してあるんで、産前産後支援ヘルパーも約2,200万ぐらい増加しております。

増えているんで、やはりどうしても計算上、合わなくなって、足りなくなってということで、これやはり流用されているわけですね。私たち議会とすると、予算の審議しっかり行った上で通していて、やはりこの2,000万を超えてくる、これ今回ちょっと流用についてはいろいろ調べたんですね、結構な数があったなと思います。ただ、2,000万を超えるのがここにちょうどあったんで、ここでしゃべるんですけれども、2,000万超える流用が、これ決算書見て、ああ、流用されたんだね、へえという感じでいいのかなとやはり思うんですね、私たちとしては。

こういったことの、仕方ないことだとは分かっているんですけども、その辺について、ちょっと総括で今後の考え方等々を伺いたいんで、総括したいと思います。以上です。

○委員長 何も聞かずに。

◆富永龍司 委員 はい。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 195ページ、母子保健費の14番、出産費用助成について伺いたいと思います。

当該年度を含め、外国籍の方が受給された後、台東区への定住に結びついているのかどうか、区の把握している実態を教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 お答えをいたします。出産費用助成につきましては、国籍を問わず、出産日時点で台東区民である方に対し、出産に係る費用を助成する目的で行っております。

受給者のその後の動向につきましては、確認をしてございませんので、定住に結びついているかどうかという追跡は困難かと思えます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 なぜ、こんなしつこく、こういうことを聞くかと申しますと、この出産一時金においても外国人による不正受給が全国的に問題視されている場合でございまして、報道等でも日本の国民健康保険に加入した外国人が母国で出産したと偽り、海外の病院の捏造した出生証明書を提出してから日本の一時金をだまし取る事件が後を絶ちません。また、不正ではないにしても、日本で出産して一時金を受け取った直後に自国に帰ってしまうのであれば、そもそも日本の少子化対策として、この制度の原資を負担している意味がちょっと見いだせないというのが私の意見です。

台東区において、海外出産による請求や不正利用が疑われるような事案は発生していないのか、また、こうした全国的な不正の手口に対して、区としてどのような確認対策を行っているのか伺います。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 お答えをいたします。生まれた場所について支給要件としていないため、国籍を問わず、海外で出産された方も支給対象としております。支給の際は、住民情報の確認も行っており、不正の事例は確認されておられません。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 そうですよね、明らかな不正受給は確認されていないというのは当然なんですけど、それは、ある意味当然のことで、誰が見ても不正であれば、既に是正されているはずであり、真に恐るべきことは、手口が巧妙化・組織化しているために、今の行政のチェック体制では見抜けていないだけの不正が水面下に潜んでいるリスクなんですね。

現在の日本の手厚い医療制度や出産一時金が一部の外国人に制度の抜け穴として狙われているという全国的な懸念があります。真面目に保険料を納めている日本人、台東区民または外国籍の区民の方の血税が食い物にされるようなことは断じて許されないと、少しでも書類や経緯に疑義がある場合は、決して安易に支給せず、警察等の関係機関と緊密に連携し、徹底した水際対策と厳格な調査を継続して、強く求めたいと思います。

そして、昨日も申し上げましたとおり、私たちが直視すべき最も重要な課題はここなんですけど、外国人が増えることで生じる制度の綻びへの対応や外国人向けの手厚いサポートにばかり行政の労力と財源を割いたとしても、本区の未来にとってどんな意味があるのか、ちょっと私は見いだせていないのが正直なところです。ただ、私たちが最優先で守り、投資すべきは、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

日本人が安心して子供を産み育てる環境を整え、日本人を増やしていくことなのです。そのために、その大切な財源を不当な窃取から守り抜くという強い使命感を持って、制度の厳正な運用を徹底していただくよう強く要望し、この質問は終わります。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は2つですね、残っているのが。ちょっと質問します。189ページのたばこ対策推進です。

この年度、禁煙週間キャンペーン等啓発活動費というのがありますけれども、これ88万5,000円ですが、これはどんなことをやったのかについてお伺いしたいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。禁煙週間キャンペーンの内容についてでございます。

禁煙週間キャンペーンは、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせて実施しており、令和7年度は5月12日から6月20日の期間で実施しました。区内の3か所、台東保健所、浅草保健相談センター、台東区役所にキャンペーン用のブースを設置し、たばこの煙に含まれる有害物質に関する情報や子供をたばこの煙から守るためのパネル、受動喫煙防止のポスターの掲示、啓発媒体であるタールモデルの展示、啓発チラシの配布を行いました。キャンペーンの来場者としましては、啓発品の配布数から算出しまして1,494名となっております。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどがん検診が拡充されて、陽性の発見率が2.6倍になったという話がありました。これは非常に貴重な検診の充実であって、早期発見であれば、本当にがんは克服することができるわけです。

そういう点では、今、台東区民の死因の第1位はがんです。そして、そのがんのうちの1位は、これ肺がんです。それとたばこの関係というのは、もう今、有害物質の問題出ましたけれど、これはもう完全に医学的にも科学的にも確定している認識でありますから、そういう点では、やはりこの喫煙マナーという、分煙ということでは、これは否定はしませんけれども、これを基本にするのではなくて、やはり喫煙者を減らす、喫煙を減らすということを基本に据えないと、いろいろなことやっても、やはりどこかで矛盾が出てくるというふうになると思うんですね。

そういう点では、やはり、まだこの88万5,000円が全てとは言いません。先ほどのがん検診の8,000万円予算を増やしたということも、これは肺がん対策、たばこ対策の一角にはなっているのかもしれない。だけれども、やはり、じゃあこの8,000万円増やした分でがんが2.6倍見つければ、これ健康保険だって物すごい貢献するわけですよ。そういう点では、経済効果はそんなもんじゃないんですね。

後でまた4項のところでもやりますけれども、分煙ではなくて、やはりこれは、たばこを吸う人を減らす、あと受動喫煙を防止するという、徹底してそうやっていくという点では、まだ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まだかけ方が足りないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 たばこの有害性、受動喫煙の防止に関する啓発は、大変重要だと考えております。各種キャンペーンやイベントを通じて、広く区民の皆様に周知するほか、将来的に喫煙者を生じさせないこと、また、家庭を通じた啓発を目的に、小・中学校での喫煙防止教育も実施しています。こちらについては一定の効果も感じているところです。

保健サービス課としては、大枠ではこの取組を継続し、啓発ツールなど内容の工夫を凝らしながら、より一層啓発に努めていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 複数区で受動喫煙、受動喫煙じゃない、ごめんなさい、禁煙外来ですね、これに対する助成をやっている区が大分増えてきました。そういう点では、そこにもぜひ踏み込んでいただきたいなど、答弁は求めませんが、そういうふうに思っております。

あと、やはり、受動喫煙の防止という点では、後で環境衛生費で公衆喫煙所の問題があるんですけども、民地でたばこの拡販のキャンペーンをやる。これ今、上野五丁目でやられて、角地の割合広いスペースですけども、ここでやられているなどをはじめ、民地でのたばこの拡販のテント、あるいは喫煙ですね、これが受動喫煙、明確になっているわけですね。これについては、防止するという指導というのはやらないんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 飲食店や事業所などの民地における喫煙に関する苦情受付と現地確認のほうは生活衛生課で実施しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

ただいま委員からお話があったような事例も含めまして、敷地内の屋外に灰皿を設置し、喫煙を許可している場所について、区民等から苦情があった際は、担当職員が現地に赴きまして、灰皿の設置事業者に対して、まずは、敷地内が屋外であれば、それは灰皿を設置すること自体は違法ではないということ、一方、健康増進法の中で望まない受動喫煙とならないよう、周囲へ配慮する義務というものも規定されておりますので、そちらをお伝えして、その上で、具体的な対応策として、可能なら灰皿撤去を要請すると。あとは灰皿の設置場所の変更、パーティションの設置、喫煙人数の制限等の配慮、こういったものをお願いしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この上野五丁目の近くの町会の町会長さんが、ここの、あまりにもひどいでね、その会社のあそこ、拡販の職員がいるから、それに対して、何とかこれならないんですかと、もっとテントでもくもく出てしまうわけで、だから、もっと閉鎖して、そういうところをできないのかというふうに言ったところ、自分の土地でやるのに、何でおまえに文句言われるんだみたいな感じで言われて、それで非常にその方、ぜんそくがあるもんですから、本当に傷ついて、区役所に電話したんですよ。ところが、区役所もやはり民地だからということで、率直に言ったら、なかなか手が出せないというふうな答えが返ってきたと。何課が言ったか分

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

からないですよ、でも、これじゃあやはり駄目だと。

今、課長の答弁ではそうじゃないわけで、そういう点では、これはぜひ共有してほしいのは、ああいう民地であっても、あのもくもく。私は伊藤議員と一緒にいったら、伊藤さんは近づけませんでしたよ、あそこ。もう嫌って言って。そのぐらいひどいですよ。やはりああいうところというのは、もちろん法律的に禁止するとか、そのようなものはできないかもしれないけれども、やはり、その指導はやっていただきたいと。

前、たしかビューホテルのピロティみたいな、あの2階のところでイベントやったときに、あそこがもくもくが出たときに、国際通り商店街の人たちが抗議して、あそこは台東区、指導したんですよ。それで、ほとんどあそこから出なくなったことは数年前にありました。数年前っていったって二、三年前だよ、まだね、たしかね。

そういう点では、これはやはり区役所が動けば、やはりその、いかに拡販業者もこれについては、やはりちょっと慎重にならざるを得ないなど。もうちょっときちんとやって、できれば吸い込みなどもやらなければいけないかなというふうに変わってくる可能性あるんで、その辺の受動喫煙の防止は、ぜひ、今、課長の答弁のとおり、職員には、あった場合にはそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

まず、たばこ対策は……

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

石塚議長。

◆石塚猛 議長 私はたばこやめられなくてもいいと思うんだよな。だから、禁煙キャンペーンなどやる必要ねえよ。だって、注意でたばこを吸っている人がやめられるわけじゃないの。私、議員仲間だっているよ。だけれど、部屋で吸わないよ。ある一定定められたところで吸ってんだから、大いに吸いなさいよ。理事者だって吸ってんじゃないの。だから、無理にやめることはないんだよ。自分の趣味はしょうがないんだよ、嗜好だから。私だって、酒やめらんねえよ、本当に。

だから、今の秋間さんは、対応しなさいって、これは正しいよ。だけれど、禁煙をする必要はないんだよ。好きな人は好きなんだから、自分の嗜好なんだから、それを他人に言われる必要はないよ、大いにお吸いなさい。だけれど、規制です、もう規制されているわけだから、あんなところでたばこよく吸えると思うよ、私。と、私の主張。

○委員長 よろしいですか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今ね、議長がああいうふうにおっしゃったんで、どうしても言わなければいけない。

これは、区の公式見解として、喫煙というのは、やはりこれは、減らしていく方向なのか、それともこれ野放図にどうぞと、お好きなんだからという方向など、これはちょっと聞きたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですね。どちらの方向なのかですよ。これはだって、私に対するあれあったわけで、ちゃんと行政のオーソライズした見解が聞きたいですよ。

（発言する者あり）

○委員長 それはやっています、委員会では分煙をね、これからも進めていくということを、ちゃんと委員会ではやっていますよ、秋間委員。環境は環境でね、はい。

（「だって、質問に答えてもらうのは」と呼ぶ者あり）

○委員長 課長、簡単に説明してください、今の。

（「委員長がこうだから駄目だというのなら、やめますよ。だけれども、それは」と呼ぶ者あり）

○委員長 健康部長。

◎水田渉子 健康部長 質問にお答えさせていただきます。健康たいとう21でも喫煙というのは、健康にも影響があるということで、その意味では、健康問題があるということでは、喫煙を減らしていくということは重要と考えております。

ただ、分煙というところで、吸っている方の権利というところは、またそれは別の問題と考えておりますので、健康問題からは、喫煙を防止して、受動喫煙も防止して、肺がんなどの発生を抑え、COPDのある患者さんを減らして、皆様の健康を増進していくというふうな立場で考えております。

○委員長 秋間委員、どちらも大事ということですよ。

◆秋間洋 委員 今の答弁で十分納得しませんけれども、あれ今の到達点ですよ。到達点が何で。

ただ、明らかにその喫煙、受動喫煙というのが健康の被害、あとがんの要素になるというのは、これはもうオーソライズされている見解ですから、これについて、やはり否定するようなことはぜひやめていただきたいなと。ただ、今、部長の答弁いただいたんで、それはそれで。ただ……。

いいですか。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 じゃあ、次の質問に移ります。190ページ、女性のトータルヘルスサポートです。

今回、ジェンダー主流化が各部局でどういうふうに取り組まれているのかというのを私、一つのテーマにしているので、そういう点では、女性の生涯健康という角度から、取組につながっているのかということです。

例えば、包括的性教育、先ほども少しありましたね。あと、あるいはリプロダクティブ・ヘルス／ライツですね。あと、メノポーズですね、閉経後の問題もあって、これ地域、職場でやはり理解を深める事業にこの事業というのを発展させるべきだと、もっと予算も使ってやっていくべきだと思うんですが、この辺のところはいかがですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 お答えします。女性のトータルヘルスサポートの事業は、女性が特有の身体的特徴を有するということで、ライフステージごとに様々な健康課題に直面する可能性があることから、生涯を通じた心身両面の健康づくりを支援していくものとなります。具体的には、女性医師による健康相談、月経更年期などに関する健康講座、乳房を意識する生活習慣、ブレスト・アウェアネスの普及等を実施しております。

また、10月の乳がん予防月間ではピンクリボンキャンペーン実施しており、令和7年度には台東浴場組合連合会と連携してピンクリボンを実施するなど、さらなる啓発には努めているところでございます。

それから、職域の関係ということでございますが、女性医師による健康相談は、在住、在勤、在学を対象としておりますので、ご相談があれば案内を、在勤の方もご案内をできると思っております。

また、女性のための健康づくり講座なども在勤者も対象としておりますので、そういった中小企業などで働く女性への支援にも視野を広げていきたいと考えております。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、特に中小企業のところで働いている方の女性労働者だけではなくて、その職場取り巻く男性も含めて、やはりこれに対する理解というのは特に大事だなというふうに思ったんで質問しました。前向きにやって、今後取り組んでいるんで、ぜひそれを拡大していただきたいと要望しておきます。以上です。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 端的にお伺いします。189ページの5番、健康づくり啓発推進のところ、私からは、骨粗鬆症の予防の検診の一つとして、骨密度検診、ここ数年、力を入れてやっていただいているんですが、この7年度の実施、検査場所の実施回数と、あと検者数というんですかね、人数等を教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 骨粗鬆症の予防のために、様々な機会を捉え、若年層を含む幅広い世代の方を対象として骨密度測定を実施しています。令和7年度は、育児相談で4回、健康推進員によるイベント参加等で4回、その他の地域イベントで1回、合計9回を実施し、914人の方に測定していただいています。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 私も注目をさせていただきながら、今年の7月か8月に区役所の1階で、もうすごい大盛況って言っちゃあれですけども、やられたと思うんですが、その模様を端的に教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 今年の8月に庁舎の1階で骨密度測定会ということで実施を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

させていただきました。大変大勢の方にご来場いただきまして、343人の方に測定をしていただいたところでございます。以上です。

○委員長 寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 健康寿命のためには大切な予防というか、検査の一つだと思います。しかも、端的には改善はできないですし、生活習慣の改善も、できれば若いうちからやっていただいたほうが健康寿命につながるということで、こちらにつきましては、私からのお願いもあるので、総括でやらせていただきます。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項環境衛生費について、ご審議願います。

太田委員。

◆太田雅久 委員 やっと来ましたね。206ページ、その公衆浴場組合事業助成ですね。

これまで東京都や台東区は独自で公衆浴場に事業助成をしてきたという経緯があります。細かくはお聞きませんが、大体燃料費を含めた、しっかりと助成をしてきたということであります。

今年、2026年なんですけど、この100年に一度の記念すべき年なんだけれど、何の年だか分かりますか。2026、26、風呂の年なんですよ。銭湯もそうですが、サウナもそうですが、そういうことで、また違った目でちょっと斬り込んでいきたいなというふうに思っております。

銭湯文化の継承と、それから親子の交流、それから地域コミュニティの促進という、こういった観点で、子供の銭湯利用の促進をしていったらどうかなというところであります。

今、銭湯は区内に20件あるんですけども、銭湯組合でアイデアを出して、いろいろ仕掛けをしているんですけど、やはりちょっと格差も出てきているということもある。それで、これから子供の入浴を促進して、少し親子の関係をよくしたい、あるいは地域コミュニティをしっかりしていこうというようなことで、子供の銭湯の利用を無料にしていってどうかなというふうに考えました。先ほども割引という、スポーツセンターの割引、無料だって発言が出ましたけれど、この銭湯の子供。

今、ずっと聞いてみましたら、今年の10月1日現在で、対象者は大体小学生まで1万3,000人いると。これがどのぐらい利用するかというのはまだ分かりませんが、まずは、その何というんですかね、モデル事業でもいいし、努めて、どのぐらいの事業の幅になるか分かりませんが、そういうふうにして、ぜひ本格実施に進めていただきたいというふうに思っておりますが、これちょっと、本当は児童保育のほうの枠なんだけれど、ここしかないのだから今ここで聞いていますけれども、担当の方がいらしているんでお願いします。

○委員長 子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 お答えをいたします。子育て支援の観点がございますので、子育て支援課から答弁をさせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員ご提案の親子で公衆浴場を利用することについては、短い時間でも親子が同じ空間で会話したり、触れ合える機会が創出されて、子育ての充実感向上、あるいは親子の関係の醸成につながるのではないかと考えております。

また、ほかの自治体において、公衆浴場にて親子が触れ合える事業を実施していることも承知しております。

まずは他区の実施状況、効果などをヒアリングするとともに、公衆浴場組合などの関係の団体のお話を、まずは伺ってまいりたいと考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 結構やっていて、京都なども大々的にやっていたりしているようです。ぜひそういうのを参考にして、また、いろいろルールづくりもしなければいけないと思うんですね、そんなことも検討しながら進めていっていただきたいと思います。以上。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 203ページ、喫煙等マナー向上の推進の部分でお伺いいたします。ちょっと先ほど秋間委員からたばこのところで入りまして、そこでちょっと関連でいろいろ入ろうかなと思ったんですけれど、この部分もあったので、ちょっとそのときは話さなかったんですけれど。

自分がすごく思っているのは、やはり、前回委員会でも話したことあるんですけれども、健康推進の面からすると、なかなかたばこに関しては否定しなければいけない。ただ、個人の自由等々もあって、法律で合法である以上、そこに関して、じゃあ一概に禁止ということをするのもどうかと思うというところで、いろいろ矛盾を抱えながら行っているのは、もう昔からそうなのかなというふうに思っています。

秋間委員からのお話の中で、喫煙の環境の部分に注意しに行ったら、物すごく反発されたという話もありまして、自分も実はそこ、すごく、どちらも分かる部分ってあるんですよ。ていうのも、もともとたばこを野放図に日本では認められていたのが、1990年代ぐらいから欧米において嫌煙活動というのが盛んになってきて、自分ちょうどそのときにアメリカにいたんですけれども、そこからやはりすごいものがありました。本当、もう喫煙者は悪魔だみたいな空気が物すごくあって、やはり、たばこ嫌いな方がじゃけんにされていた、本当に自分の健康の権利が踏みにじられていた時代があって、そこに対する大きな反発があって、反動で逆に振れている。

ただ、今はやはり攻撃的な嫌煙家という方も多々おりまして、やはりそこで喫煙者がじゃけんにされている中で、そこに対する反発も生まれていて、なかなかちょっとそこというのは、いろいろ感情的になりがちの部分なのかなというふうに思うんですけれども、ただ、我々は議員として、特に自分自身、喫煙をしている人間として、喫煙側に立ちたい思いがありながらも、感情に流されちゃいけないなというところは非常に強く意識しております。

その上で、喫煙マナー等の向上の推進のところについてお伺いしたいんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現在、喫煙等マナー指導員が巡回してマナー啓発に取り組んでいますけれども、巡回の人数とか頻度、あと重点的に対応している地域とか、どんな点に特に注意を払っているかなど、そういった部分、その喫煙マナーの推進の方法について、ちょっと細かく教えていただきたいなと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 喫煙マナー指導員の活動の状況ですけれども、現在、4組8名プラス機動班ということで2名が区内を回っております。喫煙等に関するご意見、ご相談のあった場所を中心に、区内全域において、例えば、喫煙禁止時間における喫煙だったり、ポイ捨て、歩きたばこに対する指導に加えまして、受動喫煙防止に関するような指導などもしているところがございます。

加えて、路上たばこの吸い殻なども指導しながら、簡易的に清掃もしているところとなります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 かしこまりました。

時間的には、大体何時頃まで回られていますか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 時間としましては、日中8時間程度、昼間の時間帯に活動しているというところになります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

今回喫煙環境整備指針の陳情がありまして、取下げ前提の継続となりましたけれども、その中で、その陳情の中で、特定場所での滞留喫煙だとか集団喫煙のことについて触れられていました。この部分の内容については、私自身が日常生活の中で受けている印象とも区民の方々からの受ける相談内容や苦情とも合致していて、マナー違反の内容が変化している、いろいろ変化しているのかなというふうに私自身は感じています。

喫煙不可の居酒屋とかの外ですとか近くの路地裏で、集団で談笑しながら喫煙したりといったことは実際に散見されますし、例えば、たばこを吸えない宿泊施設の外とかということも、そこで集団で滞留して喫煙することによって騒音や交通の妨げにつながっているという部分はすごくあると思っていて、やはりもう近隣の居酒屋とかの客が外でたばこ吸うことで、すげえるさいんだけれどという苦情はいろいろな人から、実は私自身も聞いています。

そういった実態を調査して、飲食店とか、あるいは宿泊施設とか、迷惑な滞留喫煙、集団喫煙につながっているような店舗に直接注意喚起したりだとか重点的な対応を取ったほうが、実効性があるマナー、喫煙、向上につながるんじゃないかなというふうに私自身思っていて、もちろんマナー指導員の巡回も非常に必要で、成果を上げていると思うんですけれども、実情を踏まえてピンポイントで対応するような方法について、必要だと思っているんですが、そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ここについてはいかがお考えでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 喫煙だけではなく、それに伴い、やはり声が大きく、周りの人が困るということも、恐らくその複合的な要因として、喫煙ということではいろいろなご意見をいただいているところもあろうかと思えます。そういった意味では、喫煙マナーの啓発は、様々な手法で働きかけることで、より効果的に実行できるものと考えております。

先ほど委員のご提案の方法や他自治体でよりよい方法などがあるのか、トナカも事例等も含めまして、効果的な方法については研究していきたいというふうに考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 陳情とかパブリックコメントの内容を見ると、私自身の個人的な印象にはなってしまうんですけども、すごく分断が進んでしまっているなというふうに思っていて、やはり、その共存を目指すには、ここの喫煙者のマナー向上をどう推進していくか、ここに関して、本当に実行力のある対応が求められているというふうに思っております。なので、これ、本当に地域回ると、実態というのは、ここ、すごく迷惑しているんだろうなというところだとか、そういったところって、すごく、まち歩いているだけでも実態って認識できていると思っていて、その実態を調査して、具体的な方法、ピンポイントでの対応、そこに関してはしっかりと検討していただきたいというふうに要望をして、私から、この点、終わります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 村上委員。端的にお願いします。

◆村上浩一郎 委員 田中委員から私の言いたいこと全て言っていただきまして、ないんですが、どこでやろうかと思っていたんで、ここで取り上げたんですが、マナー等ということで、特に私のほう、北部はやはりポイ捨て、たばこ、これはすごい私、相談をたくさんしています。南部は、今度、たばこのポイ捨てと、やはり民泊が多いかせいか、何かごみの投棄が多いということで、これもやはりクレームが来ております。先ほど課長からいろいろご答弁ありましたので、ご答弁求めませんけれど、もうちょっと私もこの辺は深掘りしてお話聞きたいと思いますので、総括でさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 関連質問で。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 これ、たばこの関連なんですけれど、路上喫煙に対する指導件数と路上喫煙や吸い殻のポイ捨てなどに関する苦情件数について、過去３年間の推移、教えてください。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 まず、喫煙等マナー指導員による指導件数、延べ件数になりますが、令和５年度は７万件、令和６年度９万５,０００件、令和７年度７万９,０００件、指導したという報告をいただいております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、環境課のほうにいただいております喫煙やポイ捨てに関するご意見の件数ですけれども、令和5年度は350件、令和6年度は360件、令和7年度は480件、いずれも約ということでの数値でございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

令和7年度の件数は、前年に比べ減っているとはいえ、7万9,000ということで、正直驚いたんですけれども、環境課に寄せられた苦情についても増えていっているということで、指導件数が減少していても苦情が増えているという現状を踏まえると、区民が感じる迷惑の解消にはつながっていないのかなというふうに思ってしまう。ほかの窓口に寄せられた苦情も、区全体で状況を把握し、指導場所や時間帯の見直しなどに生かしていただきたいなと思います。

過料制度についても、以前から村上委員も私も申しているんですが、改めて過料制度等を含め、より厳しく実効性のある対策を検討して強化していただければと要望して、終わります。

○委員長 関連。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、田中委員の話聞いていて、お父さんとの思い出がたくさん出てくるんですよ、実は。お父さんと言っちゃいけないですね、伸宏先生は、先生って、議員は、もう法律で禁止しちゃえと。そうしなかったら、私たちはというふうなことを言って、先ほど議長と、極端という点では。ただ、これ、なかなか本当に分断と対立、これはやはりみんなやめていくしかないんですよ、たばこ。これしか解決策はないというところに立てば、分断と対立は生まれない。だから、その辺のところは、やはり私は、大本のところですね。ただ、実際に今やめられない人、私も、だって、20年前まではヘビースモーカーだったんですから。——ハイライト、1日に2箱ぐらい吸っていて。だから、やめるの、禁断症状が2年半ぐらい出ましたよ。もう暗かったですよ。でも、できますから、できます。それは、やはりきっかけがあればできる。そんな話していてもしょうがないんで、私、公衆喫煙所の整備は、これはもちろん全然否定するものではないんですけれども、しかし、今、それが、今回、このマナー向上の推進に1.6億、これ、かかっているの、全部合計しますと1.6億。そして、公衆喫煙所の整備だけでも、これが8,500万ぐらい、やはりかかっている点では、私は先ほどの8,000万のがん検診の充実にかけるお金と、ここにけるお金のやはりこの差、このぐらいかければ、さらにというね。私、がんとたばこはイコールじゃないですから、というのはあるけれども、やはりかけ方というのは、やめるときは苦しいけれども、やめた後はすっきりしますよ。それ、ご飯もおいしくなるし、体重が少し一時太っても、それは、でも、やはり、ただ、それはあります。そういう点では、私、助成の在り方というのが、私、この喫煙所の設置経費だとか、維持管理経費、このようなものが問題があるんじゃないかというふうに感じているんで、ちょっと質問します。まず、この助成の内訳を示していただきたいと。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 公衆喫煙所維持管理助成の内訳ということですが、主に公衆喫煙所の運営に係りますランニングコストとしまして、清掃に係る人件費や委託の経費、電気料、賃料などを助成、維持管理助成として支給といいますか、助成をしているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 民間の公衆喫煙所ですね、これについての内訳というのはどんな感じなんですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 大変失礼いたしました。先ほど申し上げましたのが、民間の助成の…

◆秋間洋 委員 あっ、これ、そうなのか。

◎古屋和世 環境課長 はい。内容になります。予算でいいますと、公衆喫煙所設置費等助成という予算の中に、設置をするのと、維持管理の助成の経費、両方入っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 設置費で最高額、設備投資で700万まで、これを区は制度として持っています。あと、月の家賃の助成というのが、たしか10万かな、月にね。それで、ただ、割増して80万プラスというのがあって、200万まで家賃助成というか、ランニングコストの助成があるというふうになっているんですね。私、これ、ちょっと不思議な感じで、特に今できている上野地域などの状況を見ますと、非常にこれ、えっ、これで家賃の助成して、ここってペイすのかなという、そういう、つまり民間の事業者がやっても、もう一等地ですから。そこにあれだけの借りてという、ちょっと疑念が出たもんだから聞きたいんですけども、同じ事業者が、区内の、この制度を使って、別の喫煙所設置でこの助成制度を活用しているということはないのか、これについてはどうですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 本経費を使いまして、同じ事業者が幾つかの喫煙所、区内の公衆喫煙所を運営しているという実態はございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 実は、場所は特定しませんけれども、実はそれを仲介している事業者がいるようなんですよ、どうも。だけれど、今日、確定的なことは言えません。だけれども、今、複数がこの制度を使って設備投資だとか、あるいはランニングコストの部分というのをやっているとすると、これは逆に私はよくペイするなと思ったぐらい、1件、私、入ってみましたけれど、ほとんど収益上がらないですよ、あそこ、ポスター貼ってあるだけで。しかも、何も売っているわけじゃない、自動販売機あるわけでもない。だから、そういう点では、何でこんなにうまみのないのに、あそこまで幾つもやるのかなという点で疑念があると。私は、その辺はちょっと、もちろん今日、確定的なこと言えませんけれど、何か逆に公衆喫煙所設置事業みたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に絶対ならないように、これ、していかないといけないなという角度で、私はきちんとした事業費、設置したのであれば、どういうふうに、後でこれ、ちゃんと検査する、検査というか、やるというのはありますので、その辺はきちんとやっていただきたいというふうに思っています。

あと、もう一つですけれども、加熱式たばこ専用のが最近できているんですよね、民間の喫煙所の。ここの周辺、つまり入り口のところに、紙巻きたばこのポイ捨てというのが目立つんですね。これは、私も行ったところが、とにかく行くたんびに見ていると、相当あります。これについて、その設置した事業者に清掃管理ね、先ほどのマナー指導員ではなくて、そういうふうにさせるということについてはどうなんですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 公衆喫煙所の運営事業者の方には、喫煙所部分の適正な運営を行っていただくというふうにお願いをしております。ただ、喫煙所の前に吸い殻などのポイ捨てがされているようであれば、できる限り周辺の清掃にご協力いただけるようお願いをしているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 設置したらしっ放しというような感じではなくて、というのは、本当に私の行ったところは、中に入っても、そんなに、私も昔、たばこ吸っていたから言えないんだけど、苦しくなかったです、私は。伊藤議員連れていけばよかったと思っているんだけど、でも、多分敏感な人には感じるかもしれない。それについては、私、やはりそれを設置したために、逆に紙巻きたばこを買って、あそこに喫煙所があるからというんで入ったけれども、加熱式しか駄目ということになったときに、その周辺で吸ってしまうというふうに呼び寄せるようなことになるということもなりかねないんで、やはりその辺の管理は徹底してやっていただきたいということは申し上げておきます。以上です。

○委員長 続けて、新たに質問、どうぞ。あれ、続きだったっけ。続きだったっけ。

松尾委員。新たな質問でいいです。

◆松尾伸子 委員 203ページの5番の大江戸清掃隊のところで伺います。

団体数、かなり活発に増えていらっしゃると思いますが、20年前からの事業で、本当にいまだに皆さん、参加していただいている方が増えているということはすごいなと思っているんですけども、この皆さんに対して活動を何か紹介する場所というのは、ホームページとか、今、見える化という形で取り組んでいらっしゃると思いますが、その成果というか、7年度の実績というか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 大江戸清掃隊でございしますが、ここ数年、登録の団体も増えておりまして、令和7年度は495団体、令和6年度が462団体ということで、増えてきているところであります。大江戸清掃隊の活動につきましては、区のホームページに加えて、区の公式の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

エックス、LINEなどにより周知を図って、新たな団体さんとして登録しないかという呼びかけをさせていただいております。また、たいとうクリーンアップ作戦というのを上野エリア、浅草エリアで年に1回ずつ定期的にやっておりまして、そちら、一般の方にもご参加いただいて、その先、大江戸清掃隊になってみませんかというような、そういう流れをつくり出そうとしているものでございますので、そういったことで周知に努めさせていただいております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 見える化に関しての何か登録者数とかって把握していたりは。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 見える化といいますと……

○委員長 ピリカでしょ。

◆松尾伸子 委員 ピリカ。

◎古屋和世 環境課長 お答えいたします。

ピリカというアプリを使いまして、見える化をさせていただいているところになりますが、令和8年の5月末時点での延べ参加人数は1,899人の方に、このアプリを利用して活動実績をご登録していただいているところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ありがとうございます。

これ、またさらに活発に広がっていただきたいなという思いがありますので、総括させていただきます。

○委員長 続けてどうぞ。

◆松尾伸子 委員 続けていいですか。

○委員長 はい。

◆松尾伸子 委員 204ページの地域緑化推進の中で、花とみどりのところなんですけれども、以前、この花とみどりのコンテストというのが毎年やっていただいていた、私も審査員にさせていただいたことがあるんですけれども、そのときの区民からのいろいろな要望等が、区民の皆さんが審査員になるということで、その審査の方法ですとか、様々な要望もあったんですね、そのときにね。また、その中で、新たに、この令和7年で取り組んだことって、新しく取り組んだことってありますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 花とみどりのコンテストは、みどりのカーテン部門、地先園芸部門、それに加えて、令和7年度から新たに室内園芸部門を設置し、3部門でコンテストを実施しているところです。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 やはり緑を増やすということに取り組んでくださっている方を増やしていくというのは、多分区の目標でもあるかと思います。本当におうちの前を、軒先を使って、物

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すごい素晴らしい作品を作ってくださっているお宅がたくさんあって、また、ベランダですか、それで、今回も室内ということで増えているということですからけれども、こういう取組がやはり、なかなかあまり知られていないんじゃないかなということがちょっと私、思いまして、すごい素晴らしい事業だと思っているので、これを広く皆さんにより参加していただけるようにいろいろ工夫していかれたらいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですかね。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 令和7年度の3つの部門の応募者数は、それぞれ13名ずつだったという結果になっております。担当としましては、より多くの方に緑や花を育てていただいて、できればこういったコンテストに応募していただきたいという気持ちを持っております。そのことがやはり地域の花を増やしたり緑化につながるというふうに思っております。今回、優秀賞だとか、そういった方々への副賞だけではなく、応募していただくことで、参加賞の記念品などもお渡ししているというところもございます。周知の媒体等における工夫や、こういったところに周知をするとこの事業を知っていただいて応募いただけるのか、そういったところについても検討して、多くの方に参加していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 花を育てたり、緑を育てていらっしゃる方って、本当に、別に人に見せるつもりでやっているんじゃないのよということで、とても奥ゆかしい方たちが多いので、自薦がなかなか増えないんじゃないかなということで、他薦も含めて、ちょっと検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 202ページ、動物愛護管理について伺います。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術のところですか。令和7年度の助成実績は、不妊手術が21件、去勢手術が11件の合計32件で、前年度の18件から14件増加しています。この増加の背景にはどのような要因があるのでしょうか。

また、区はこの実績をどのように評価しているのか、伺います。

あわせて、こうした取組を地域で支えてくださっている登録ボランティアの方の登録状況も教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 お答えいたします。

今、委員からご説明いただきましたが、昨年度、地域猫ボランティアによる不妊手術21頭、去勢手術11頭、合計32頭でしたが、それに加えて、昨年度より新たに事業者への委託も並行して実施をしております。そちらの実績が不妊手術2頭、去勢手術1頭でしたので、全て合わせますと35頭、手術を行ったということで、前年度と比べて17頭増加しているような状況となってございます。こちらの増えたことというのは、当然委託をしたことによって、ボラ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ンティアの方の負担軽減につながった点もあるかというふうに考えてございます。

続きまして、2点目、その地域猫ボランティアの人数の推移のところになりますけれども、7年度末時点で532名がボランティアに登録されておりまして、6年度末の516名と比較して16名の増加となっております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。

必要な猫が不妊、去勢手術につながるということは大切であり、引き続き手術が必要な猫への対応を進めていただきたいと思います。

その上で、飼い主のいない猫を減らしていくためには、繁殖を防ぐことに加え、保護や譲渡につなげていくという視点も必要だと考えています。登録ボランティアさんも増えているということで、いい傾向だと思えます。また、区では、やむを得ず飼育を続けられなくなった犬や猫の譲渡にも取り組んでいただいているということで、そちらは大切な取組であり、評価しています。外で暮らす猫についても、人になれているなど、譲渡につなげられる猫については、手術後に元の場所へ戻すだけではなく、新たな飼い主を探すという視点にも目を向けていただきたいと思います。委託事業によって一定の成果や実績があることも承知していますが、依然として現場のボランティアや保護団体の方々が多くの負担を担っているという状況があります。実際に譲渡会の会場を確保できずに困っているという声はよく伺います。私自身もよく譲渡会にお邪魔するんですが、限られたスペースの中で、皆さん、工夫しながら開催されており、来場者の後ろを通ることや擦れ違うことさえ難しいぐらい狭い会場もあります。また、来場者数が70人、80人といっても、お申込みがあった猫ちゃんは三、四匹しかいないというお話も伺っています。多くの方は来場しても、すぐに譲渡につながるとは限らず、その間にも保護した猫の世話や費用の負担は続いています。保護した猫のお世話をしながら、会場を探し、譲渡会を開き、新たな飼い主につなげる、その一つ一つをボランティアや保護団体の皆さんが大変な負担を抱えながら担ってくださっています。こうした方々の努力に頼るだけでは、活動が続いていくことは難しくなってしまいます。以前の一般質問では、飼い主のいる猫への支援及びボランティアへの支援は考えていないという大変厳しいご答弁でしたが、現場の状況を踏まえ、改めて支援の必要性を検討していただきたいと思います。その際には、実際に活動されているボランティアや保護団体の方々から活動の状況や負担、困っていること、今必要としている支援について、直接お話を聞いていただきたいと思います。現場の声を丁寧に把握した上で、譲渡会の会場確保や広報への協力など、具体的な支援につなげていただくことを強く要望いたします。

あわせて、飼い主のいる猫についても、不妊、去勢手術が行われないまま繁殖し、飼い主が管理できなくなる、いわゆる多頭飼育崩壊を防ぐ必要があります。多頭飼育崩壊は、猫の命や健康だけでなく、飼い主の生活や悪臭などによる近隣住民の生活環境にも影響を及ぼします。問題が深刻になってから対応するのではなく、深刻になる前に支援につなげるのが大切です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

飼い主の責任を基本としつつも、経済的な事情などから手術を受けさせることが難しい世帯については、必要な支援につなげる視点を持っていただきたいと思います。支援が必要な世帯への不妊、去勢手術の助成も含め、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための取組、改めてご検討いただきたいと思います。

また、現場の声を踏まえたボランティア、保護団体への具体的な支援と飼い主のいる猫の繁殖を防ぐための支援、この2点を強く要望し、質問は終わります。

○委員長 終わりね。大丈夫ですか。よろしいですか。

◆松尾伸子 委員 さすがに、また多分、考えていませんになると思うので、答弁は悲しくなってしまうので。

○委員長 関連、関連質問。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 もう高橋委員の要望、もうおっしゃるとおりだと思います。共感いたします。

私、以前にもお伺いしているんですけども、地域猫ちゃんのボランティアの皆さんの高齢化で、次の世代に引き継ぐ管理が難しく、多頭飼育で困っている保護主さんたちの対策が必要ということを伝えたと思うんですけども、対策の進捗については、その後、いかがでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 先ほど高橋委員からもいろいろご意見いただきましたけれども、区では、地域猫ボランティアのご尽力によって、区内の野良猫数、大幅に減少したというふうに認識をしております。その上で、ただいま中嶋委員からご指摘いただいたとおり、ボランティアの方の高齢化が課題となっているというところは認識をしてございます。そこで、先ほどの答弁と若干重複しますが、昨年度よりボランティアによる地域猫活動と並行しまして、事業者への委託を開始しまして、ボランティアの方の負担軽減を図ってまいりました。繰り返しとなりますけれども、地域猫ボランティアの方の高齢化、あるいは負担軽減は重要な課題と認識しておりますので、国や東京都の担当部署とも情報共有、連携を図って、引き続き支援を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 引き続きよろしくお願いします。

また、11月の動物愛護フェスティバルも予定しているんですけども、令和7年度の実績と令和8年度の予定を教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 動物の愛護及び管理に関する法律におきまして、9月20日から26日が動物愛護週間に位置づけられておりまして、地方自治体では、その動物愛護に関する行事を行うことが定められております。本区では、今、委員からありましたとおり、環境省、東京都、あとは、各動物愛護団体と共に、中央行事のフェスティバルを毎年度開催しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

して、昨年度は9月に東京国立博物館で、11月には上野公園で実施をしまして、合計約5,200名が参加をされているところです。今年度につきましては、既に9月19日に同じく東京国立博物館で屋内行事実施しておりまして、来月の11月14日は上野公園で屋外行事を開催する予定となっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。そうですね、行事を行うことというのが定められているということなので、また毎年開催のフェスティバルは楽しみにしております。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 秋間委員。関連質問どうぞ。

◆秋間洋 委員 この動物愛護管理の問題で、私も、この数字を見ると、隔世の感がありますね。私が19年前にバッジを預かってから、あのときはもう3桁、平気であって、大体質問というのは、どれだけ交通事故に遭って、清掃事務所で回収したかとか、あるいは、どのくらい苦情、ふん尿が臭いという、そういうのがあったかというのを件数で出た時代。あそこから見たら、本当に、先ほど高橋委員や中嶋委員が言ったように、もう地域のボランティアさんの力と、あと、区の去勢、避妊助成ですね、これと、あと、町会の理解、こういうものがトライアングルで重なって、ここまで減らしたと、不幸な猫をというところまで来たというのは、本当に私は台東区のすばらしい成果だというふうに、これは本当に高く評価しているところです。

ただ、実は、2年前かね、今の事業者の捕獲が始まったのは2年前でしたっけね。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 昨年度からになります。

◆秋間洋 委員 あっ、昨年度から。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ごめんなさい。

決算年度からなんですね。先ほどもこれに加えて、1件1件、不妊手術と去勢手術がプラスがあるということでありました。ただ、これは入れたことというのが、逆にボランティアの人たちの意気軒高なのをそいでいるという面があるんです。それは何かというと、去勢、不妊手術の費用助成というのを今どんどん値段が上がっているわけですよ、獣医さんのところで。だけれども、捕獲業者のやっているところというのは、これと同じ助成なんですか、ボランティアさんがやっているのと。それとも、全額助成なんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 不妊、去勢手術の費用助成のところについてですけれども、事業者につきましては、不妊手術を1頭8,000円、去勢手術を1頭6,000円の内訳で委託をしております。一方、地域猫ボランティアによる手術には、2万円、もしくは2万5,000円の補助を行っておりまして、額に差はありますけれども、手術の費用としてはそういった形で行わせていただいております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 あれは委託を、例えば捕獲、そして、不妊と去勢やる委託料って、丸め出しているんじゃないくて、別々にそういうふうに出しているんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ちょっとすみません、技術的な話になりますが、単価契約となっておりまして、捕獲にかかった時間、あるいは手術1件当たりの金額ということで契約をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そこで不妊、去勢やった猫というのは、その後どうなるんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 こちら、ボランティアの方の手術と変わりませんが、基本的には地域に返すという形になってございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そこで、やはり不公平感が出てくるのは、つまりリリースするわけですよ。つまり、そうすると、そこで餌やりさんたちが、その業者がやった、不妊、去勢のやった猫ちゃんたちの餌やりもやるわけですよ。そうすると、自分たちが捕獲して、そして、去勢、不妊手術をやって、それを台東区も援助しているから、ここまで減ったわけで。だけれども、そうすると、もう餌やり代は一切台東区は出しませんということに今やっているわけで、そういう点では、不妊、去勢のやはり手術費用というのを、まず、全額助成すべきだと。

あと、もう一つは、ドライフード、月1回くらいのこの補助は、やはりしなければ、これはまだどんどん今、餌、上がっているって聞きますので、そういう点では、そういう援助というのは考えないんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 まず、手術のところについてですけれども、病院によって金額というのは異なりますので、ケースによってはボランティアの方による持ち出しが発生する場合も、まず、ございます。そういった状況の中、区はこれまで、令和2年、6年にボランティアの手術費用を増額するとともに、繰り返しとなりますけれども、昨年度から新たに委託を実施するということで負担軽減を図ってきているところでございます。

続きまして、餌代の補助のところにつきましては、飼い主と地域猫の区別が難しいということもありまして、現在のところ、助成は考えてございません。先ほどの中嶋委員への答弁と重複もいたしますけれども、ボランティアの方のご尽力によって野良猫の数が大幅に減少したというところは我々も認識をしておりますので、引き続きボランティアの活動支援をしていきたいと考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうであるなら、やはり何かしらの、物すごいお金使ってやっているわけで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すから、なおかつ、業者がやったののリリースした猫の餌までやっている、餌代かけてやっているわけですから、これは、やはりそれは家庭猫とは違いますよ。それは、少なくともボランティアやっている人たちの登録は、オレンジの腕章などでやられている方たちは保健所はつかんでいるわけですから、そこはお願いしたい。というのは、新しいそういう猫だとか、新しい猫というのは、つまり多頭飼育崩壊で出てきちゃった猫だとか、あるいは、捨てられた猫などの情報を地域でくまなく巡ってやっているのは、餌やりボランティアさんですよ、大体が。そういう点では、その人たちも高齢化して、もうなかなか本当に経済的な負担に、特に今、物価が高騰していますから、自分の暮らしだって大変なんだけれど、猫命だからね。全部財産つぎ込みますよ。だけれども、これは、もうそろそろ限界に来るということ。そしたら、もう多頭飼育崩壊がすれば、また元の木阿弥みたいになりかねないということを私は非常に危惧をしているので、ぜひ検討していただきたい。

あと、最後ですけれども、ペットの終活ノートを、これ、幾つも議題になってきています。猫や犬を飼っている高齢者にやはりこれをできるだけ配付をして有効活用を進めるということというのは非常に大事だというふうに思っております。そういう点では、高齢福祉課、介護保険課、あと、地域包括支援センター、あと、今日出てきた社会福祉協議会ですね、今日もこういう問題で出てきます。そういう点では、そういうところと連携して、ペット終活ノートを、犬や猫を飼っている高齢者に配付して有効活用を進めると。あと、それをデータベース化して、飼い主が亡くなった、人間が亡くなった後の死後の再繁殖を防ぐ、こういうことにつなげられないかと。あと、譲渡先の遺言もきちんとペットの終活ノートにありますので、譲渡先も書くということになると、すごく大事に飼うことを自覚すると、飼い主がね。むやみに捨てたりしないということにもつながるので、それはぜひね。終活ノートの活用という点ではどうなんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 今3点ご質問いただきました。

まず、1点目になりますけれども、終活ノートの高齢者への配布の件につきましては、我々のほうでペット終活ノート作成いたしまして、毎年開催しております終生飼養講習会、あるいは地域猫講習会において、まず、配布をしてございます。そのほか、今、委員からご案内があったような関連課、あるいは社会福祉協議会や地域包括支援センターなどにこれまで既に配布をしてございます。

2点目、そういった終活ノートをデータベース化するというところ、こちらは区のほうで情報をデータベース化するというようなご趣旨かと思っておりますけれども、そういった飼い主の方の個人的な終活の情報を区が預かることはまず難しいかなとは考えてございます。

一方で、3点目になりますけれども、譲渡先の遺言であるとか、飼うことの自覚を促すということは重要であるというふうに考えてございます。終活ノートを記すことの啓発と併せまして、先ほどご答弁したとおり、様々な講習会等で責任を持って最期まで飼育することを伝える

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とともに、終活ノートについてもご案内をしているところですので、こういった活動を引き続きやっていきたいと考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 終活ノートは、人間、つまりペットを飼っていない高齢者にも、高齢者だけじゃないですよ、その人には、今日も終活の問題で幾つか質問がありましたけれども、必要なわけで、そういう点では、ペットを飼っている方たちの終活のノートというのは、またそれとは、その一つ、一部ではあるけれども、という点では、それを誰がどういうふうに管理するかというのは、確かに課長がおっしゃったように、区が直接管理するかどうかというのは、いろいろ課題あると思うんです。ただ、例えば今、災害が起きたときのペット同行避難とかいう問題であれば、これは避難行動要支援者は、区が管理している情報にあるわけですから、そういう点では、このうちはペットを飼っていて、猫や犬、鳥が、愛玩動物が災害時にどうなのかというのを区が管理しているのと同じように、これは、区が管理するかどうかは別ですけども、その個人情報はどういうふうに扱うかというのは、本人のもちろん同意の下にやっていくことには、私は全く問題ないというふうに思います。むしろ、そういう働きかけというのが大事なんじゃないかなと。これは意見だけにしておきますけれども、そう思います。

○委員長 よろしいですね。

秋間委員、もしよろしければ、続けてどうぞ。

◆秋間洋 委員 いいですか。

○委員長 はい。

◆秋間洋 委員 じゃあ、あと2つ、すみません、お願いしたいと思います。

一つは、資料の20、あと、203ページですね。地球環境の保全というところで、我が家の省エネ・創エネアクション支援であります。この間、これは頑張って区も予算を増やしてきた。それはニーズが物すごくあったからであります。そういう点では、それに応えて、増やしてきたことは評価をいたします。ただ、これ、抽せん制、あるいは、である事業が多いんで、そういう点では、やはりこれはもっと、予算で頭打ちというのではなくて、していただきたいなという角度から申し上げたいと思います。

この年度は、申請して抽せんで駄目になった件数というのは、それぞれどのくらいあるのか、この資料20に大体沿って答えていただければと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 ご答弁させていただく前に、先ほど田中委員のご質問の答弁の修正をちょっと先にさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

◎古屋和世 環境課長 田中委員のご質問で、喫煙マナー等の指導員の配置状況についてご答弁させていただきました。1つ抜けておりまして、駅前指導に特化した指導員3班6名が答弁として漏れておりました。正しくは、指導員4班、あと、機動班1班、駅前に特化した指導員

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3班、計8班16名というのが正しい人数となります。申し訳ございません。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 秋間委員のご質問にご答弁させていただきます。

これまでは、我が家の省エネ・創エネアクション支援の助成は、受付開始日より先着順で受付を行わせていただいております。令和8年度は、前期、後期で抽せんを行っております。その申込者と落選者の数についてですが、こちらから提出させていただいた資料でいきますと、まず、共同住宅共用部分のLED照明改修につきましては、110件のお申込みをいただきまして、73件が当選、37件が落選、続きまして、太陽光発電システム、こちら、共同住宅用でございますが、こちらは1件のお申込みがありまして、当選0件で、落選が1件という結果になっております。続きまして、太陽光発電システムの設置、戸建ての助成ですが、こちらは42件の申請がございまして、32件当選、10件の落選……

(「これは、あれだな、15件って」と呼ぶ者あり)

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 令和7年度の助成の資料までのなっておりますが、今、私のほうで答弁させていただいておりますのは、8年度の助成制度が抽せんになったということで、落選の人数を申し上げさせていただいております。それでよろしいでしょうか。

◆秋間洋 委員 なるほど。いいです、いいです、それでいいです。すみません。どうぞ、もちろん。

◎古屋和世 環境課長 続きまして、家庭用燃料電池のエネファームでございしますが、申込者8名で、全員が当選、落選0となっております。あと、家庭用蓄電池システムでございしますが、47件申請をいただきまして、36件当選、11件の落選、続きまして、窓、外壁等の断熱、遮断につきましては、59件の申請をいただきまして、44件の当選、15件の落選、高反射塗料の施工につきましては、18件の申請、16件の当選、2件の落選というのが8年度の状況でございます。7年度までは当選、落選ではなく、先着順のご申請をいただいて、助成をさせていただいた数となります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 制度が変わったんで、受付の仕方というか、そういうのが変わったんで、ちょっと私、早とちりでありました。

ただ、これ見ても分かるように、やはりもっとニーズに応えることというのは、だから、応えようとして前期、後期に分けて、何とか応えていこうという、そういう姿勢だったんだろうと、そういうふうにも改善したんだと思うんですね。前は本当に先着順で、もう後は駄目やと、もう予算でというんだが、そういうのではなくなったという点は、評価しつつも、まだ相当、これ、落選していますよ。ですから、そういう点では、これは本当に今、地球環境問題は言うことなく、少なくとも家庭で自覚的にやっていこうという人たちを応援するというのは大事だと。特に私、ちょっとほかの区と比較してどうかなと思っているのが、窓と外壁の遮断、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

断熱改修なんですね。台東区は15万円なんですよ。ところが、大体、これ、80万から100万かかるんだよ、これ、二重窓とかいうのはね。そうすると15万というではあまりインセンティブにならないんですね。ただ、この二重窓にやると、物すごくエアコンなど、節約になりますし、夏と冬、どちらにもしても非常にあれで、これをやった人たちから、15万は何とか上げられないのかって。そういう人たちって、ほかの区、調べるんだよね。そうすると、やはり見劣りするんですね。そういう点では、何としても、まず、ここのところは上げていただけないかと。あと全部に応えるというのも大事なんだけど、その辺のところというのは、どうなんですかね。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 窓、外壁等の遮断、断熱だけではなく、当該助成制度につきましては、国や都の助成制度に同様のメニューがある場合には、工事全体の金額を超えないところまでは併給のほうを認めさせていただいております。こちらの窓、外壁等の遮熱、断熱塗装につきましては、申請者の多くの方は併給をされているようで、工事全体の金額の5割程度は台東区、あとは都や国の助成制度を活用してフォローされている方が多いため、区としては、助成額を引き上げることは現時点では考えておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、勉強不足で、その都と国のというの、知らなかったですね。でも、それであれば、区民に、15万であれば、そういうのも含めて、事前相談あるわけだし、あと、大体こういうのって、工務店とか、あるいは工事業者が持ってくるわけですから、私が聞いた人がたまたま、じゃあ、そうだったのかもしれないですけども、そういうふうに両方とも併用すれば、もっと80万の助成、もっと使えたんだというふうになったと思うんですね。そういう点では、ぜひ、窓口ではそういう併用でもできますよというような指導もしていただきたいということは申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。すみません。

202ページになります。これは、202でいいんだよね、そうですね。

(「ごめんなさい、私、関連じゃなかったよね、先ほど」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連じゃないですよ。

(「関連でよかったんだ、ごめんなさい、関連からいっちゃって」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃあ、まだ続きがあるということですよ、もう1問。

(「もう1問だけある」と呼ぶ者あり)

○委員長 どうぞ。

ごめんなさい、松村委員、少々お待ちください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、もう一つは、205ページ、環境学習の推進の（１）、こども環境委員会です。

何度か、私、この問題取り上げさせていただいてきました。ただ、実はこのボランティアさんからありまして、これを今年度で閉じるというふうに聞きました。これは本当なのかと。その理由についてもお伺いしたいと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 こども環境委員会でございますが、台東区の環境学習において27年間にわたり、子供たちが環境について学び、実際の体験を通して環境問題の理解を深める機会として実施をさせていただいております。ただ、一方で、事業の開始から長期間経過する中、参加人数の変化や環境学習を取り巻く状況の変化などから、これまでの事業内容について検証を行った結果、従来の事業をそのまま継続するのではなく、現在の環境課題や子供たちの学びの在り方などを踏まえ、事業を見直していく必要があると判断し、これまでのこども環境委員会としての事業は終了させていただくということで、現在調整をさせていただいているところになります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の参加人数の変化とか環境の変化というのは、ちょっと抽象的で分かりにくいんだけど、もうちょっと具体的にかみ砕いて言ってもらえませんか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 参加人数の変化でございますが、小学校5年生から中学生までを中心に10回の連続講座をやっている講座になります。その中で、やはり参加人数が少なくなってきた。これまでは10回のコースに参加いただける方というのを条件として受け入れていたところ、やはり10回とも参加できるという方は非常に少なくなったり、今年度におきましては、当初、参加者が集まらないので、何回も周知をしたり、学校関係の情報を提供するようなスクリレを活用させていただいたり、そうやって参加者を募ってきたというようなところもございます。また、こちらの事業、平成12年度にスタートした事業でございますが、当初は環境問題というのが、どちらかというとりサイクルだとか、そういったところが中心のところだったかと思うんですけれども、やはりいろいろと、こちらの環境基本計画なども策定していく中で、環境学習のほうもいろいろやり方も考えていく中では、一旦このやり方ではないほうが子供たちに伝わるものも提供していけるのではないかとというところで、終了ということで検討させていただいているところになります。ただ、これまでやってきたものが、中では、やはり子供たちが学んで考え、行動することを、長年にわたって取り組んできた内容を否定するものでなく、それを踏まえて新しい形につくっていこう、そのような考え方で今見直しをしているところになります。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 台東区のホームページでは、こども環境委員会について、こういうふうに言っているのですね。この講座は、「たいとう環境推進ネット」環境学習部会やボランティアの皆さんと環境課がパートナーシップ（協働）で企画・運営をしていますと。区内在住・在学の小学校5年生から中学生を対象に、毎回様々な体験を通して環境問題に気づくことを大切にしたい楽しいプログラムになっていますということで、令和7年度の活動報告を掲載しますということで、こうあって、これ見ると、全面的な活動ですよ。つまりリサイクルだけではない。今の地球環境、あるいは、そうですね、いろいろな体験、クッキング、あと、グリーンコンシューマー、あと、資源の行方、あと、プラスチックフリーとか、そういう点では、全面的であります。そういう点では、環境の学習をめぐる情勢が変わっているというの、だって、地球の環境危機がここまで進んでいるわけですから、これはもうあるわけです。だからこそ、この苛酷な未来に立ち向かう子供たちに、彼らがどう学び、自分の頭で考えて行動するという、そういう営みというのが今まで以上に大事になっているんですよ。自分たちが生き残っていける地球になるかという、そういう自分問題として捉えるというところが非常に大事なんですね。そういう、27年間、こども環境委員会が培ってきた、そういう実績というのをもっと、これについてもっと大切になっている情勢というふうには考えはあるんですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 先ほど秋間委員のご質問で、人数というところもありまして、ちょっとそのところの答弁を補足させていただきます。

まず、令和3年度におきましては、参加者数は28名、ただ、こちらは51名の応募があって抽せんをした上での28名となっております。その後、26、22、令和7年度は15、令和8年度は14という結果になっております。そういったところも事実としてあるということも申し添えておきます。

続きまして、今の秋間委員のご質問にはなりますけれども、委員ご指摘のとおり、学び、考え、行動するというところにつきましては、気候変動が深刻化する中では、非常に重要なことであるというふうに私どもも認識をしております。そういったこともあり、この事業をそのまま継続するだけが適切な方法なのか、また、現在の状況において手法なども見直していくことが必要だというふうに考えたところになります。今回の見直しは、先ほども申し上げましたように、従来の取組を新たな環境学習の取組につなげていくものと考えております。今、来年度からはなりますけれども、こども環境委員会の考え方を引き継いだ形で、新たな事業を現在検討させていただいているところになります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 具体的にどんな事業を行おうとしているのかというのはあるんですか。

○委員長 環境課長、答えられますか。

◎古屋和世 環境課長 やはり子供たちが自ら考えて行動することが大切になりますので、体験型の学習を何か新しくできるのではないかとということであったりだとか、あとは、環

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

境ふれあい館の中でやっております環境学習室の事業につきましても、こども環境委員会と同じ、知って考え行動するというコンセプトでやってきたものに類似するような事業もありますので、そういったところを強化していく、そのように考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 うちの会派は、4年前に、ちょうど今頃の時期、4定の時期だったかな、の手前ぐらいのところで、実はここのこども環境委員会の卒業生の方で、岡山で林業をやられている。林業というのは、持続可能な社会をつくるという点で、森の再生と、あと、そのいわゆる危険な動物が、熊も最近あれですけども、そういうようなのを少なくしていくとか、猟をやっている人たちともリンクして、森を守るという活動に、このこども環境委員会に触れて、自分の人生変えた女性がいて、その人のところに、私ちょっとコロナで行けなかったんだけど、うちの鈴木、伊藤で行ってきました。本当にコペルニクス的な転換ですね、私たちの考え。それで、何でそうなったのといったら、やはりこども環境委員会での体験というのが自分の人生変えましたと。あと、もう一人の人で、今、これ、大学院で教えている人なのかな、こういうふうに言っていますね。これは男性です。私は、こども環境委員会で自ら考えること、話をする、聞くことの大事さ、社会問題と自分との関わり、自らが行動することの大切さなど、感じることができました。自分をつくり上げていただいた本当に大事な一つのピースであるというふうに思っておりますと。これは、今回の問題を私も知って、OBの方から寄せていただいた声です。そういう点では、今、課長は、次にもう生かすんだということです。であれば、やはり特に一番、私は、区役所が提供するという形になると、与えてあげるというのは駄目なんですよ、これ。与えてあげるというんじゃないくて、考えてもらう。そして、行動してもらう。ただ、10回というのは、先ほど参加者が減ったというのは、今の子供、めちゃくちゃ忙しいから、もう塾ばかり行かされているから。それは10回はなかなか行けないですよ。だけれど、今本当に自分たちの未来考えたときに、地球がどうなってしまうかというのは、本当に大人たちがやる責任というのは物すごく大事になっているわけで、そういう点では、自然体験、これは続けていただきたいというのと、あと、自然体験も役所が提供するんじゃないくて、インタープリターさんたちが提供するのではなくて、今までみたいに考えて、ボランティアさんと一緒にやってきたみたいな協働のいい部分というのを生かせるような、そういう中身をぜひ、私は、考えていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 長年にわたりこども環境委員会は区民の皆様との協働により実施してきた事業であります。区のほうだけでは考えることができなかった、そういった内容も区民の皆様からご意見をいただくことで実施できた部分は、すごく大きくあると思っております。そういったところを踏襲しながら、どのような形で次に具体的に事業として展開できるのかというの、まだお示しできるところではございませんが、委員ご指摘のとおり、与えるだけの環境学習にはならないような内容を、この後、続けていけたらというふうに考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいですね、秋間委員。

◆秋間洋 委員 以上でいいですけども、本当にこれ、27年間、本当に子供たちと環境の学習に貢献してきた事業というのが、今回で終わるわけですから、そういう点では、やはり議会としても、ボランティアさん、区民との協働というののこれについては、やはり労をねぎらいたいと思います。まだ続いていますけれど。

○委員長 よろしいですか。

すみません、松村委員、お待たせいたしました。

◆松村智成 委員 202ページの公害防止相談指導の部分になります。

まず、苦情受付について554件ありますが、内訳、もしありましたら教えてください。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 554件の相談の内訳でございますが、まず、発生源別に申し上げますと、工場に関する苦情が6件、指定作業所に関するものが3件、一般の苦情に関するものが139件、建設作業に関するものが226件、計554件の苦情件数となっております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。

ここの今お話がありましたとおり、やはり解体工事が大分多いのが、もうずば抜けているのがこれで分かります。これまで私、幾度となく、解体工事の事前周知の条例化と説明会の義務化を求めてまいりました。しかし、区が抜本的な対策を先送りしている間に、事態は極めて深刻化しているという現状がございます。昨今、解体現場では孫請、ひ孫請と不透明な多重下請構造が常態化し、現場には日本語が全く通じない外国人作業員のみが配置されるケースが確認されております。これ、台東区に限らずなんですが、道路占用許可を取らないなど、ガードマンを置かない、重機を乱暴に扱い騒音、振動をまき散らす、さらには、過積載のトラックが走り回るなど、ルール無視、安全無視の不法地帯化としている現場が多数報告され、そのうち、台東区も何件か、私は直接確認してきました。近隣住民が恐怖を感じて、苦情を言おうにも言葉が通じず、責任者の所在すら分からない、SNSなどではこうした外国人だけには限らず、不法就労だとか、脱税の温床となっている疑惑まで報道されて、区民は極めて強い不安と憤りを抱いており、なぜか私のところにその苦情が来るという何か構図ができていますと。現在の区の指導要綱は、単なるお願いベースでございまして、こうした悪質な業者に対しては完全になめられていると私は感じています。抑止力として全く機能していないと言わざるを得ない状況です。新築工事を行うには、条例で説明会が義務づけられているのに、なぜ最もトラブルが起きやすい解体工事を要綱のまま放置しているのか、これ以上、区民を泣き寝入りさせ、トラブルの矢面に立たせるわけにいかないと強く思っています。罰則や指導権限を伴う実効性のある条例化に向けた検討の、以前、検討という言葉をいただいておりますが、進捗状況はどうなっているのか、いつまでに結論を出すつもりなのか、明確に教えてください。

○委員長 環境課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 環境課長 要綱ではなく、条例をというご質問でございますが、区では、今ご説明がありましたように、要綱に基づいて解体工事の事前周知を図っていただくということとしております。そういった中で、騒音や振動など、問題のある工事があった場合は、複数回、現地に赴きまして、改善指導を行うなど、粘り強く対応させていただいております。また、台東区の場合は、建物の面積などの基準は設けず、事業者は解体工事に際し、建物周辺の住民に解体工事の内容を周知するよう説明会や個別説明などを行うこととなっております。しかしながら、事前周知のルールは自治体によって異なるため、一部の事業者については、事前周知をしなければならないことを知らなかったということもございます。そのような場合には、区の職員が直ちに現地へ向かい、関係者からお話を伺った上で、必要な対応を取るよう指示、指導をしております。そのようなことから、現時点では、要綱に基づき、事業者へ指導を行い、周辺住民の方々の理解を得ながら工事が行われるよう適切な運用に努めてまいりたい、そのように考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 なかなか進まないですね。これまで何度も聞いてきましたが、これ、現場の状況というのは改善するどころか、一部では悪化の一途をたどっているという声を聞いています。事故や取り返しのつかない事件が起きてからでは遅いので、現場のパトロール対応には限界がありますし、悪質な事業者の逃げ得を絶対に許さない、特に解体作業をして近隣に迷惑かけたのに修繕しないままにどっか行ってしまう業者はいるんです、現実、まだね。だから、区民の命と安全を守るために、解体工事の条例化を早急に実現するよう強く要望しております。ただ、これ、1個だけは言っておかなければいけないのが、今、区の職員の方が現場に赴いて直接指導されている、説明も課長からもありましたけれど、それ、私も分かっています。ただ、それ、大変申し訳ない、条例とかの後盾がないまま現場に放り込まれる人たちのことを考えたときに、私は本当に胸が痛いと思っています。ですから、それらの職員の方々を守るためにも、ぜひ前向きに進めていただきたいと強く要望して、この件は終わります。

○委員長 どうぞ、次。

◆松村智成 委員 このままいきます。207ページ、ネズミの件です。

ネズミ、浅草とか、上野地区の繁華街において、毎日のようにネズミの被害に関する相談が寄せられておりまして、繁華街のねずみ生息調査及び防除作業委託料として約1,067万円が計上されていますが、実際にどれだけの駆除実績や効果があったのか、教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 繁華街のネズミ被害が増加している状況を踏まえまして、令和5年度から対策を進めておりまして、具体的には、生息状況実態調査、次に、防除対策、最後に、店舗等の夜間ごみの排出状況実態調査、こちらを実施してございます。まず、生息状況調査では、飲食店が多い地域に対して調査を実施しまして、ネズミが多く生息すると推定される地域を把握いたします。その防除対策として、それらの地域に殺鼠剤を投入するなど、そういった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ことを行いまして、こちらで約1,100匹の駆除を行ってございます。最後に、ごみ排出状況実態調査として、被害状況等を調査しまして、対象地域の飲食店等を対象に上限4,000円、購入価格2分の1までのごみ容器購入費助成を実施いたしました。こちらにつきましては、昨年度の申請は0件となっております。ネズミが多く生息している地域特定いたしまして、先ほど申し上げたとおり、1,100匹の駆除をするという一定の効果は出ておりますけれども、これらの効果は一時的でありまして、やはり餌となるごみ対策等も重要であると考えておりますので、関係所管とも連携して対策を継続していきたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 そうですね、実際、すぐに効果が出るものでもないし、これ、もう終わらない戦いだと思うんです。繁華街とか、飲食店の密集地などで、中途半端で追い出してしまうと、そこから逃げ出したネズミが周辺の一般住宅だとかアパートに逃げ込んでしまい、二次被害を発生させてしまうというのが現状で、一般の住宅で電気配線をかじられるなどの被害が出れば、火災の原因にもなりかねません。繁華街に限定した対策では、モグラたたきになるので、周辺への被害拡大という実態について、区はどのように認識をしているのか、対策がもしあれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 いわゆる周辺地域の家に対する屋内対策というところになりますけれども、まずは、屋内には侵入させないということが最も重要でありまして、そのために最も効果的な対策が環境的な防除方法となります。具体的には、餌をなくす食べ物の管理、侵入口を塞ぐ防鼠構造、防鼠工事、巣を作らせない整理整頓というのが防除の3大原則となっております。また、既に屋内に侵入してしまったネズミにつきましては、粘着シートであるとか、捕獲器、殺鼠剤による防除が考えられます。区では、これらの相談を受けた際に、パンフレットや粘着シートのサンプル等を配布するなど、対策の周知啓発を図るとともに、ご自身での対策が難しい場合には、駆除業者の紹介等も行っております。委員ご指摘のとおり、屋内のネズミに関する相談も寄せられておりますが、既に屋内に侵入してしまったネズミに対する防除対策というのは、一時的に効果があるだけで、抜本的な解決とは、こちらなりませんので、最も効果的な侵入させないという対策を引き続き周知啓発していきたいと考えてございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 力強いご答弁ありがとうございます。

この通告、偶然ですよ、偶然なんですけれど、通告出した後に、うちの中でネズミが確認されて、LANケーブルがかじられたという事件がありまして、非常にちょっと気持ちが入ってしまうのですが、ぜひこれについては、一般の方からの相談、なぜかこちらに作るケースもあるのですが、そちらにちゃんと対応を促しますので、ぜひ今後とも対応をお願いしたいと思います。

最後、1個、いきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 はい、どうぞ。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 ネズミ関連。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 通告は出していないくて、ちょっと意見だけなんですけど、これに関して、私の元にも意見はいただいているんですが、一部、猫が減ったからネズミが殖えたという方がいらっしゃるんですけど、決してそういうことではないのではないかとということで、地域猫に関しては、餌やりさんがいらして、きちんとご飯をもらっている状態なので、ネズミがいても遊ぶだけで、いわゆる半殺し、おもちゃ状態で食べることはないの、そこはちょっと誤解している方がいらっしゃるのかなというので、ちょっと一言言いたかったのと、個人的にはですけど、猛禽類だとか、蛇だとか、ネズミを餌とする生き物を放して捕食させるのはどうかなのではないかと思うところがあるので、それは意見だけ言わせてください。以上です。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 猫はネズミ食べないんですね。勉強になりました。ありがとうございます。

それでは、ごめんなさい、207ページの住宅宿泊事業事務について伺いたいと思います。

いわゆる民泊について、現在の民泊の登録件数と条例制定後からの推移を教えてください。

まだ条例、始まって、10月とかなんで、そんな変わらないでも、一応お願いします。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 7年度末時点の届出住宅数、こちら、成果説明書に記載のとおり、1,376件でしたけれども、直近の9月末時点は1,513件となっております、その数は増加をしております。

次に、第2回定例会において民泊条例の改正を公布しておりますけれども、その後の駆け込みの届出数についてお答えいたします。7月1日から9月30日までの3か月間で約470件の新規届出がございました。9月末時点でまだ約230件が未処理となっておりますので、これらの処理が終了しますと、正確な数ではありませんけれども、届出数は合計で1,750件程度になるかと踏んでございます。

また、補足になりますけれども、10月1日以降、新規の届出は0件となっております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ちょっと駆け込み、こんなにあったんですね。すげえな。

一般の区民にとっては、適法な旅館業と民泊の違い、分かりにくく、ヤミ民泊じゃないかというような不安を抱く方が多くいらっしゃって、よく本当に連絡いただきます。特に建物の周辺に、前も言ったかもしれませんが、キーボックスが設置されているのとか見ると、オートロックのセキュリティがもう意味をなしていない、形骸化しているというのもあり、建物の価値低下への懸念も出ています。保健所としては、定期的な立入り等を行っていると思いますが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

管理者が不在のまま、無人で運営されるようなヤミ民泊などの実態を区としてどこまで把握し、指導できているのか、伺います。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 民泊につきましては、住宅宿泊事業法の第3条に基づきまして、保健所への届出がまず必要となります。あわせて、区の条例第13条では、周辺地域の住民等からの苦情、問合せに迅速に対応するため、30分以内駆けつけ対応できる体制確保を義務づけておりまして、これらを守らない事業者は規制の対象と、まず、なっております。しかしながら、これらの事業者、区のほうから自発的に把握するというのは、現実的に難しい面もございます。実際には近隣の住民、あるいは、宿泊者などから通報してもらい、その都度、現地確認を行うことで、必要に応じて指導を行っているというところになってございます。

なお、第2回定例会の保健福祉委員会でご報告しましたとおり、この10月からコールセンターを開設するとともに、事業者委託を拡大しまして、迅速かつ的確な現地調査を行っております。あわせて、新たに30分以内の駆けつけができるかの確認であるとか、区内全届出施設に対する定期的な現地調査を行うなど、そういった指導、監督を強化していきたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 誰が見ても分かるような標識の徹底とか、キーボックス問題の指導強化などから、区民の不安を払拭するためのさらなる実効性ある対策は求めているのですが、今、課長からお話いただいたとおり、10月から始まったばかりではあるものの、やはりコールセンターは平日昼間だというのがちょっと少しもう既に引っかかっている状況がございます。今後、そういったのについては、いろいろな課題が上がってくると思いますが、ここについては柔軟な対応をしていただかなければならないと思いますし、ただ、まず、そんな嫌みばかり言ってもしょうがないので、ちょっと本音のところから言うと、今月の10月1日から始まった民泊の規制については、規制強化については、多くの区民とか、近隣の自治体の方から、すごく称賛の声が届いています。一部からもちろん反対の意見というか、もう脅しに近いようなご意見もいただいているんですけども、区民の平穏な生活を守るという観点から、私は、この今回の規制強化は本当にやってよかったと思っておりまして、これはまさに区長の英断のおかげであって、本当にありがとうございますというのを申し上げたいところです。ただ、民泊の規制が厳しくなった分、今後は規制の緩いと思われる旅館とかホテルといった宿泊業へ悪質な業者が逃げ道を求める懸念がありまして……

(発言する者あり)

◆松村智成 委員 いや、ごめんなさい、ちょっとこれ言い出すと長くなってしまうんですけど、実は抜け道があるんですよ。だから、この宿泊業全体の規制の在り方については、ちょっと今回、総括はやりませんけれども、まず、条例の始まったことにより、推移を見極めながら、今後の一般質問などでやっていきたいと思いますし、今後追いかけていきたいと思います

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項清掃費について、ご審議願います。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 212ページ、動物死体処理作業について伺います。

令和7年度に処理件数241件となっていますが、犬や猫など、動物の種類ごとの内訳を教えてください。

また、それが道路などで発見されたものなのか、飼い主から引取りを依頼されたものなのかについても、それぞれ件数を把握していれば、併せて教えてください。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 それでは、お答えいたします。

241件の内訳ですが、家庭で飼われていた動物の埋葬依頼の件数と、あとは、区道などで回収した動物死体の回収の合計となっております。まず、動物の内訳としましては、犬が31頭、猫が76匹、そのほかの動物が134件となっております。また、ペットの埋葬依頼か回収しているかの内訳になりますが、まず、犬では、埋葬依頼が30件、区道での回収が1件、猫では、埋葬依頼が49件、区道での回収が27件、また、そのほかの動物としましては、ペットの埋葬依頼、ウサギとかになるんですけれども、ハムスターなどが多いんですけれども、そちらが49件、あと、区道などで回収しているネズミやカラス、ハトなどが85件となっております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

処理された猫ちゃんの中には迷子になった飼い猫のほか、飼い主のいない猫や、いわゆる地域猫も含まれている可能性があると思います。先ほど動物愛護管理のところでも保護や譲渡につなげる視点について言ったのですが、不妊、去勢手術を行って元の場所に戻した後にも、外で暮らしている猫ちゃんたちには交通事故などの危険が常に伴います。こうした点からも、譲渡につなげられる猫については、新たな飼い主につなぐ取組が大切だと思います。ちょっとまた動物なんで、しゃべってしまうんですけれど、まず、道路などで亡くなっている犬や猫の飼い主の確認についてなんですけれど、こうした犬や猫の中には、迷子になったもので、飼い主さんがいる可能性があります。発見された場所によって処理を行う管理者が異なることや、清掃事務所が収集、処理を担う中で、飼い主の確認まで対応するというのは難しい部分があることは理解しているんですが、飼い主さんにとっては大切な家族です。行方が分からなくなったワンちゃん、猫ちゃんを必死に捜し続けているという方もいらっしゃいます。年単位で捜している方もたくさんいます。亡くなっていたという場合でも、そのことを知り、お別れができるというのは非常に大切なことだと思っています。まずは、区が引き取る犬や猫について、動物愛護を担当する部署などとも連携し、発見場所や毛色、首輪の有無などの記録と迷子の届出と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の照会やマイクロチップの確認など、どのような対応が可能かを検討していただきたいと思います。現場の負担なども踏まえながら、引取りから処理までの間に必要な確認や情報共有を行い、可能な限り飼い主さんにつながる仕組みを整えていただくことを強く要望します。

もう1点は、亡くなったペットの引取り制度の周知についてです。区では、現在、25キロ未満のペットについて、1頭2,600円で引取りを行って、合同で埋葬する仕組みがあります。私自身、この制度を知った際に、費用面でとても利用しやすいなと感じました。費用負担の状況から、料金の見直しを検討されているということも承知はしていますが、行政の窓口相談できるという安心感も含めて、区民にとって大切な選択肢だと思います。しかし、こうした制度があること自体を知らない方や清掃事務所に相談先になるとは思えない方もいらっしゃると思っています。私もこれまで、道路で車にひかれて亡くなってしまっていた猫ちゃんを見つけて、回向院さんまで連れていったということが何度かあるんですが、当時は火葬や埋葬をどうするかということが頭に浮かんでしまって、清掃事務所に連絡しようという考えには至りませんでした。その対応を知っていたら選択肢が広がったかなと思っています。特に大切に飼っていたワンちゃん、猫ちゃんが亡くなったときには、清掃事務所に相談するというのを思いつかない方もいると思います。現在、個別火葬もかなりはやっているというか、増えてきているので、それをやっている方もいるんですが、費用面でどうしても高額になってしまうので、それを選択することが難しい方もいらっしゃると思います。複数のペットを飼っている、多頭飼育をしている世帯では、その負担が重なってしまうこともあります。そもそも猫ちゃん、ワンちゃん、ペットが亡くなったときにどこに相談すればいいかわからないという方もたくさんいらっしゃいます。私のところに相談が来ることもあります。大切な家族を亡くし、悲しみの中で、相談先を探さなければならないときに、こうした制度があるということは一つの安心につながります。そのため、制度をホームページに掲載するだけではなく、ペットが亡くなったときの相談先として、必要な方が見つけやすく分かりやすい形で案内していただきたいと思います。その際には、料金や対象となる動物の種類、申込方法に加えて、合同埋葬になることなど、利用に当たって必要な情報を丁寧に伝え、飼い主さんが納得して選択できるようにしていただきたいと思います。あわせて、道路など、飼い主さんの分からない動物の遺体を見つけた場合の連絡先についても分かりやすく案内していただきたいと思います。区のホームページだけではなくて、動物病院や動物愛護を担当する部署などを通じた案内も含め、必要なときに必要な方へ情報が届くよう周知の充実をよろしくお願いいたします。以上です。大丈夫、要望です。お願いします。

○委員長 次、どうぞ、次の質問どうぞ。よろしいですか。終了ですか。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 私は、213ページの清川清掃車庫、事務所の清掃、車庫の整備、ここでお伺いいたします。

ここの旧小包集中局の跡地、これの整備をどうやっていくかということが令和6年度に決ま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

って、令和7年度、このことについては、まずは、清掃車庫の、そして、清掃事務所の整備をしていくと、これを進めていくことが先決だということで、進んできたというふうに思っております。

そこで、令和7年度、具体的な取組、どんなことをやってきたのか、そしてまた、ここは設計と施工を一体的に発注するという、そうした新たな取組をやるということになっておりましたが、実際にその取組の目安、どうなっているのか、教えてください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

昨年度は、清川清掃車庫等の基本計画を6月に策定しまして、8月に設計・施工一括のデザインビルド方式を発注し、また、工程やコストなどの管理、監督をコンストラクションマネジメント会社、CM業者に発注しました。CM業務を11月に契約しております。設計・施工一括のデザインビルドは、プロポーザルを12月に予定していましたが、応募者が2者ございましたが、その後、提案書の提出者がゼロであったため、3月に再公募を行ってございます。今年度ですけれども、再公募のプロポーザルを経まして、優先交渉権者、大和リース・綜企画設計特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定させていただきまして、6月に設計業務及び施工業務の契約手続等を定める基本協定を結び、7月に設計業務委託契約を締結しまして、現在、設計業務に着手しております。設計と施工を一体の初めてのケースでございすけれども、順調に進んでおりますので、まずは、基本設計を仕上げまして、第4回定例会にお示しさせていただきたいと考えております。今回の工事の内容としましては、先行工事という東側のスロープの解体から始まるんですけれども、その先行工事から新築工事、解体工事の順で行いまして、令和12年9月の完了を目途に鋭意進めているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 コンストラクションマネジメント、そこがやっていくということで伺いました。実際に施工に向かってしっかりと進んでいるんだなということは分かったんですが、どんな清掃事務所、清掃車庫をイメージしているのか、どんなふうになったらいいなと思っているのか、その基本設計までこれから進んでいくわけですから、その辺はどのようにお考えなのか、お示してください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

今回、敷地内に民間施設が北側に配置して、南側に新たに設置、新設するものでございます。まずは、民間施設と外観等を協調を取るようなところが必要になろうかと思えます。あとは、清掃車庫を南側に設置しますので、近隣への配慮を十分にするとともに、清掃車の動線も基本計画や基本設計の中で検討しておりますので、そちらも周辺に影響ないように検討しているところでございます。あとは、従事している清掃職員の労働環境を快適性を追求するということも必要かと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 確かに今までの清掃事務所では、働いている方々のそうした環境というのがいいとは言えなかったんで、そうしたところも配慮をして、清掃事務所が働いている方のそうした福利厚生にも役立つような施設になるということは大事だなというふうに思っております。周りへの配慮もしながら進めていくということなので、しっかりと目的どおり、目標日時どおりに完成することを祈っておりますので、頑張ってください。それ、以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 212ページ、そして、資料の21というので、プラスチックごみの資源回収ですね、この問題で質問します。

現在の現行の一般廃棄物処理計画、今年度で終わるわけですがけれども、来年度の改定に向けて今、調査とか、委員会にも報告をしているようですがけれども、今の現計画によると、プラスチックを区内でいわゆる熱回収かな、サーマルリサイクルみたいな形でやらないで、そして、CO₂を排出をできるだけ減らすということである、どのぐらいの効果があるのかというのをコラムにしたところで、東京ドームに人工杉、これを全部植えた面積でいうと、58個分のCO₂吸収という効果があると、台東区の全部のプラスチックごみを燃やさなければ、そのような記述がありますけれども、その規模からすると、現在のプラスチックごみの回収というのはどのぐらいの到達点にあるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 答えいたします。

令和3年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、参考指標として、CO₂削減効果に関して、計画最終年度である令和12年度のCO₂の削減量を基準年度の令和元年度から2,405トン削減するとしています。委員ご指摘のとおり、これは東京ドーム58個分の杉の人工林が1年間に吸収する量になります。令和7年度のプラスチック回収実績量は1,517トンでしたが、1トン当たりのCO₂削減量を1.46トンと計算しますと、令和7年度のCO₂削減量は2,215トンであり、東京ドーム54個分となっています。さらに、計画の中間年度の令和7年度におけるCO₂削減計画量は1,206トンでありまして、これは東京ドーム29個分であることから、目標を上回る成果が出ていると考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これ、私もなかなかすごいプラスチック回収だなというふうに、資源回収だなと思ったんですね。というのは、トンで見ると分からないんですよ。これ、プラスチックは軽いんで、どうしても燃やすごみの量があまり減っていないじゃないかみたいですね。だけれど、私など、ごみ出しするときには、大体同じぐらいの量なんですよ、感覚として。だから、ただ、重さは多分軽いだろうと思うんですね。でも、それがこれだけCO₂の削減、ちょっと東京ドーム58個分とか54個分がどのぐらいのCO₂なのかというのは分からないですけど、でも、やはり間違いなく、これは効果を上げているという点は、私は本当にこれ、とにかく熱

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

回収やめてくれと言って十数年、この問題でやってきた者としては、感慨深いものがあると。ただ、さらにまだ、4個分とは言わない、さらに進む余地ありますけれども、それについてさらに進めるにはどうしたらいいかと、その方策については考えがあるんですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎坂本一成 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

リサイクルを進めるための方策としましては、今後もプラスチック分別回収の出前講座を継続して実施していくなど、積極的に周知啓発を図ることにより、燃やすごみからプラスチック分別回収への移行を促進してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 出前講座は、物すごく本当に分かりやすく説明してくれるんだよね。だから、ぜひ、職員の皆さん頑張っているから、そういう点では、いろいろなところで出前講座をやって、さらにプラスチックごみ減らすということ、燃やすプラスチックごみを減らすというふうに頑張っていく必要あるなというふうに考えました。以上です。

○委員長 よろしいですね。

以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第4款衛生費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 5時23分閉会